

一般廃棄物処理施設の整備・維持管理
に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 28 年 3 月

総務省行政評価局

前書き

市町村が中間処理や最終処分を行う一般廃棄物の発生量は、人口の減少並びに廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進に伴い、減少することが見込まれている。

一方、「日本の廃棄物処理（平成 25 年度版）」（平成 27 年 2 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）によれば、一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）数は、ごみ焼却施設で 1,172 施設となっているなど、膨大な社会資本ストックを形成するに至っている。今日、処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用、再生利用、熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、地球温暖化対策の一翼を担う使命を持つ都市施設（注）と位置付けられている。

しかしながら、処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短く、ごみ焼却施設についてみると、平成初頭以前に稼働を開始したものについては、老朽化による更新時期を迎えつつある状況にある。

こうした状況にあって、環境省では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年環境省告示第 34 号）に即して、5 年ごとに廃棄物処理施設整備計画を策定するとともに、同整備事業を実施する市町村に対し、循環型社会形成推進交付金を交付している。

しかし、同交付金の予算が限られ、地方公共団体の財政状況も厳しい中、既存の処理施設の更新・機能の効率的な維持が急務となっていることから、環境省は、平成 20 年 3 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画や 25 年 5 月に閣議決定された同整備計画により、効果的かつ効率的な処理施設整備の実施やストックマネジメントの手法の導入による処理施設の長寿命化・延命化を図ることとしている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、処理施設の効果的かつ効率的な整備・維持管理の促進を図る観点から、一般廃棄物処理の現状・動向、処理施設の広域化・集約化の取組状況及び維持管理等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

（注） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条で規定される施設をいう。

目次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	
1	ごみ処理の現状・動向及び国の取組の動向	2
2	ごみ焼却施設の長寿命化	
(1)	ストックマネジメントの手法の導入状況	22
ア	長寿命化計画の策定状況	22
イ	長寿命化計画に沿った維持管理の実施状況	36
ウ	長寿命化計画の効果の発現状況	41
エ	ライフサイクルコスト比較の実施状況	46
(2)	施設の維持管理の実施状況	48
ア	施設の日常的な維持管理	48
イ	点検・検査の実施状況	54
ウ	技術管理者の配置等	63
エ	立入検査の実施	66
3	ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化	
(1)	計画の策定状況等	72
(2)	循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進	95
4	交付金制度における地域計画の作成及び事後評価の実施	
(1)	地域計画の承認のための審査の状況	102
(2)	事後評価の実施及びその結果の公表	112
5	廃止されたごみ焼却施設の未解体への対処	128

図 表 目 次

1	ごみ処理の現状・動向及び国の取組の動向	
	表 1-① 我が国の人口の推移	5
	表 1-② リサイクル率の推移	5
	表 1-③ ごみ総排出量の推移	6
	表 1-④ 1人1日当たりごみ排出量の推移	6
	表 1-⑤-i 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインー ダイオキシン類削減プログラムー概要」(平成9年1月)(抜粋)	7
	表 1-⑤-ii 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(平成 9年1月28日付け衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長 通知)(抜粋)	7
	表 1-⑥ 「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環 第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)(抜粋)	8
	表 1-⑦ ごみ焼却施設数の推移	9
	表 1-⑧ 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設 編」(平成22年3月(平成27年3月改訂)環境省大臣官房廃棄物 ・リサイクル対策部廃棄物対策課)(抜粋)	10
	表 1-⑨-i 「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平成17年6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)	11
	表 1-⑨-ii 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年4月11日 付け環廃対発第050411001号環境事務次官通知)(抜粋)	11
	表 1-⑩ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成20年3月25日閣議決定)(抜粋)	13
	表 1-⑪ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成25年5月31日閣議決定)(抜粋)	14
	表 1-⑫ 平成27年度環境省予算(案)主要新規事項等の概要(抜粋)	15
	表 1-(参考)ーア 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分除く。)予算額の推 移	18
	表 1-(参考)ーイ 循環型社会形成推進地域計画の作成状況	18
	表 1-(参考)ーウー① 調査対象市町村等数及び施設数	19
	表 1-(参考)ーウー② 調査対象77施設の事業方式	19
	表 1-(参考)ーウー③ 調査対象77施設の管理体制	20
	表 1-(参考)ーウー④ 調査対象77施設の種類	20
	表 1-(参考)ーウー⑤ 調査対象77施設の炉型式	21
	表 1-(参考)ーウー⑥ 調査対象77施設の処理能力及び炉数	21
2	ごみ焼却施設の長寿命化	
	(1) スtockマネジメントの手法の導入状況	
	ア 長寿命化計画の策定状況	

表 2-(1)-ア-①	「一般廃棄物処理施設の長寿命化の促進について」 (平成 21 年 10 月 27 日付け環廃対発第 091027001 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策 課長通知) (抜粋) ……………	27
表 2-(1)-ア-②	ストックマネジメントの手法における性能劣化曲線 ……	27
表 2-(1)-ア-③	長寿命化計画の体系……………	28
表 2-(1)-ア-④	基幹的設備改良事業及び高効率ごみ発電施設の概要…………	29
表 2-(1)-ア-⑤	長寿命化手引きに沿った延命化計画の策定状況 (稼働年数別) ……………	31
表 2-(1)-ア-⑥	長寿命化手引きに沿った延命化計画を策定している 25 施設の内訳……………	31
表 2-(1)-ア-⑦	稼働年数 15 年以上の施設で長寿命化手引きに沿った延命化計画を策定していない主な理由……………	32
表 2-(1)-ア-⑧	長寿命化手引きに沿った施設保全計画の策定状況 (稼働年数別) ……………	33
表 2-(1)-ア-⑨	長寿命化手引きに沿った施設保全計画の立案・運用 における実施事項の実施状況……………	34
表 2-(1)-ア-⑩	長寿命化手引きに沿った施設保全計画を策定していない理由の例……………	35
イ	長寿命化計画に沿った維持管理の実施状況	
表 2-(1)-イ-①	延命化計画における延命化工事の開始時期及び完了 時期……………	38
表 2-(1)-イ-②	施設保全計画に沿った維持管理が行われていない例……………	38
ウ	長寿命化計画の効果の発現状況	
表 2-(1)-ウ-①	基幹的設備改良事業実施時点における稼働年数……………	44
表 2-(1)-ウ-②	延命化計画における延命化の目標期間……………	44
表 2-(1)-ウ-③	延命化計画における延命化の目標期間終了時の稼働 年数……………	44
表 2-(1)-ウ-④	市町村等が独自にごみ焼却施設の耐用年数を設けて いる例……………	45
表 2-(1)-ウ-⑤	実態調査の記載が不正確な例……………	45
エ	ライフサイクルコスト比較の実施状況	
表 2-(1)-エ	LCC の算定が不十分な例……………	47
(2)	施設の維持管理の実施状況	
ア	施設の日常的な維持管理	
表 2-(2)-ア-①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法 律第 137 号) (抜粋) ……………	50
表 2-(2)-ア-②	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和	

	46年厚生省令第35号) (抜粋)	50
表2-(2)-ア-③	稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績(平成25年度)	51
表2-(2)-ア-④	稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績が100%を超えている施設の概要	51
表2-(2)-ア-⑤	炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日1日当たりの処理能力に対する処理実績(平成25年度)	52
表2-(2)-ア-⑥	炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日1日当たりの処理能力に対する処理実績が100%を超えている施設の状況(平成25年度)	53
イ	点検・検査の実施状況	
表2-(2)-イ-①	廃掃法施行規則における点検・検査に係る規定	57
表2-(2)-イ-②	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知)(抜粋)	58
表2-(2)-イ-③	「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」におけるごみ焼却施設に係る精密機能検査の検査項目等	59
表2-(2)-イ-④	精密機能検査の実施状況(稼働年数別)	60
表2-(2)-イ-⑤	精密機能検査を実施していない主な理由の例	61
表2-(2)-イ-⑥	精密機能検査を不定期実施としている(3年に1回実施していない) 主な理由の例	61
表2-(2)-イ-⑦	機能検査、精密機能検査及び機能診断調査の位置付け等	62
ウ	技術管理者の配置等	
表2-(2)-ウ-①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抜粋)	64
表2-(2)-ウ-②	廃棄物処理法の解説(平成24年度版)(抜粋)	64
表2-(2)-ウ-③	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成12年12月28日付け衛環第96号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)(抜粋)	64
表2-(2)-ウ-④	「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(平成18年7月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)	65
エ	立入検査の実施	
表2-(2)-エ-①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抜粋)	68
表2-(2)-エ-②	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46	

年政令第 300 号) (抜粋)	68
表 2-(2)-エ-③ 平成 23~25 年度における立入検査の実績の有無	69
表 2-(2)-エ-④ 立入検査の実績がない都道府県における状況	69
表 2-(2)-エ-⑤ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について」(平成 6 年 12 月 28 日付け衛環第 332 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)(抜粋)	69
表 2-(2)-エ-⑥ 立入検査における指摘による改善例	69
表 2-(2)-エ-⑦ 立入検査において精密機能検査の実施状況について確認している例	70

3 ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化

(1) 計画の策定状況等

表 3-(1)-① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成 12 年 9 月 28 日付け生衛発第 1469 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)(抜粋)	77
表 3-(1)-② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)(抜粋)	78
表 3-(1)-③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)(抜粋)	79
表 3-(1)-④ 循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)(抜粋)	79
表 3-(1)-⑤ ごみ処理の広域化・ごみ焼却施設の集約化に関するガイドライン・基本方針	80
表 3-(1)-⑥ 調査対象 14 都道府県におけるごみ焼却施設数の推移	81
表 3-(1)-⑦ 全国における 1 ごみ焼却施設当たりの処理能力の推移	82
表 3-(1)-⑧ 調査対象 14 都道府県における 1 ごみ焼却施設当たりの処理能力の推移	83
表 3-(1)-⑨ 全国における処理能力別のごみ焼却施設数の推移	84
表 3-(1)-⑩ 調査対象 14 都道府県における処理能力別のごみ焼却施設数の推移	85
表 3-(1)-⑪ 全国における全連続運転のごみ焼却施設数の推移	86
表 3-(1)-⑫ ダイオキシン類等が規制値を大きく下回るとされる小規模施設の例	86
表 3-(1)-⑬ 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等の推移	87
表 3-(1)-⑭ 調査対象 14 都道府県における一次計画期間中のごみ焼却施設の減少率等	88

表 3- (1) - ⑮	一次計画においてごみ焼却施設の広域化・集約化に係る 定量的な目標を設定している都道府県の目標達成率	89
表 3- (1) - ⑯	広域化・集約化が進捗していない状況	89
表 3- (1) - ⑰	市町村等において広域化・集約化を図ろうとするものの、 進捗せず、計画が頓挫等している例	90
表 3- (1) - ⑱	広域化・集約化に伴う廃止焼却施設の未解体の例	92
表 3- (1) - ⑲	広域化・集約化の推進に慎重な意見を有する都道府県	92
表 3- (1) - ⑳	広域化の進展理由	92
表 3- (1) - ㉑-i	広域化・集約化によるコスト試算 (群馬県)	93
表 3- (1) - ㉑-ii	広域化・集約化によるコスト試算 (埼玉県)	93
表 3- (1) - ㉑-iii	広域化・集約化によるコスト試算 (愛媛県)	94
表 3- (1) - ㉑-iv	広域化・集約化によるコスト試算 (宮城県)	94
表 3- (1) - ㉒	施設を集約することでコスト削減できるものの、危機管 理上の理由から集約しないこととした例	94
(2) 循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進		
表 3- (2) - ①	「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」 (平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) (抜粋)	98
表 3- (2) - ②	「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」 (平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知) (抜粋)	98
表 3- (2) - ③	単独で交付金の交付対象とならない市町村数	99
表 3- (2) - ④	施設を集約化する目標が設定されているにもかかわらず、 集約化の時期・方針を定めず、各市が単独で基幹的設備改 良事業を実施している例	100
表 3- (2) - ⑤	単独で交付金を受けられない市町村におけるごみの処理 状況	100
表 3- (2) - ⑥	二次計画等を策定・運用中の都道府県における市町村へ の支援の実施状況	101
表 3- (2) - ⑦	都道府県の意見等	101
4 交付金制度における地域計画の作成及び事後評価の実施		
(1) 地域計画の承認のための審査の状況		
表 4- (1) - ①	「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」 (平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄 物・リサイクル対策部長通知) (抜粋)	104
表 4- (1) - ②	地域計画の審査を行うためのチェックリスト	104
表 4- (1) - ③	調査対象 14 都道府県内の 43 市町村等が作成した地域計 画	106
表 4- (1) - ④	地域計画と一般廃棄物処理基本計画の目標値の整合性が	

	取れていない事例	108
表 4- (1) - ⑤	共同で地域計画を作成しているものの、ごみの一体的処理に係る具体的な施策が盛り込まれていない事例	109
表 4- (1) - ⑥	チェックリストの未改正箇所	111
(2)	事後評価の実施及びその結果の公表	
表 4- (2) - ①	「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜粋)	116
表 4- (2) - ②- i	地域計画の事後評価の様式(事後評価書)	117
表 4- (2) - ②- ii	地域計画策定の際に目標値を設定する指標	117
表 4- (2) - ②- iii	一般廃棄物の処理状況フロー	118
ア	事後評価書の作成・提出状況	
表 4- (2) - ア- ①	事後評価書等の提出時期が到来した地域計画数	118
表 4- (2) - ア- ②	調査対象とした市町村等の事後評価書の作成・提出状況に係る事例	119
表 4- (2) - ア- ③	環境省と地方環境事務所で情報が共有されておらず、地方環境事務所が、地域計画の計画期間の変更を把握できていない事例	121
イ	改善計画書の作成状況	
表 4- (2) - イ- ①	調査対象 20 地域計画における改善計画書の作成状況	122
表 4- (2) - イ- ②	同じ評価結果でありながら、改善計画書を作成している地域計画と作成していない地域計画がみられる事例	122
表 4- (2) - イ- ③	排出量における割合で評価すべき指標について、実績の比較のみで評価を行っている地域計画がある事例	124
表 4- (2) - イ- ④	指標の捉え方が市町村等によって異なっており、実績値が目標値を超過している計画及び実績値が目標値に達していない計画のいずれにおいても、共に目標未達成であると評価して改善計画書を作成している地域計画がある事例	124
ウ	事後評価書等の公表状況	
表 4- (2) - ウ- ①	事後評価書等の公表状況	126
表 4- (2) - ウ- ②	調査対象 20 市町村等における事後評価書等の公表状況	126
表 4- (2) - ウ- ③	調査対象 20 地域計画のうち、事後評価書等が公表されていないものの理由	127
5	廃止されたごみ焼却施設の未解体への対処	
表 5- ①	「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」(平成 18 年 1 月 13 日付け環廃対発第 060113001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイ	

クル対策部廃棄物対策課長通知) (抜粋)	130
表 5-② 「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料」(平成 27 年 6 月 25 日(木) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) (抜粋)	131
表 5-③ 調査対象 14 都道府県における廃止されたものの未解体となっ ているごみ焼却施設の概況	131
表 5-④ 要望書(公益社団法人全国都市清掃会議)(抜粋)	132
表 5-⑤ 解体費用が確保できず未解体となっていたところ、東日本大 震災の発生により、ごみ焼却施設が被災した例	132
表 5-⑥ 公共施設等総合管理計画の策定状況	133
表 5-⑦ 廃止された未解体施設の撤去・活用例	133

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、一般廃棄物処理施設の効果的かつ効率的な整備・維持管理の促進を図る観点から、一般廃棄物処理の現状・動向、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の取組状況及び維持管理等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県(14)、市町村(44)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 4事務所（群馬、神奈川、福井、愛媛）

4 実施時期

平成26年12月～28年3月

第2 行政評価・監視の結果

1 ごみ処理の現状・動向及び国の取組の動向

調査の結果	説明図表番号
<p>(ごみの排出量の現状・動向)</p> <p>我が国の人口は、平成2年は1億2,361万人であったところ、ピークを迎える20年は1億2,808万人まで増加傾向を示し、その後は、減少傾向に転じて、25年には1億2,730万人となっている。</p> <p>国は、家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）を平成7年6月に制定し、9年4月に一部施行、12年4月からの完全施行によって、平成元年度のリサイクル率は4.5%であったところ、12年度には14.3%、22年度には20.8%まで上昇し、ここ数年は横ばいで推移しているものの、25年度は20.6%となっている。また、国は、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定するなど、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進している。</p> <p>さらに、市町村においては、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革などを目的に、一般廃棄物処理の有料化の取組も推進している。</p> <p>こうした背景や取組に伴い、ごみの排出量は、平成元年度4,935万t/年であったところ、12年度に5,483万t/年とピークを迎え、その後は減少傾向に転じ、25年度には4,487万t/年まで減少している。また、1人1日当たりのごみ排出量も、平成元年度は1,098g/人日であったところ、12年度には1,185g/人日とピークを迎え、その後は減少傾向に転じ、25年度には958g/人日まで減少している。</p> <p>(ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化)</p> <p>平成初頭前後、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっていたことを踏まえ、平成2年12月に「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会」により、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）が策定されるとともに、これに基づき、当時の厚生省は、地方公共団体を指導してきた。その後、平成8年6月に厚生省に「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」を設置してダイオキシン対策を一層推進するための検討を行うとともに、ダイオキシン削減対策技術に関する新たな知見を踏まえ、ダイオキシン削減対策を緊急対策と恒久対策に分けて検討し、緊急対策に係る部分を中間報告として取りまとめた。さ</p>	<p>表1-①</p> <p>表1-②</p> <p>表1-③</p> <p>表1-④</p> <p>表1-⑤-i、ii</p>

<p>らに、同検討会では、恒久対策を中心に検討を進め、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。</p>	
<p>このガイドラインに基づき、厚生省は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るための対策の一環として、各都道府県において、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定することとした。この計画において、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t/日以上、最低でも100t/日以上の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、都道府県内の市町村を広域ブロック化することとされた。</p>	表1-⑥
<p>こうしたダイオキシン類の排出削減対策により、ごみ焼却施設は、平成9年度に1,843施設であったところ、年々減少を続け、15年度には1,396施設、20年度には1,269施設、25年度には1,172施設まで減少しているが、いまだ膨大な社会資本ストックを形成している。</p>	表1-⑦
<p>（ごみ焼却施設の更新時期の到来）</p>	
<p>ごみ焼却施設は、施設を構成する設備・機器や部材が高温・多湿や腐食性雰囲気暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、他の都市施設と比較すると、性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされている。</p>	表1-⑧
<p>このため、現在、平成初頭のダイオキシン類排出削減対策によって集中的に整備されたごみ焼却施設の多くが老朽化し、更新時期が到来しつつあるとされている。</p>	
<p>環境省によれば、全国1,172施設（平成25年度）のうち、築20年超の施設が353施設、築30年超の施設が137施設、築40年超の施設が6施設となっており、半数近くの計496施設が築20年を超えるものとされている。</p>	
<p>こうした更新時期を迎えたごみ焼却施設について更新ができない場合には、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスクの増大のおそれがあるとの指摘もある。</p>	
<p>（国の取組）</p>	
<p>国は、こうしたごみ焼却施設の更新需要に対して、平成16年度の三位一体改革により、それまでの廃棄物処理施設整備費補助金を廃止し、17年度から新たに創設された循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）で対応することとしている。</p>	
<p>この交付金は、市町村における廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村がそれぞれ自主性をいかし、創意工夫しながら、3Rに関する明確な目標設定の下、広域のかつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。</p>	表1-⑨-i、ii
<p>このため、人口5万人以上又は面積400㎢以上の地域を構成する市町村（沖縄県、離島等の特別の地域は除く。）が作成する3R推進のための目標及びこ</p>	

れを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画（おおむね 5 か年の計画。以下「地域計画」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 5 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃掃法基本方針」という。）に適合している場合、地域計画に位置付けられた施設整備に対し、年度ごとに国から交付金が交付されることとされている。

また、計画期間終了後、市町村は目標の達成状況に関する事後評価を行い、その結果等について公表することとされている。

（ストックマネジメント手法の導入による既存のごみ焼却施設の長寿命化・延命化）

ごみ焼却施設の建設に要する費用は多大であり、環境省によれば、例えば、人口 30 万人規模の地域でごみの処理量が約 300 t/日とした場合、その施設整備費は約 150 億円とされている。

市町村の財政状況が厳しく、交付金の予算も限られている中、国は、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくために、平成 20 年 3 月 25 日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画、また、25 年 5 月 31 日に閣議決定された新たな廃棄物処理施設整備計画において、ストックマネジメント（注）の手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理及び更新を推進するとともに、交付金の交付対象事業である基幹的設備改良事業により、ごみ焼却施設の長寿命化・延命化を図ることとされている。また、環境省では、平成 27 年度において、特に、更新需要の増大を踏まえ、更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援することとしている。

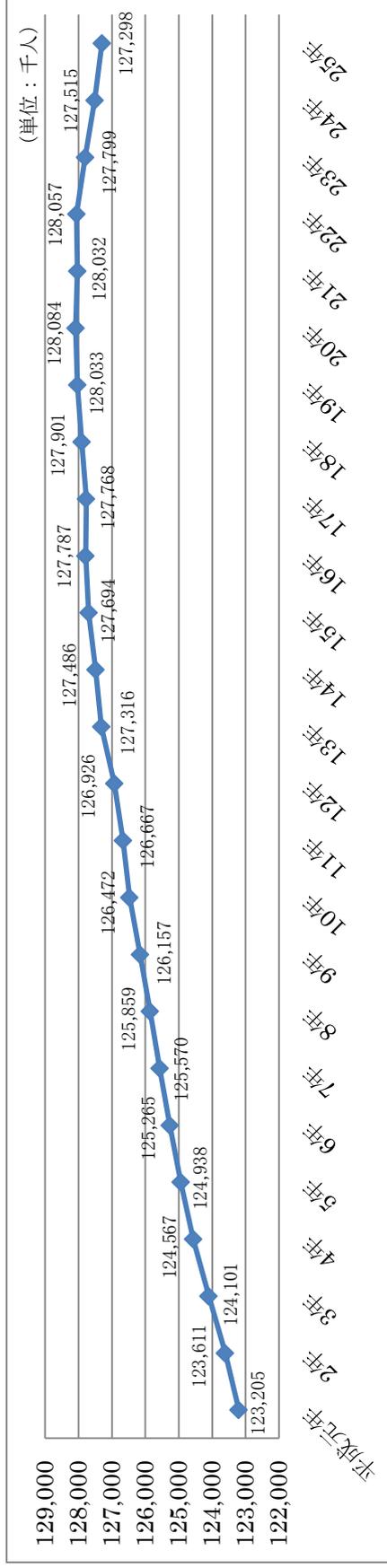
（注） 廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称

表 1-⑩

表 1-⑪

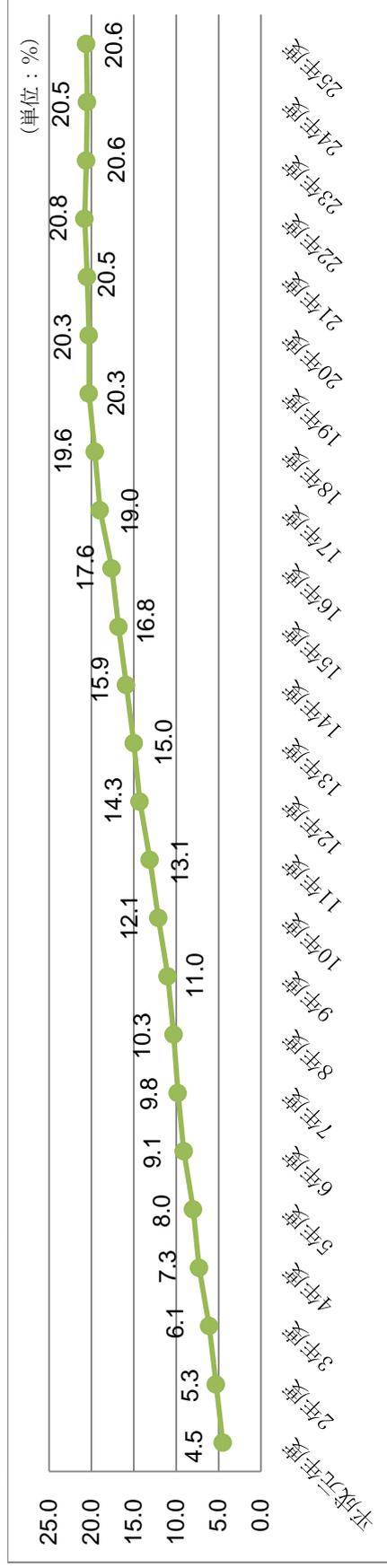
表 1-⑫

表1-① 我が国の人口の推移



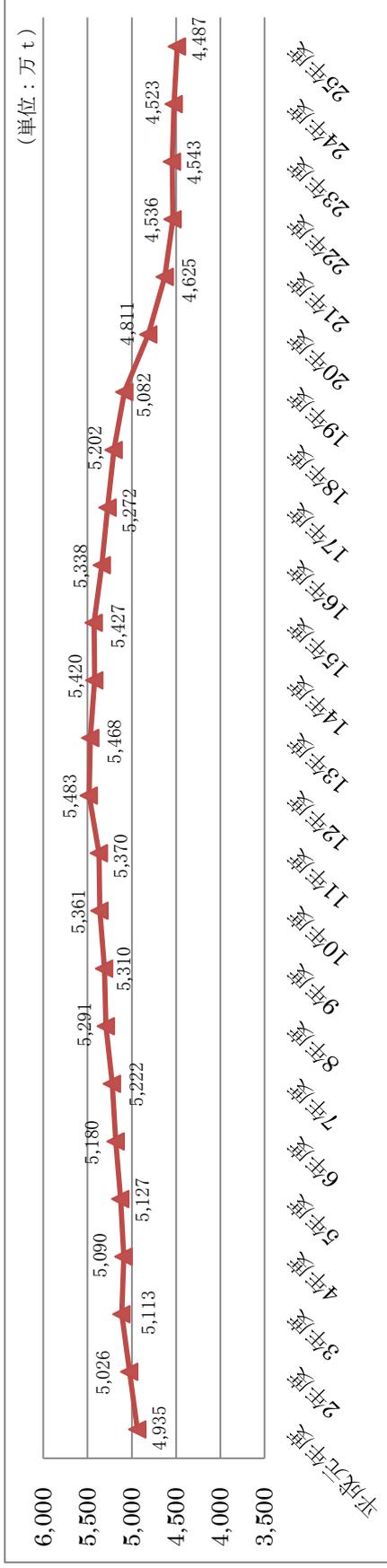
(注) 総務省（統計局）の公表資料を基に当省が作成した。

表1-② リサイクル率の推移



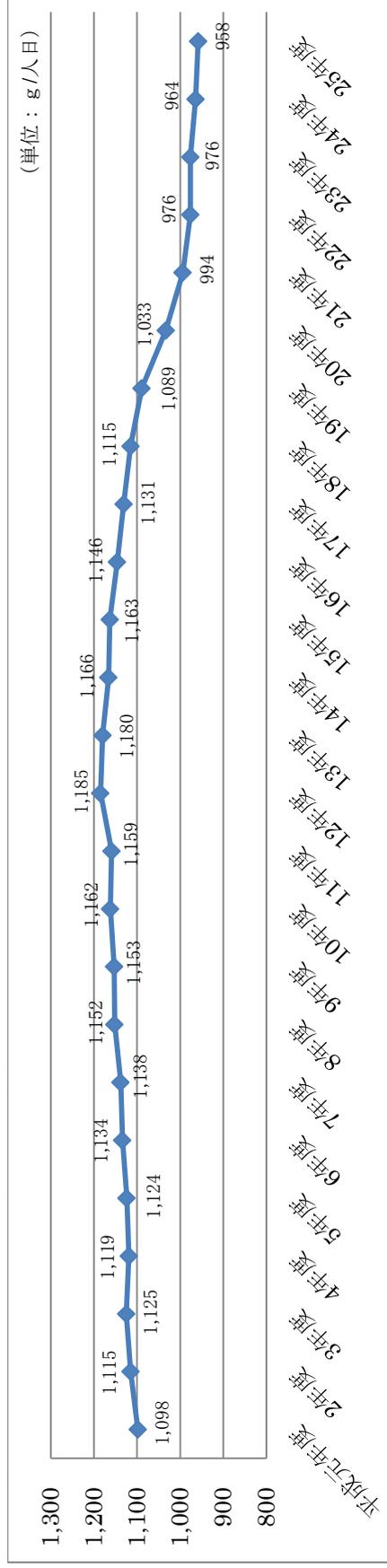
(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表1-③ ごみ総排出量の推移



(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表1-④ 1人1日当たりごみ排出量の推移



(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表 1-⑤-i 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン-ダイオキシン類削減プログラム-概要」(平成9年1月)(抜粋)

<p>第1章. はじめに</p> <p>1-1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の各種発生源からの排出状況は明らかではないが、ごみ焼却炉からの排出が総排出量の8~9割を占めているとの報告がある。 ・<u>ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題</u>となっている。 <p>1-2. これまでの取組の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年12月に「<u>ダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会</u>」によりガイドライン(以下「旧ガイドライン」という。)がとりまとめられ、これに基づき厚生省は地方公共団体を指導してきた。 <p>(以下、略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑤-ii 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(平成9年1月28日付け衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)(抜粋)

<p>ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成二年一二月に「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、平成二年一二月二六日付け衛環第二六〇号をもって通知したところである。</p> <p>その後、平成八年六月、「ダイオキシンのリスクアセスメントに関する研究班」により、当面のTDI(耐容一日摂取量)を10pg-TEQ/kg/dayと提案する報告がまとめられたので、このTDIを新たな評価指針としてダイオキシン対策を一層推進するため、<u>「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」</u>を設置して検討を行ってきた。同検討会においては、<u>最近のダイオキシン削減対策技術に関する新たな知見を踏まえ、ダイオキシン削減対策を緊急対策と恒久対策に分けて検討し、緊急対策に係る部分を中間報告としてとりまとめ、平成八年一〇月三日付けで水道環境部長より各都道府県知事宛に衛環第二六一号をもって通知したところである。</u></p> <p>その後、同検討会では恒久対策を中心に検討を進め、今般、中間報告の内容も含め、<u>「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」</u>(以下「新ガイドライン」という。)を策定した。貴職にあつては、別添の新ガイドラインに基づき、左記事項に留意の上、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するための対策を強力に推進するよう貴管下市町村を指導されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(以下、略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑥ 「ごみ処理の広域化計画について」(平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)(抜粋)

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成九年一月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(以下「新ガイドライン」という。)が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。

別添

1 広域化の必要性

略

2 広域化計画の内容

広域化計画には、以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として一〇年(平成一〇年度～平成一九年度)とすること。

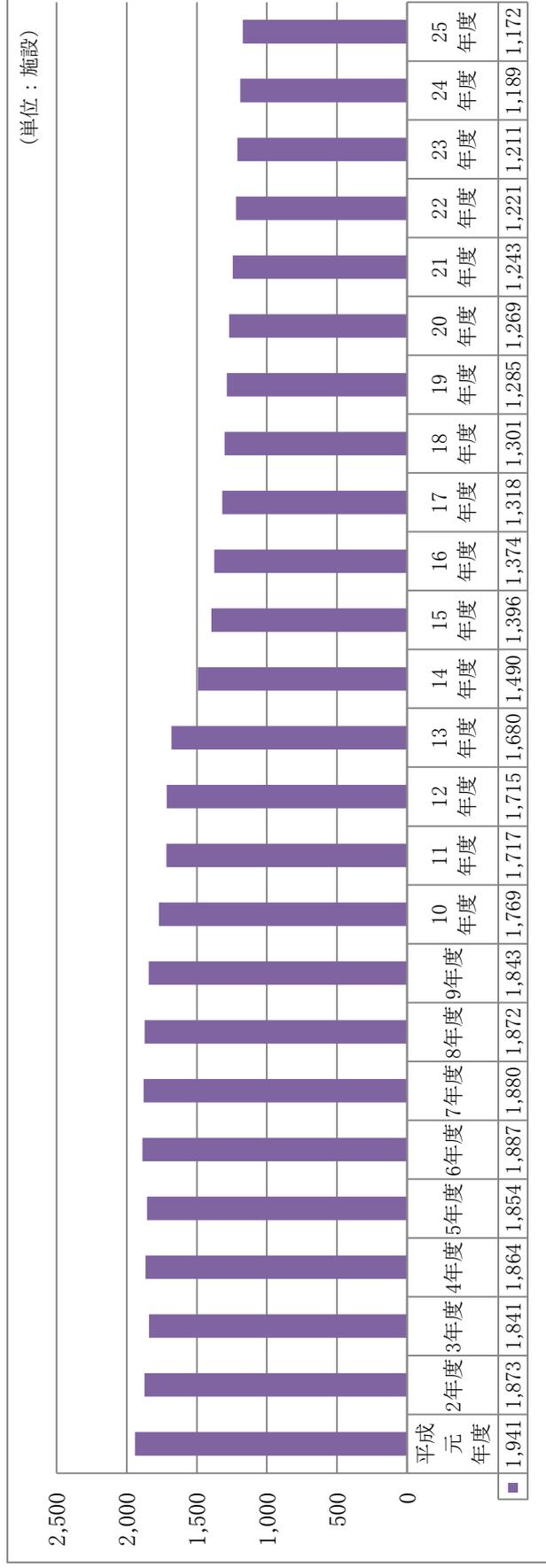
(2) 広域化ブロック区割りの作成

地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力三〇〇t/日以上(最低でも一〇〇t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-7 ⑦ ごみ焼却施設数の推移



(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表 1-⑧ 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 22 年 3 月（平成 27 年 3 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
（抜粋）

I 総論

1. 目的

廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器や部材が高温・多湿や腐食性雰囲気
に暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、
他の都市施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が
短いと見なされている。

例えばコンクリート系の建築物の耐用年数は、50 年（補助金等により取得した財産
の処分制限期間を定める告示の改正について（会発第 247 号平成 12 年 3 月 30 日
厚生省大臣官房会計課長通知）より）となっているにもかかわらず、プラントの性能劣
化を理由にして、まだ利用可能な建築物を含め 20 年程度で、施設全体を廃止している
例も見られることは、経済的観点から改善の余地が大きいと言わざるを得ない。一方、
大都市の廃熱ボイラー付連続燃焼式ごみ焼却施設では、日常の適正な運転管理と毎年の
適切な定期点検整備や基幹的設備の更新等の整備を適確に実施したことにより、30 年
以上にわたり稼働できた実績もある。

このため、廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常
の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することによ
り、施設の長寿命化を図ることが重要である。

（注） 下線は当省が付した。

表 1-⑨-i 「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)

<p>1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催</p> <p>1) 循環型社会形成推進交付金制度</p> <p>循環型社会形成推進交付金制度(以下「交付金制度」という。)は、<u>廃棄物の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図る</u>ことを目的としている。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑨-ii 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知)(抜粋)

<p>第 2 定義</p> <p>1. 循環型社会形成推進交付金</p> <p>市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。)が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)第 15 条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 3 に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、<u>廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画(以下「地域計画」という。)</u>に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。</p> <p>なお、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>地域計画に掲げられた、別表 1 に掲げる事業等(他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。)をいう。</p> <p>3. 交付対象事業者</p> <p>この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。</p> <p>第 3 交付対象</p> <p>1. <u>この交付金の交付対象は、人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処</u></p>

理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する区域
- (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- (4) 山村地域 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 2 条に規定する山村
- (5) 半島地域 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

第 4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね 5 年以内とする。

第 8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間
- ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

- ア 一般廃棄物等の処理の現状
- イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

- ア 発生抑制、再使用の推進
- イ 処理体制
- ウ 処理施設の整備
- エ 施設整備に関する計画支援事業
- オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

- (5) 交付期間
- (6) 計画のフォローアップと事後評価

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑩ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成20年3月25日閣議決定)(抜粋)

2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

(6) 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新費用が増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に答えられなくなっていくことが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくためには、いわゆる ストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

また、既存の一般廃棄物の最終処分場について、過去に埋立処分された廃棄物の掘削及び減量化を行うことにより、新たな埋立処分容量を確保するなど、既存の廃棄物処理施設の有効活用を推進する。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑪ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成25年5月31日閣議決定)(抜粋)

2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

(3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

今後は、廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となる見込みである。例えば、自治体が整備している一般廃棄物焼却施設については、築年数が30年を超える施設が103施設、40年を超える施設が4施設現存する(平成23年3月末時点)。

また、最終処分場については、316もの市町村が有していないなど、災害対応の観点からもその確保が強く求められる状況である。

一方、人口減少並びに廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進に伴い、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量が減少することが見込まれている。

これらの状況を踏まえ、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていく必要がある。

そのためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

既存の廃棄物処理施設の能力に余剰が発生する場合、都道府県及び民間事業者とも連携し、余剰能力を有効活用するなど、地域全体で効率化を図っていくことも重要である。そのため、必要に応じて、PFI等の手法により、施設設計の段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

また、人口の少ない地域においてより効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に活かし、都市、郊外、農山漁村、離島等の地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な汚水処理施設整備を進めることが重要である。

廃棄物処理施設整備事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画等、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも密接に連携することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保することを前提として、コスト縮減、工期の短縮及び相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

また、地域の廃棄物処理システムについて、資源の有効利用及び地球温暖化対策の観点を含めた効率化を促すための具体的な指標を示し、より優れたものを優先的に整備することが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑫ 平成27年度環境省予算(案)主要新規事項等の概要(抜粋)

循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)

48,097百万円(44,546百万円)

<うち復興特会> 12,631百万円(10,231百万円)

【26年度補正】 28,300百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した一般廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。

また、東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間に集中的に処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていること等から、更新を含めた処理体制の再構築が急務となっている。

2. 事業計画(業務内容)

<一般会計>

市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。特に、更新需要の増大を踏まえ、更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援する。

<復興特会>

特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。

3. 施策の効果

老朽化した一般廃棄物処理施設の適切な更新等を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保する。

(注) 下線は当省が付した。

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 交付金の予算額の推移</p> <p>交付金（浄化槽分を除く。）の予算額のうち、最も多くを占める環境省計上分の推移をみると、平成 25 年度は、市町村が整備する一般廃棄物処理施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、施設整備に係る市町村からの支援要望額と予算額との差が拡大し、市町村事業に支障を来している状況を踏まえ、多額の補正予算が措置されたこともあって、877 億円と大幅な増加となっている。これを除いても、交付金の予算額は年々増加傾向にあり、26 年度は、制度が創設された 17 年度における予算額（200 億円）の 3 倍強の 626 億円となっている。</p>	<p>表 1ー（参考） ーア</p>
<p>イ 地域計画の作成状況</p> <p>地域計画（浄化槽等のし尿処理に係る施設のみを整備するものを除く。）の作成状況をみると、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で、全国の市町村において計 651 件の地域計画が作成されている。</p> <p>調査対象 14 都道府県では、北海道管内の 35 件が最も多く、次いで東京都管内の 30 件、埼玉県管内及び愛知県管内の 24 件となっている。</p>	<p>表 1ー（参考） ーイ</p>
<p>ウ 調査対象施設の概要</p> <p>調査対象 14 都道府県の 58 市町村等（32 市町村、26 一部事務組合）が設置する 77 のごみ焼却施設（以下「調査対象 77 施設」という。）について、設置主体、施設の種類の、処理能力は、次のとおりである。</p> <p>(7) 設置主体、事業方式及び管理体制</p> <p>ごみ焼却施設の設置主体については、市町村が 46 施設（59.7%）、一部事務組合が 31 施設（40.3%）となっている。</p> <p>事業方式については、公設公営が 70 施設（90.9%）、公設民営のうち、公共が資金調達し、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して行う DBO（Design Build Operate）方式が 3 施設（3.9%）、公共が資金調達し、民間事業者が施設の設計、建設を行った上で、維持管理及び運営については、別途発注の長期包括委託により民間事業者が行う DB+O 方式が 4 施設（5.2%）となっている。</p> <p>また、維持管理及び運営の管理体制については、直営が 12 施設（15.6%）、委託が 16 施設（20.8%）、夜間の業務のみ委託するなどの一部委託が 49 施設（63.6%）となっており、DBO 方式の 3 施設はいずれも委託、DB+O 方式の 4 施設のうち 3 施設が委託、1 施設が一部委託となっている。</p> <p>(4) 施設の種類の及び炉型式</p> <p>施設の種類のについては、焼却のみを行う施設が 58 施設（75.3%）、焼却</p>	<p>表 1ー（参考） ーウー① 表 1ー（参考） ーウー② 表 1ー（参考） ーウー③ 表 1ー（参考）</p>

<p>+灰溶融施設が7施設(9.1%)、ガス化溶融施設が12施設(15.6%)となっている。また、施設の炉型式をみると、1日24時間連続運転の全連続運転が65施設(84.4%)、1日16時間等間欠運転の准連続運転が10施設(13.0%)、1日8時間の間欠運転のバッチ運転が2施設(2.6%)であり、准連続式及びバッチ式の12施設は、いずれも焼却のみを行う施設となっている。</p>	<p>－ウ－④ 表1－(参考) －ウ－⑤</p>
<p>(ウ) 処理能力及び炉数</p> <p>施設の処理能力(1日当たり)については、100t/日未満が17施設(22.1%)、100t/日以上300t/日未満が39施設(50.6%)、300t/日以上が21施設(27.3%)となっている。</p> <p>また、施設を構成する炉数をみると、1炉構成が6施設(7.8%)、2炉構成が50施設(64.9%)、3炉構成が21施設(27.3%)となっている。</p> <p>施設の処理能力と炉数の関係をみると、100t/日以上300t/日未満で2炉構成が最も多く30施設となっており、次いで100t/日未満で2炉構成が13施設となっている。</p>	<p>表1－(参考) －ウ－⑥</p>

表1－（参考）－ア 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分除く。）の予算額の推移

（単位：百万円）

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
環境省計上分	20,000	29,321	32,704	39,594	39,931	35,125	43,221	45,526	87,677	62,615	35,466
国土交通省計上分 （北海道）	255	246	936	1,184	1,314	1,318	1,171	1,962	3,524	1,291	1,256
国土交通省計上分 （離島・奄美）	192	622	332	197	2,528	2,198	1,869	1,517	1,320	1,149	1,019
内閣府計上分 （沖縄）	1,943	3,708	3,573	3,187	3,029	1,504	1,320	895	1,461	1,387	1,149
<復旧・復興> 環境省 ・復興庁計上分	－	－	－	－	－	－	12,561	17,620	8,194	10,231	12,631
<復旧・復興> 国土交通省 ・復興庁計上分 （北海道）	－	－	－	－	－	－	480	994	68	0	0

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成27年度は、当初予算のみ、これ以外の年度は、補正予算を含む。

表1－（参考）－イ 循環型社会形成推進地域計画の作成状況

（単位：件）

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	
作成計画数	86	76	64	50	40	56	74	87	66	52	651	
調査対象都道府県	北海道	9	0	3	1	2	4	4	9	2	1	35
	宮城県	0	0	1	0	2	0	2	0	1	1	7
	山形県	0	3	1	0	0	0	1	2	2	1	10
	群馬県	0	1	0	1	1	2	2	1	1	2	11
	埼玉県	2	3	1	2	2	2	4	4	3	1	24
	東京都	3	5	4	3	2	2	4	3	3	1	30
	神奈川県	1	3	2	2	1	0	4	2	2	1	18
	福井県	1	0	1	1	0	2	0	2	0	0	7
	愛知県	2	3	3	3	1	0	4	1	6	1	24
	大阪府	3	2	1	0	2	2	1	3	2	0	16
	広島県	4	1	2	3	1	1	2	2	2	2	20
	香川県	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	5
	愛媛県	5	1	0	2	1	2	1	0	0	3	15
福岡県	7	1	2	0	1	1	1	1	2	4	20	
合計	37	24	21	19	16	18	31	31	27	18	242	

（注）1 当省の調査結果による。

2 各地域計画の計画期間の初年度に当たる年度で集計し計上した。

3 本表の作成に当たっては、浄化槽等のし尿処理に係る施設のみを整備する地域計画を除いた。

表1-(参考)-ウ-① 調査対象市町村等数及び施設数

(単位:市町村、一部事務組合、施設、%)

区 分	市町村		一部事務組合		合計	
	市町村数	施設数	一部事務組合数	施設数	市町村等数	施設数
北海道	5	5	0	0	5	5
宮城県	2	4	3	5	5	9
山形県	1	2	4	4	5	6
群馬県	2	2	1	1	3	3
埼玉県	2	4	2	3	4	7
東京都	3	4	2	3	5	7
神奈川県	2	5	0	0	2	5
福井県	1	1	2	2	3	3
愛知県	3	4	2	2	5	6
大阪府	3	4	2	2	5	6
広島県	3	4	1	1	4	5
香川県	1	2	4	5	5	7
愛媛県	2	3	0	0	2	3
福岡県	2	2	3	3	5	5
計	32	46	26	31	58	77
割合	55.2	59.7	44.8	40.3	100	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-② 調査対象77施設の事業方式

(単位:施設、%)

区 分	公設公営	公設民営 (DBO)	公設民営 (DB+O)	合計
北海道	4	0	1	5
宮城県	9	0	0	9
山形県	6	0	0	6
群馬県	3	0	0	3
埼玉県	7	0	0	7
東京都	6	1	0	7
神奈川県	4	0	1	5
福井県	3	0	0	3
愛知県	6	0	0	6
大阪府	6	0	0	6
広島県	5	0	0	5
香川県	5	0	2	7
愛媛県	2	1	0	3
福岡県	4	1	0	5
計	70	3	4	77
割合	90.9	3.9	5.2	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-③ 調査対象77施設の管理体制

(単位：施設、%)

区分	直営	委託	一部委託	合計
公設公営	12	10	48	70
公設民営 (DBO)		3	0	3
公設民営 (DB+O)		3	1	4
合計	12	16	49	77
割合	15.6	20.8	63.6	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-④ 調査対象77施設の種類

(単位：施設、%)

区分	焼却	焼却+灰溶融	ガス化溶融	合計
北海道	3	1	1	5
宮城県	9	0	0	9
山形県	4	1	1	6
群馬県	3	0	0	3
埼玉県	5	0	2	7
東京都	5	2	0	7
神奈川県	4	1	0	5
福井県	2	0	1	3
愛知県	5	0	1	6
大阪府	6	0	0	6
広島県	4	0	1	5
香川県	5	0	2	7
愛媛県	1	2	0	3
福岡県	2	0	3	5
計	58	7	12	77
割合	75.3	9.1	15.6	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-⑤ 調査対象77施設の炉型式

(単位：施設、%)

区 分	全連続運転	准連続運転	バッチ運転	合計
北海道	5	0	0	5
宮城県	7	2	0	9
山形県	6	0	0	6
群馬県	2	0	1	3
埼玉県	6	0	1	7
東京都	7	0	0	7
神奈川県	5	0	0	5
福井県	2	1	0	3
愛知県	6	0	0	6
大阪府	4	2	0	6
広島県	3	2	0	5
香川県	4	3	0	7
愛媛県	3	0	0	3
福岡県	5	0	0	5
計	65	10	2	77
割合	84.4	13.0	2.6	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-⑥ 調査対象77施設の処理能力及び炉数

(単位：施設、%)

区分	100t/日未満				100t/日以上	300t/日以上				合計	割合
	30t/日未満	30t/日以上 50t/日未満	50t/日以上 100t/日未満	100t/日以上	300t/日未満	300t/日以上 600t/日未満	600t/日以上	600t/日以上			
1炉	4	1	1	2	2	0	0	0	6	7.8	
2炉	13	0	2	11	30	7	6	1	50	64.9	
3炉	0	0	0	0	7	14	9	5	21	27.3	
計	17	1	3	13	39	21	15	6	77	100	
割合	22.1	1.3	3.9	16.9	50.6	27.3	19.5	7.8	100		

(注) 当省の調査結果による。

2 ごみ焼却施設の長寿命化

勸 告	説明図表番号
<p>(1) スtockマネジメントの手法の導入状況</p> <p>ア 長寿命化計画の策定状況</p> <p>ごみ焼却施設は、他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短く、平成初頭以前に稼働を開始した施設が更新時期を迎えつつあるとされている。</p> <p>一方で、国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが必要であるとして、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、いわゆるStockマネジメントの手法を導入し、施設の長寿命化・延命化を図ることとされた。</p> <p>環境省は、Stockマネジメントの手法の導入に向けて、廃棄物処理施設の機能保全を行うための統一的な仕組みや、廃棄物処理施設の長寿命化を進める手引きの整備が急務であるとして、平成20年度に「廃棄物処理施設におけるStockマネジメント導入手法検討会」を設置し、平成22年3月に「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（以下「長寿命化手引き」という。）を取りまとめた。</p> <p>また、「一般廃棄物処理施設の長寿命化の促進について」（平成21年10月27日付け環廃対発第091027001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「平成21年環境省課長通知」という。）において、都道府県に対し、交付金の活用等により長寿命化計画策定等の長寿命化努力が促進されるよう、市町村に対する積極的な支援を要請している。</p> <p>（長寿命化手引きにおけるStockマネジメントの手法）</p> <p>長寿命化手引きでは、ごみ焼却施設の耐用年数は、これまでは一般的に20年程度とされていたところ、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、稼働後10年から15年の時点で、比較的耐用年数の短い重要機器・設備を更新する大規模改修工事を実施することにより、10年から15年程度の延命が図られるとして、以下から成る長寿命化計画の体系を示している。</p> <p>① 施設保全計画</p> <p>施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う維持・補修データの収集、設備・機器の劣化・故障・寿命の予測等を定めた作業計画であり、同計画の適正な実施により、施設の機能低下の速度が抑制される。</p> <p>② 延命化計画</p> <p>施設保全計画の運用に努めてもなお生じる性能の低下に対応する</p>	<p>表1-⑩（再掲）</p> <p>表2-(1)-ア-①</p> <p>表2-(1)-ア-②</p> <p>表2-(1)-ア-③</p>

<p>ために、施設の延命化を目的とする改修工事を実施するに当たり、延命化の目標年数、延命化に必要となる改良事項等を定めた計画である。</p> <p>(交付金による事業の実施)</p> <p>環境省は、市町村等におけるストックマネジメントの手法の導入を促進するため、交付金において、以下の取組等を実施している。</p> <p>① 平成 22 年度から、「基幹的設備改良事業」として、延命化のための大規模改修工事に必要な経費を交付対象とし、長寿命化手引きに沿った長寿命化計画（延命化計画及び施設保全計画）の策定を交付要件としている。</p> <p>② 平成 21 年度から、ごみ焼却施設の一つである「高効率ごみ発電施設」（26 年度からは「エネルギー回収型廃棄物処理施設」）を新設する場合、その経費を交付対象とし、長寿命化手引きに沿った施設保全計画の策定を交付要件としている。</p> <p>今回、調査対象 77 施設について、長寿命化計画の策定状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	<p>表 2-(1)-ア-④</p>
<p>(7) 延命化計画の策定状況</p> <p>基幹的設備改良事業については、交付金の交付の前提として延命化計画の策定が必須となっている。</p> <p>調査対象 77 施設について、延命化計画の策定状況をみると、長寿命化手引きに沿った計画を策定済みのものが 25 施設（32.5%）、策定中のものが 1 施設（1.3%）、未策定のものが 51 施設（66.2%）となっている。</p> <p>また、延命化計画を策定済みの 25 施設の内訳をみると、以下のとおりとなっている。</p> <p>i) 基幹的設備改良事業を実施するとしており、交付要件として延命化計画の作成が必要なもの：21 施設</p> <p>ii) 当初、基幹的設備改良事業の実施を想定していたものの断念し、整備スケジュールに基づき、小規模な改修工事を順次実施しているもの：3 施設</p> <p>iii) 当初から基幹的設備改良事業の実施を想定せず、小規模な改修工事を順次実施しているもの：1 施設</p> <p>一方、延命化計画を未策定の 51 施設について、稼働年数をみると、長寿命化手引きで基幹的設備改良事業の実施時期とされている 15 年を超えているものが 37 施設（72.5%）、15 年未満のものが 14 施設（27.5%）となっている。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑤</p> <p>表 2-(1)-ア-⑥</p> <p>表 2-(1)-ア-⑤（再掲）</p>

<p>稼働年数 15 年以上の 37 施設の主な未策定理由をみると、以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 施設更新や広域化による新施設の稼働開始により、現行施設の稼働停止等が予定されているもの：12 施設 ii) 市町村等が単独で延命化のための大規模改修工事を実施済みのもの：7 施設 iii) 施設に係る整備計画を基に延命化対策を実施しているもの：8 施設 iv) 延命化のため、施設に係る整備計画を検討中のもの：3 施設 v) 広域化を検討中であるなど現行施設の今後の整備方針が決定していないもの：5 施設 vi) 複数のごみ焼却施設を保有しており、稼働年数の長い施設から順次延命化計画を策定するとしているもの：2 施設 	<p>表 2-(1)-ア-⑦</p>
<p>(4) 施設保全計画の策定状況</p>	
<p>調査対象 77 施設について、施設保全計画の策定状況をみると、長寿命化手引きに沿った施設保全計画を策定済みのものが 51 施設 (66.2%)、策定中のものが 1 施設 (1.3%)、未策定のものが 25 施設 (32.5%) となっている。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑧</p>
<p>長寿命化手引きにおいて、施設保全計画については、機器別管理総括表の作成例を参考に運用することとされており、同計画の立案においては「設備・機器リストの作成」、「保全方式の選定」、「機能診断手法の検討」、「機器別管理基準の作成」を行い、運用においては「維持管理データの蓄積」を行い、「健全度の評価・劣化予測」や「整備スケジュールの作成」のための資料として活用し、その後の延命化計画策定の基礎資料としても利用できるようにすることが重要であるとされている。</p>	<p>表 2-(1)-ア-③ (再掲)</p>
<p>また、「設備・機器リストの作成」においては、「設備・機器の重要度の判定」を行うとされている。</p>	
<p>施設保全計画を策定済みの 51 施設について、上記の事項 (以下「施設保全計画の立案・運用における実施事項」という。) の実施状況をみると、全て実施しているものが 28 施設 (54.9%)、一部のみ実施しているものが 23 施設 (45.1%) となっている。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑧ (再掲)</p>
<p>また、一部のみ実施している 23 施設における施設保全計画の立案・運用における実施事項の実施状況をみると、「保全方式の選定」(17.4%、4 施設)、「機能診断手法の検討」及び「機器別管理基準の作成」(各 13.0%、各 3 施設) がいずれも 2 割未満の実施率にとどまっている。</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑨</p>

<p>これら施設保全計画の立案・運用における実施事項については、施設保全計画が実際の運用管理に適した形態として、複雑なものとならないように配慮しつつ、未実施の事項を追加的に実施することが重要であると考えられる。</p> <p>一方、施設保全計画を未策定の 25 施設について、その主な理由をみると、現行施設を廃止又は休止する方針であるためとするもの、基幹的設備改良事業を実施するために長寿命化計画を策定中とするもの等があるものの、毎年度の定期点検及び定期補修、年度ごとの維持管理計画、毎月の技術会議などで対応しているためとするもの等がみられた。</p> <p>しかしながら、環境省は、これまでに、都道府県を通じ市町村等に対し、平成 21 年環境省課長通知や毎年度の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議により、長寿命化手引きを参考にした廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定促進について周知してきているものの、交付金を活用していない施設についてまで長寿命化手引きに沿った計画の策定を促すことまでは行っておらず、また、市町村等における長寿命化計画の策定状況の把握までは行うこととしていない。</p> <p>なお、平成 25 年 11 月、政府全体の取組として、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、国、地方公共団体など各種インフラを管理・所管する者は、同計画に基づき、平成 28 年度までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされていることから、廃棄物処理施設における長寿命化計画の策定についても、インフラ長寿命化基本計画に基づく取組との整合に留意が必要となっている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省は、インフラ長寿命化基本計画に基づく取組との整合に留意しつつ、市町村等におけるストックマネジメントの手法の導入を推進する観点から、都道府県を通じる等により、長寿命化計画の策定の趣旨について、改めて市町村等に周知するとともに、市町村等における長寿命化計画の策定状況を把握した上で、次の取組を行う必要がある。</p> <p>① 稼働後一定期間を経ても延命化計画を策定していない施設について、その理由及び検討状況を把握し、地域の実情を踏まえた上で、確実に延命化を図ることができるよう、都道府県を通じる等により、長寿命化手引きに沿った同計画等の策定を促すこと。</p>	<p>表 2- (1) -ア -⑩</p>
--	---------------------------

<p>② 施設保全計画を未策定等の施設について、その理由及び検討状況を把握し、地域の実情を踏まえた上で、施設の機能低下の速度を抑制できるよう、都道府県を通じる等により、長寿命化手引きに沿った同計画等の策定を促すこと。</p>	
--	--

表 2-(1)-ア-① 「一般廃棄物処理施設の長寿命化の促進について」(平成 21 年 10 月 27 日付け環廃対発第 091027001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知)(抜粋)

(前略) 他方、一般廃棄物処理施設については、現在、施設の老朽化が進んでおり、10 年以上を経過した施設は全施設数の 72%、20 年以上を経過した施設は全施設数の 28%にも及んでおります。

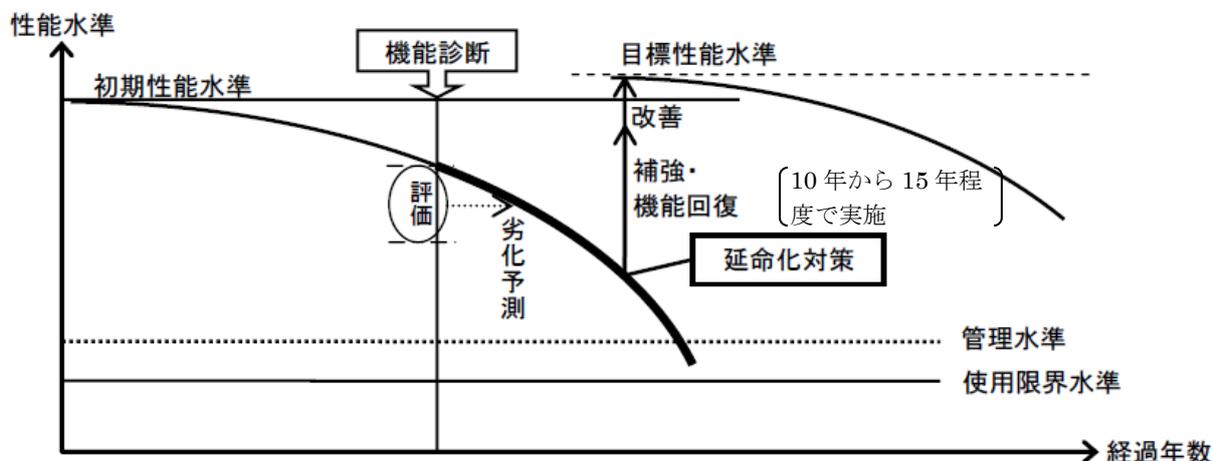
このため、環境省では、廃棄物処理施設整備計画(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定)における重要事項として、既存の社会資本ストックの有効活用を図る「廃棄物処理施設の長寿命化」を掲げ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進することとしております。あわせて、新たに今年度より、施設の長寿命化を図るための効率的な維持管理や更新整備の計画(長寿命化計画)の策定事業を循環型社会形成推進交付金事業(廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業)とする支援を 5 年間(平成 21 年度~25 年度)の時限措置として開始したところであり、既に複数の市町村で本事業を活用し、長寿命化計画の策定が進められております。またこれらに加えて、現在、環境省では、施設の長寿命化及び地球温暖化対策を推進するため、長寿命化計画を策定した廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業を交付金事業とすることを目指して予算要求を行っております。

こうしたことより、今後、循環型社会形成推進交付金による支援については、上記の改良事業はもとより施設の新設を含めた廃棄物処理施設整備事業全体について、施設の長寿命化計画策定等の長寿命化努力が行われることが前提となると考えております。

つきましては、都道府県におかれては、以上の趣旨を管内市町村に周知いただくとともに、上述の交付金事業(廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業)の活用等を行い、廃棄物処理施設の長寿命化計画策定等の長寿命化努力が促進されるよう、積極的な支援をよろしくお願いいたします。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-ア-② ストックマネジメントの手法における性能劣化曲線



(注) 長寿命化手引きを基に当省が作成した。

表 2-(1)-ア-④ 基幹的設備改良事業及び高効率ごみ発電施設の概要

事業名等	設置 年度	終了 年度	対象となる施設	交付要件
基幹的設備 改良事業 (1/2 補助) (1/3 補助)	平成 22 平成 22	— —	ごみ焼却施設	(1/2 補助) ・ 下記 1/3 補助の要件中「3%以上」とあるのを「20%以上」とし、これに適合するものに限る。 い。 (1/3 補助) ・ ごみ焼却施設又はし尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼動に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が 3%以上削減されるものであり、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、し尿処理施設及び交付要綱第 3 第 1 項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。)、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。
高効率ごみ 発電施設	平成 22	平成 22	廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し発電等の余熱利用を高効率に行う施設 ※ 平成 26 年度からエネルギー回収型廃棄物処理施設(1/2 補助)に統合(エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルより)	・ 発電効率 23%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力 300 t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。)及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」(平成 21 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に適合するものに限る。
エネルギー 回収型廃棄 物処理施設 (1/2 補助) (1/3 補助)	平成 26 平成 26	平成 30 —	廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し、又は、ガス化改質し発電等の余熱利用を行う施設、廃棄物をバイオガスに転換し発電等の余熱利用を行う施設及び廃棄物をバイオディーゼル燃料、ごみ固形燃料、改質ガス等の燃料等に転換する施設 ※ 施設の種類は、エネルギー回収推進施設と同一	(1/2 補助) ・ ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率 24.5%相当以上(規模により異なる。)の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること、原則として、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力 300 t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限

事業名等	設置 年度	終了 年度	対象となる施設	交付要件
				<p>りでない。)及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)に適合するものに限る。</p> <p>(1/3 補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設については、エネルギー回収率20.5%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。 メタンガス化施設については、メタンガス化施設からの熱利用率350kWh/ごみトン以上の施設を整備するものであり、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。 ごみ固形燃料(RDF)化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料(RDF)利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

(注) 交付金交付取扱要領を基に当省が作成した。

表 2-(1)-ア-⑤ 長寿命化手引きに沿った延命化計画の策定状況 (稼働年数別)

(単位：施設、%)

区分	策定	策定中	未策定	合計
5年未満 (平成23年度以降)	0	0	3	3
5年以上10年未満 (平成18年度以降平成22年度まで)	0	0	3	3
10年以上15年未満 (平成13年度以降平成17年度まで)	3	0	8	11
15年以上20年未満 (平成8年度以降平成12年度まで)	11	1	7	19
20年以上25年未満 (平成3年度以降平成7年度まで)	2	0	9	11
25年以上30年未満 (昭和61年度以降平成2年度まで)	6	0	8	14
30年以上 (昭和60年度まで)	3	0	13	16
合計	25	1	51	77
うち15年未満	3	0	14	17
うち15年以上	22	1	37	60
割合	32.5	1.3	66.2	100

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成26年度末時点のものである。
 3 表中()は使用開始年度を示す。

表 2-(1)-ア-⑥ 長寿命化手引きに沿った延命化計画を策定している25施設の内訳

(単位：施設、%)

区分	施設数	割合
基幹的設備改良事業を実施又は実施予定	21	84.0
当初、基幹的設備改良事業を想定していたものの断念し、小規模改修を順次実施するとしているもの	3	12.0
交付要件である二酸化炭素削減率3%を達成することが困難である	2	-
基幹的設備改良事業の実施に必要となる約1か月の全炉停止期間を確保することが困難である	1	-
当初から基幹的設備改良事業を想定せず、小規模改修を順次実施するとしているもの	1	4.0
合計	25	100

- (注) 当省の調査結果による。

表2-1(1)-ア-⑦ 稼働年数15年以上の施設で長寿命化手引きに沿った延命化計画を策定していない主な理由

(単位：施設、%)

区分	① 稼働停止等が予定されているもの	② 市町村等が単独で延命化のための大規模改修工事を実施済みのもの	③ 施設に係る整備計画を基に延命化対策を実施しているもの	④ 延命化のため、施設に係る整備計画を検討中のもの	⑤ 広域化を検討中であるなど現行施設の今後の整備方針が決定していないもの	⑥ 複数のごみ焼却施設を保有しており、稼働年数の長い施設から順次延命化計画を策定するとしているもの	合計
15年以上20年未満 (平成8年度以降12年度まで)	2	0	3	0	1	1	7
20年以上25年未満 (平成3年度以降7年度まで)	4	1	2	0	1	1	9
25年以上30年未満 (昭和61年度以降平成2年度まで)	2	1	1	3	1	0	8
30年以上 (昭和60年度まで)	4	5	2	0	2	0	13
合計	12	7	8	3	5	2	37
割合	32.4	18.9	21.6	8.1	13.5	5.4	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象77施設のうち、稼働年数15年以上で長寿命化手引きに沿った延命化計画を策定していない37施設について記載した。

3 「稼働停止等が予定されているもの」は、平成36年度(調査時点から10年後)頃までに、施設更新や広域化による新施設の稼働開始により、現行施設の稼働停止等が予定されているものを示す。

4 「市町村等単独で延命化のための大規模改修工事を実施済みのもの」は、平成17年度以降に、交付金を活用せず、市町村等独自に延命化のための大規模改修工事を実施している施設を示す。

5 「割合」は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない。

表 2-(1)-ア-⑧ 長寿命化手引きに沿った施設保全計画の策定状況（稼働年数別）

(単位：施設、%)

区分	策定		策定中	未策定	合計	
	施設保全計画の立案・運用における実施事項を全て実施しているもの	施設保全計画の立案・運用における実施事項を一部のみに実施しているもの				
5年未満 (平成 23 年度以降)	2	2	0	0	1	3
5年以上 10 年未満 (平成 18 年度以降 平成 22 年度まで)	1	0	1	0	2	3
10 年以上 15 年未満 (平成 13 年度以降 平成 17 年度まで)	9	4	5	0	2	11
15 年以上 20 年未満 (平成 8 年度以降 平成 12 年度まで)	15	12	3	1	3	19
20 年以上 25 年未満 (平成 3 年度以降 平成 7 年度まで)	5	2	3	0	6	11
25 年以上 30 年未満 (昭和 61 年度以降 成 2 年度まで)	9	6	3	0	5	14
30 年以上 (昭和 60 年度まで)	10	2	8	0	6	16
合計	51	28	23	1	25	77
割合	66.2	(54.9)	(45.1)	1.3	32.5	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」中の () は、「策定」に占める割合を示す。

表 2-(1)-ア-⑨ 長寿命化手引きに沿った施設保全計画の立案・運用における実施事項の
実施状況

(単位：施設、%)

区分	実施		未実施		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
設備・機器リストの作成	20	87.0	3	13.0	23	100
設備・機器の重要度の判定	8	34.8	15	65.2	23	100
保全方式の選定	4	17.4	19	82.6	23	100
機能診断手法の検討	3	13.0	20	87.0	23	100
機器別管理基準の作成	3	13.0	20	87.0	23	100
維持管理データの蓄積 (機器別管理総括表の作成)	13	56.5	10	43.5	23	100
健全度の評価・劣化予測	11	47.8	12	52.2	23	100
整備スケジュールの作成	22	95.7	1	4.3	23	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 施設保全計画の立案・運用における実施事項を一部のみ実施している 23 施設について記載した。

表 2-(1)-ア-⑩ 長寿命化手引きに沿った施設保全計画を策定していない理由の例

○ 毎年度の定期点検及び定期補修、年度ごとの維持管理計画、毎月の技術会議などで対応しているため (11 施設)
○ 機器が古く、交換の頻度の予測が立たず、突発的な補修工事に対応しているため (1 施設)
○ 施設の施工業者が定期点検等を実施し、施設保全も総合的に実施しているため (3 施設)
○ 施設更新や広域化による新施設の稼働開始により現行施設を廃止又は休止する方針であるため、新たな計画策定は行わず、日常点検等の結果、補修が必要な場合は、その都度対応するとしているもの (6 施設)
○ 整備工事計画表により必要な補修や部品交換を行っているため (1 施設)
○ 類似の資料作成や検討は実施しているものの、今後、改修の必要が生じた際に長寿命化計画において盛り込む項目であると認識しているため (2 施設)
○ 平成 23 年度に新設されて間がなく、瑕疵担保期間終了 (3 年間) の次年度であり、実績を整理しているため (1 施設)

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>イ 長寿命化計画に沿った維持管理の実施状況</p> <p>環境省は、前述アのとおり、基幹的設備改良事業の実施及び高効率ごみ発電施設（平成 26 年度以降は「エネルギー回収型廃棄物処理施設」）の新設について、交付要件として、長寿命化手引きに沿った長寿命化計画の策定を求めている。</p> <p>長寿命化手引きにおいて、施設保全計画については、過去の補修履歴等を基に各機器・設備の重要度、保全方式、性能の管理基準（評価方法、管理値、診断頻度等）を取りまとめた機器別管理基準を作成し、当該基準に基づいて各種点検を行いつつ、点検結果から得られる故障データや劣化パターンを蓄積して、今後の劣化の予測を行い、その結果を整備スケジュールに反映させることが求められている。</p> <p>また、延命化計画については、延命化の目標年数を設定し、延命化に必要な改修事項を定めることが求められており、延命化に必要な改修事項を実施する手段として、交付金の基幹的設備改良事業が想定されている。</p> <p>今回、調査対象 77 施設のうち、基幹的設備改良事業を実施するとして、交付要件である長寿命化計画（延命化計画及び施設保全計画）を策定している 21 施設における同事業の実施状況をみると、延命化計画に沿って平成 25 年度までに事業を完了しているものが 5 施設、計画上、26 年度以降に事業が完了予定となっているものが 16 施設となっている。</p> <p>また、平成 25 年度までに基幹的設備改良事業を完了している 5 施設について、事業完了後の維持管理状況をみると、以下のとおり、施設保全計画に沿った維持管理が行われていない例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 予算の制約から施設保全計画どおりに設備機器の更新・点検が行われていないため、施設保全計画の趣旨（予防保全）がいかされず、従来どおりの事後保全が行われているもの ii) 一部の設備機器の機能診断について、超音波法による機能診断を目視や打音に代えていたり、交換の必要がないなどの理由から一部の設備機器を整備計画どおりに交換していないもの <p>一方、環境省は、長寿命化手引きにおいて、立案した施設保全計画を的確に運用することが重要であるとしているものの、市町村等における長寿命化計画に沿った施設の維持管理の実施状況の把握までは行うこととしておらず、また、長寿命化計画に沿った維持管理を行っていない市町村等に対し、同計画に沿った維持管理を行うよう促すこととしていない。</p>	<p>表 2－(1)－イ －①</p> <p>表 2－(1)－イ －②</p>

【所見】

したがって、環境省は、市町村等におけるストックマネジメントの手法に沿った維持管理の実施を推進する観点から、交付金の交付要件として長寿命化計画を策定している施設について、都道府県を通じる等により、長寿命化計画に沿った施設の維持管理の実施状況を把握するとともに、地域の実情を踏まえた上で、同計画に沿った維持管理を行うよう、市町村等に対し指導する必要がある。

また、独自に長寿命化計画を策定している施設についても、同計画に沿った維持管理を行うよう、市町村等に対し促す必要がある。

表 2- (1) -イ-① 延命化計画における延命化工事の開始時期及び完了時期

(単位：施設、%)

区分	平成									合計		
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降		25年度以前	26年度以降
開始時期	2	3	4	2	6	3	1	0	0	21	11	10
完了時期	0	1	3	1	4	2	4	4	2	21	5	16

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) -イ-② 施設保全計画に沿った維持管理が行われていない例

<p>【東京都東村山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22、23 年度に、交付金を活用して、基幹的設備改良事業を実施しており、同事業の実施に先立ち、19 年度に、精密機能検査を実施して、過去の補修履歴等の取りまとめ、各設備の状況確認等を行った上で、平成 22 年 6 月、長寿命化計画（施設保全計画及び延命化計画）を策定している。 長寿命化計画では、施設の延命化の期間を 10 年間（平成 24 年度から 33 年度）とし、各年度に実施する補修工事等の実施計画を策定しているが、基幹的設備改良事業完了後の平成 24、25 年度の点検・補修実績をみると、ごみクレーン、焼却炉、ガス混合室、ガス冷却室及びバグフィルタについては、毎年度、定期点検及び最低限の補修を行っているものの、他の施設・設備については、市の予算上の制約から、日常点検で不具合や劣化が確認された部分についてのみ補修を行っており、例えば、以下のとおり、長寿命化計画に沿った点検・補修が行われていない状況がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 燃焼設備（助燃バーナ）・・・計画上は、時間基準保全（TBM）であり、平成 24、25 年度に機器寿命による更新とされているが、実績をみると、25 年度に同設備の点検・整備を行い、更新の必要性は無いと判断している。 ▶ 排ガス処理設備（バグフィルタ）・・・計画上は、時間基準保全（TBM）であり、ろ布、スクリーンコンベヤ等については、平成 24 年度に機器寿命による更新とされているが、実績をみると、内部の清掃・点検、一部部品の交換等を行っているものの、更新を行っていない。 ▶ 排ガス処理設備（有害ガス除去装置）・・・計画上は、時間基準保全（TBM）であり、消石灰・活性炭輸送管、噴射ノズル及び制御盤については、平成 24 年度に機器寿命による更新とされているが、実績をみると、24、25 年度に定期点検の対象としておらず、また、更新を行っていない。 ▶ 電気計装設備・・・計画上は、時間基準保全（TBM）であり、毎年度定期メンテナンスを行うとされているが、平成 24、25 年度に定期点検の対象としておらず、また、メンテナンスを行っていない。 ▶ 排水処理設備・・・計画上は、状態基準保全（CBM）であり、同設備のうち、ごみ污水ポンプ及びごみ污水ろ過器については、平成 24 年度に機器寿命による更新とされているが、実績をみると、24、25 年度に定期点検の対象としておらず、また、更新を行っていない。なお、ごみ污水ポンプについては、平成 25 年 8 月に同設備の清掃作業を行った運転管理委託業者から、設備の一部の作動状況が不安定であることを理由として、更新が推奨されている。

同市は、基幹的設備改良事業完了から約1年が経過した平成25年5月、市の予算上の制約を踏まえ、33年度までの間について、年度ごとに定期点検必須項目、更新必須項目等を定めた「東村山市秋水園ごみ処理施設整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定している。

同市は、整備計画の策定を、長寿命化計画の見直しと位置付けているものの、整備計画では、定期点検の必須項目が下表の設備機器に限定されており、長寿命化計画において整備対象とされている209設備機器のうち、平成24年度に更新とされているごみ污水処ポンプを含む132設備機器（整備計画の範囲外で別途整備を行っているごみ計量機及びごみクレーンを除く。）が定期点検の対象となっていない。

表 整備計画において点検必須とされている設備機器

区分	設備機器の名称
C 燃焼設備	焼却炉（火格子、火格子駆動装置、火格子下ダンパ、耐火煉瓦、不定形耐火物）、ガス混合室（不定形耐火物）、火格子駆動油圧装置、助燃バーナ
D 燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室本体、乾式減温塔、燃焼用空気予熱機
E 排ガス処理設備	バグフィルタ
J 通風設備	押込送風機、二次燃焼送風器（電油操作器）、誘引送風機
K 灰出し設備	灰押出器、金属分離装置
M 電気計装設備	（全設備）

（注）区分及び設備機器の名称については、東村山市の長寿命化計画による。

また、長寿命化計画において、平成24年度又は25年度に機器寿命による更新とされていた排ガス処理設備（バグフィルタのうち、ろ布、スレーパコンベヤ等）、排水処理設備（ごみ污水ポンプ、ごみ汚水ろ過器等）等27設備機器のうち、整備計画上でも24、25年度に更新必須とされているのは、排ガス処理設備（バグフィルタのうち、スレーパコンベヤ、有害ガス除去装置のうち、制御盤）、排水処理設備（制御盤）の3設備機器となっているが、このうち制御盤について24、25年度の実績をみると、2設備機器とも更新が行われていない。

このほか、整備計画において平成25年度に更新必須とされている通風設備（煙道及び風道のうち、伸縮継手）の更新が行われていないなど、整備計画に沿った点検・補修が行われていない状況がみられる。

- これについて、同市は、予防保全の観点から、長寿命化計画に沿った点検・補修を実施することが望ましいとしながらも、市の予算上の制約から、計画どおりに補修を行うことは難しく、今後も、予算の範囲内において日常点検や定期点検で不具合や劣化が確認された部分の補修を最優先に行っていくとしている。

【群馬県玉村町】

- 平成23、24年度に、交付金を活用して、基幹的設備改良事業を実施しており、同事業の実施に先立ち、平成22年9月に長寿命化計画（施設保全計画及び延命化計画）を策定している。
- 同計画では、延命化の期間を17年間（平成23年度から39年度）とし、長寿命化手引きに沿って、機能診断技術の検討や各年度に実施する補修工事等の実施計画の策定を行っているが、基幹的設備改良事業完了後の平成25年度の点検・補修等の実績をみると、以下のとおり、施設保全計画で定めた機能診断手法を、より簡易な方法に代えていたり、交換の必要がないなどの理由から一部の設備機器を整備計画どおりに交換していない。

（機能診断技術）

- 施設保全計画では、投入ホッパ、火格子ホッパ・シュート、コンベヤ、風煙道及び煙突について、超音波法により減肉、摩耗及び腐食について診断するとされているところ、投入ホ

ツパ、火格子ホッパ・シュートについては、目視や打音に代えており、コンベヤ、風煙道、煙突については、現在、点検を実施しておらず、定期清掃等で目視による異常等があった場合、必要に応じて実施するとしている。

- ・ 施設保全計画では、炉、ガス冷却室、ガス減音器、バグフィルタ、ポンプ、モータ、電気機器・盤について、サーモグラフィ又は接触温度計によりケーシング温度異常、耐火物、断熱材等の減耗・脱落等について診断するとされているが、炉内については、常に温度を計測しているため、炉外の焼却炉本体、燃焼装置及びガス冷設備のケーシング部については、日常点検又は定期点検時の炉内目視検査やケーシング接触温度監視により異常を発見できるため、必要性が薄いと見てサーモグラフィ検査を定期的には実施していない。
- ・ これについて、同町は、これらの診断を忠実に実行するには、施設の運営業者の知識では不十分で、専門の業者に専門の機材を用いて実施してもらう必要があるが、優先的に実施すべき事項とは言えないため、予算が付くことが困難であるとしている。

(整備スケジュールに沿った施設整備)

- ・ 同町は、以下の設備・機器について、整備計画に沿った整備を行っていないとしている(()内は未実施の理由等)。
 - ▶ クリンカ防止装置 (基幹改良時に未設置)
 - ▶ 再燃バーナー (日常点検で異常なし)
 - ▶ ストーカー油圧装置
 - ▶ 灯油ポンプ (日常点検で異常なし)
 - ▶ 薬剤供給ブロワ (平成 28 年度更新予定)
 - ▶ 消石灰用空気圧縮機 (統合設備に更新予定)
 - ▶ 特殊反応助剤空気圧縮機 (統合設備に更新予定)
 - ▶ 温水発生器 (日常点検で異常なし)
 - ▶ 暖房用温水ポンプ (日常点検で異常なし)
 - ▶ 給湯用温水ポンプ (日常点検で異常なし)
 - ▶ 温水タンク循環ポンプ (日常点検で異常なし)
 - ▶ その他ポンプ類 (日常点検で異常なし)
 - ▶ 灰出しコンベア No1 (点検時に異常なし)
 - ▶ 灰出しコンベア No2 (平成 28 年度整備予定)
 - ▶ 落下コンベア (点検時に異常なし)
- ・ 同町では、設備の検査について、現状では、i) 主要設備は毎年、基幹改良を実施した業者による簡易検査を実施しており、精密機能検査の実施が必要な事項が少ないこと、ii) ポンプ及びコンプレッサーは運転委託業者による日常点検や、機器の種類ごとに定期点検整備を実施しているなど、少額の費用で対応できる補修や更新については計画によらず、その都度実施していることから、全設備・機器を対象とした精密機能検査については、町において費用面での財政協議事項でもあるため、機能診断手法を含め具体的な実施方法等については未定であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>ウ 長寿命化計画の効果の発現状況</p> <p>ごみ焼却施設の耐用年数は、これまでは一般的に 20 年程度とされていたところ、長寿命化手引きでは、日常的・定期的に適切に維持管理しながら、燃焼（熔融）設備など、ごみ焼却施設を構成する重要な設備や機器について、概ね 10 年から 15 年ごとに大規模な改良事業を実施することにより、10 年から 15 年程度の延命が図られるとされている。</p> <p>今回、調査対象 77 施設のうち、基幹的設備改良事業を実施するとして、交付要件である長寿命化計画を策定している 21 施設における使用開始から基幹的設備改良事業の実施までの期間をみると、15 年以上 20 年未満が最も多く 9 施設（42.9%）、次いで 10 年以上 15 年未満及び 20 年以上 25 年未満が各 4 施設（19.0%）、25 年以上 30 年未満が 3 施設（14.3%）、30 年以上が 1 施設（4.8%）となっている。</p> <p>また、延命化計画における延命化の目標期間をみると、15 年以上 20 年未満が最も多く 12 施設（57.1%）、次いで 10 年以上 15 年未満が 5 施設（23.8%）、20 年以上 25 年未満が 3 施設（14.3%）、10 年未満が 1 施設（4.8%）となっている。</p> <p>さらに、延命化計画における延命化の目標期間終了時の稼働年数をみると、30 年以上 35 年未満が最も多く 9 施設（42.9%）、次いで 35 年以上 40 年未満が 6 施設（28.6%）、40 年以上が 4 施設（19.0%）、25 年以上 30 年未満が 2 施設（9.5%）となっており、19 施設（90.5%）において、長寿命化手引きにおける大規模改修の実施時期及び延命化の期間から想定される施設の稼働年数 30 年以上の稼働年数が設定されている。</p> <p>加えて、調査対象市町村等の中には、ごみ焼却施設の耐用年数を 70 年と設定した上で、稼働後 25 年で 1 回目の改修工事を行って 10 年の延命化を図り、稼働後 35 年で設備全体の更新を実施、さらに、稼働後 60 年で 2 回目の改修工事を行って 10 年の延命化を図り、稼働後 70 年経った時点で建築物を含めて建て替えを行うとしている例があるなど、市町村等において、独自に取組を進めているものもみられた。</p> <p>一方、環境省は、長寿命化手引きにおいて、基幹的設備改良事業により、10 年から 15 年の延命が図られるとしているのに対し、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」（平成 22 年 3 月（27 年 3 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）において、平成 27 年度から、築 25 年未満の施設については、基幹的設備改良事業実施後 10 年以上施設を稼働することを交付要件とする一方で、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 Q & A」（平成 27 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサ</p>	<p>表 2-(1)-ウ-①</p> <p>表 2-(1)-ウ-②</p> <p>表 2-(1)-ウ-③</p> <p>表 2-(1)-ウ-④</p>

イクル対策部廃棄物対策課) では、築 25 年未満の施設以外の施設については、ストックマネジメント及び基幹的設備改良事業の目的を理解し、できる限り施設の延命化に努力されたいとしているものの、同事業実施後 10 年以上の稼働を求めているなど、延命化が可能な期間の目安は明確になっていない。

また、環境省は、長寿命化手引きにおいて、「日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備や基幹的設備の更新等の整備を的確に実施したことにより、30 年以上にわたり稼働できた実績もある」としており、長寿命化手引きの策定に当たり、現地調査等は実施しているものの、30 年以上にわたり稼働した施設の運転管理や点検整備の手法を詳細な検証までは行っていない。加えて、長寿命化手引きに沿った長寿命化計画の策定、同計画に沿った基幹的設備改良事業や施設の維持管理の実施効果については、当該改良事業が開始間もないことから、現時点では効果が発現する段階に達しておらず、検証されていない。

他方、環境省は、毎年度実施する「一般廃棄物処理事業実態調査」(以下「実態調査」という。)において、統一された調査様式に市町村等が入力することにより、個々の処理施設の稼働状況について把握し、データベース化を図っているが、当該様式には、基幹的設備改良事業の実施施設について、長寿命化計画の効果検証に資する施設の延命化の目標期間等の項目は含まれていない。

そのため、基幹的設備改良事業の実施施設について、施設の稼働状況と当該施設の延命化の目標期間とを突合し、当該目標期間の到来前に休止・廃止することとなった施設についてその理由を把握するなど、基幹的設備改良事業による延命化及び施設保全の実施効果の検証を行える状況となっていない。

また、環境省は、市町村等が独自に工夫して行っている長寿命化の取組事例を収集することとしていない。

なお、調査対象 77 施設の中には、実態調査において、施設の処理能力又は炉型式が正しく記載されていないもの(2 施設)がみられたことから、上記検証に当たっては、実態調査結果として記載された内容の正確性を確保することも必要である。

【所見】

したがって、環境省は、長寿命化手引きに沿った施設の延命化及び施設保全の有効性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 施設の延命化及び施設保全について、適時に全体的な検証を行うために、実態調査の調査様式の中に、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化の目標期間等長寿命化計画の効果検証に資する項目を設定し、その結果を蓄積すること。

表 2- (1) - ウ
-⑤

なお、実態調査結果として記載された内容については、その正確性の確保を図ること。

- ② 上記①の適時に行う全体的な検証に当たっては、個々の施設の運用管理の実態にも配慮しつつ、上記①の実態調査で得られた施設の稼働状況と延命化の目標期間とを突合し、基幹的設備改良事業の実施施設の延命化及び施設保全の実施効果を把握するとともに、市町村等が独自に工夫して行っている長寿命化の取組事例を収集し参考とするなどにより、的確に行うこと。

また、検証結果については、長寿命化手引きの必要な見直しに活用すること。

表 2-(1)-ウ-① 基幹的設備改良事業実施時点における稼働年数

(単位：施設、%)

区分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
施設数	4	9	4	3	1	21
割合	19.0	42.9	19.0	14.3	4.8	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 77 施設のうち、延命化計画において基幹的設備改良事業を実施している 21 施設について記載した。

表 2-(1)-ウ-② 延命化計画における延命化の目標期間

(単位：施設、%)

区分	10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	合計		
						15年 未満	15年 以上
施設数	1	5	12	3	21	6	15
割合	4.8	23.8	57.1	14.3	100	28.6	71.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 77 施設のうち、延命化計画において基幹的設備改良事業を実施している 21 施設について、同計画における延命化の目標期間を記載した。

表 2-(1)-ウ-③ 延命化計画における延命化の目標期間終了時の稼働年数

(単位：施設、%)

区分	25年 以上 30年 未満	30年 以上 35年 未満	35年 以上 40年 未満	40年 以上	合計		
						30年 未満	30年 以上
施設数	2	9	6	4	21	2	19
割合	9.5	42.9	28.6	19.0	100	9.5	90.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 77 施設のうち、延命化計画において基幹的設備改良事業を実施している 21 施設について、同計画における延命化の目標期間終了時の施設の稼働年数を記載した。

表 2-(1)-ウ-④ 市町村等が独自にごみ焼却施設の耐用年数を設けている例

横浜市では、以下のとおり、独自のライフサイクルに基づき施設の更新・改良を行っている。

- ① 施設を構成する焼却設備については、耐用年数を 25 年、建築物については、「補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け会発第 247 号厚生省大臣官房会計課長通知）により耐用年数 50 年とされているにもかかわらず、あえて耐用年数を 70 年と設定
- ② 稼働後 25 年で 1 回目の延命化工事を行い、10 年の延命化を図る。
- ③ 稼働後 35 年で設備全体の更新を行う。
- ④ 稼働後 60 年で 2 回目の延命化工事を行い、10 年の延命化を図る。
- ⑤ 稼働後 70 年経った時点で建築物を含め建て替えを行う。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-ウ-⑤ 実態調査の記載が不正確な例

【中讃広域行政事務組合】

仲善クリーンセンターでは、平成 12 年に、炉型式を准連続運転（1 日 16 時間連続運転）から全連続運転（1 日 24 時間連続運転）に変更しており、これに伴い、施設全体の処理能力も 60 t/日から 90t/日に変更されているが、平成 26 年度に実施された平成 25 年度実態調査まで、炉型式を准連続運転、施設の処理能力を 60 t/日のまま記載している。

【飯塚市・桂川町衛生施設組合】

飯塚市・桂川町衛生施設組合では、ダイオキシン排出抑制のため、平成 13 年度に、炉型式を准連続運転（1 日 16 時間連続運転）から全連続運転（1 日 24 時間連続運転）に変更しているものの、平成 26 年度に実施された平成 25 年度実態調査まで、炉型式を准連続運転のまま記載している。

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>エ ライフサイクルコスト比較の実施状況</p> <p>長寿命化手引きにおいて、ストックマネジメントとは、廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）を低減するための技術体系及び管理手法の総称とされており、環境省は、一定期間内の廃棄物処理のLCCを低減できるかについて、「延命化を行う場合」と、延命化対策を実施しないで「施設更新する場合」との比較、評価を行い、延命化の効果を明らかにすることとしている。</p> <p>今回、調査対象 77 施設のうち、延命化計画の中でLCC比較を実施している 24 施設について、その実施状況をみると、以下のとおり、コストの算定が不十分な例がみられた。</p> <p>i) 現行施設の建設費が粗大ごみ処理施設を含めて約 114 億円であったことを基に、施設更新する場合の建設費を現在価値割引前で 126 億円としているが、差額の 12 億円の根拠が不明確であり、また、ごみ処理量の減少（平成 17 年度 40,962t/年に対し、22 年度 34,043t/年）に応じた施設の処理能力の見積りを行っていないもの</p> <p>ii) 1 炉のみで稼働を開始し、3 年後に 2 炉での稼働を開始した施設について、延命化工事後の点検補修費の算定に当たり、長寿命化手引きに沿って、過去の点検補修費の実績を基に算定しているものの、2 炉構成での延命化を前提としているにもかかわらず、1 炉のみで稼働していた 3 年間の点検補修費の実績をそのまま用いているもの</p> <p>これらについては、施設更新を行う場合の建設費や点検補修費の算定に当たり留意すべき事項等を明示することにより、今後、LCC比較を行う市町村等において、同様の事例の発生を抑えることができると考えられる。</p> <p>一方、環境省は、LCC比較について、延命化計画の一部に位置付け、基幹的設備改良事業の交付要件として延命化計画の策定を求めているものの、LCC比較の実施状況の把握までは行うこととしていない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省は、市町村等における適切なLCC比較を促進する観点から、都道府県を通じる等により、市町村等におけるLCC比較の実施状況を把握した上で、市町村等に対し、適切な比較の実施に資する情報を提供する必要がある。</p>	<p>表 2- (1) -エ</p>

表 2- (1) - エ L C C の算定が不十分な例

【愛知県稲沢市】

施設更新する場合の建設費について、現行施設の建設費が粗大ごみ処理施設を含めて約 114 億円であったことを基に、現在価値の割引前の費用で 126 億円としているものの、差額の 12 億円の根拠が不明となっている。

また、施設更新を行う場合の建設費を算定する際、ごみ処理量の減少（平成 17 年度が 40,962t/年に対し、22 年度が 34,043t/年）に応じた施設の処理能力の見積りを行っていないこと、近年整備された他の施設の建設費の動向を踏まえず高額な単価を用いて算定していることにより、建設費が過大となっている。

【埼玉県川口市】

1 炉のみで稼働を開始し、3 年後に 2 炉での稼働を開始した施設について、延命化工事後の点検補修費の算定に当たり、長寿命化手引きに沿って、過去の点検補修費の実績を基に算定しているものの、2 炉構成での延命化を前提としているにもかかわらず、1 炉運転か 2 炉運転かを考慮せず、1 炉のみで稼働していた 3 年間の点検補修費の実績をそのまま用いている。

複数炉を有する施設については、1 炉稼働の場合と複数炉稼働の場合の点検補修費の算定方法が異なるが、長寿命化手引きにおいて、当該算定方法の違いが明示されていないことから、同市において適切な算定方法が用いられていない。

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 施設の維持管理の実施状況</p> <p>ア 施設の日常的な維持管理</p> <p>長寿命化手引きでは、廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要とされている。</p> <p>また、廃掃法第9条の3第5項において、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の5第1項に定める維持管理の技術上の基準に従い、施設の維持管理をしなければならないと規定されており、当該基準において、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこととされている。</p> <p>今回、調査対象77施設について、施設へのごみの投入状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>(ア) 稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績</p> <p>調査対象77施設について、処理能力を超えたごみの投入が行われていないかどうかの観点から、当省において、稼働日1日当たりのごみ処理量と施設全体の処理能力を基に、平成25年度における稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績（(年間処理量/施設の稼働日数)/1日当たりの施設の処理能力×100）を算定すると、60%以上70%未満が最も多く25施設（32.5%）、次いで50%以上60%未満が15施設（19.5%）となっている一方、1施設（1.3%）において100%を超えており、1日当たりの施設全体の処理能力を超えたごみ処理が行われている状況がみられた。</p> <p>当該100%を超えた施設における処理能力に対する処理実績は104%であり、100%を超えた理由として、施設に持ち込まれたごみの量が多かったためとしているが、処理実績が100%を超えた平成25年度における稼働日数は306日であり、23年度の317日、24年度の319日に比して少ない日数となっており、稼働日数を増やすことにより、1日当たりの処理能力を超えないよう処理することが可能な状況となっている。</p> <p>(イ) 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日1日当たりの処理能力に対する処理実績</p> <p>ごみ焼却施設の処理能力は炉ごとに設定されているため、例えば、施設全体の処理能力が300t/日であっても、当該施設が3炉構成であり、各炉の処理能力が100t/日の場合、1炉で運転した日の処理能力は100t/</p>	<p>表2-(2)-ア-①</p> <p>表2-(2)-ア-②</p> <p>表2-(2)-ア-③</p> <p>表2-(2)-ア-④</p>

<p>日となり、施設全体の処理能力 300t/日との間に 3 倍のかい離が生じることとなる。</p> <p>このため、2 炉以上の複数炉で構成される施設については、炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえて施設の処理能力に対する処理実績を算定する必要がある。</p> <p>調査対象 77 施設のうち、複数炉で構成される 71 施設について、炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた場合の処理能力に対する処理実績を算定すると、80%以上 90%未満が最も多く 25 施設 (35.2%)、次いで 90%以上 100%未満が 23 施設 (32.4%) となっている一方、100%を超えるものが 4 施設 (5.6%) みられた。</p> <p>一方、環境省は、廃掃法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 1 号において、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこととしているものの、当該規定が炉の損傷や生活環境上の影響が生じることを防ぐための規定であることや、複数炉構成の施設の場合は、各炉の運転状況を踏まえた処理能力を基にごみの投入量を決定する必要があることまでは、市町村等に対し周知を行っていない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省は、施設の適切な維持管理を確保する観点から、市町村等に対し、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 廃掃法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 1 号の趣旨を周知するとともに、稼働日数の調整等により施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう助言すること。</p> <p>② 複数炉で構成されるごみ焼却施設の場合は、各炉の運転状況を踏まえた処理能力を基にごみの投入量を決定するよう助言すること。</p>	<p>表 2-(2)-ア -⑤</p> <p>表 2-(2)-ア -⑥</p>
--	---

表 2-(2)-ア-① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

第 8 条の 3 第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第 2 項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第 9 条第 1 項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 （略）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第 9 条の 3 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第 8 条の 3 第 1 項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第 1 項に規定する第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第 8 項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

6～12 （略）

表 2-(2)-ア-② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）（抜粋）

（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第 4 条の 5 法第 8 条の 3 第 1 項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

二～十六 （略）

2 （略）

表 2-(2)-ア-③ 稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績（平成 25 年度）

（単位：施設、％）

区分	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100% 以上	合計
	以上 40% 未満	以上 50% 未満	以上 60% 未満	以上 70% 未満	以上 80% 未満	以上 90% 未満	以上 100% 未満		
施設数	6	10	15	25	14	4	2	1	77
割合	7.8	13.0	19.5	32.5	18.2	5.2	2.6	1.3	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績は、（（年間処理量/施設の稼働日数）/1 日当たりの施設の処理能力×100）により算定した。

3 「割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-ア-④ 稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績が 100%を超えている施設の概要

【愛知県岡崎市八帖クリーンセンター1号炉】

施設全体の処理能力が 100 t/日、1 炉構成の施設であり、平成 25 年度の処理量は 31,702t/年、稼働日数は 306 日となっている。

上記の処理量及び稼働日を基に算定した稼働日 1 日当たりの処理量は 104t/日となり、稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績は 104%となっている。

これについて、同施設は、100%を超えた理由として、施設に持ち込まれたごみの量が多かったためとしているが、平成 25 年度の稼働日数は 306 日であり、23 年度 317 日、24 年度 319 日に比して少ない日数となっていることから、稼働日数を増やすことにより、1 日当たりの処理能力を超えないよう処理することが可能な状況となっている。

表 八帖クリーンセンター1号炉における処理量、稼働日数等（平成 23 年度から 25 年度）

区 分	平成 23 年度	24 年度	25 年度
年間処理量 (t/年) (a)	31,190	30,927	31,702
稼働日数 (日) (b)	317	319	306
1 日当たりの処理量(t/日) (c=a/b)	98	97	104
稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績 (%) (c/施設全体の処理能力×100)	98	97	104

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑤ 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日 1 日当たりの処理能力に対する処理実績（平成 25 年度）

（単位：施設、％）

区分	40% 以上 50% 未満	50% 以上 60% 未満	60% 以上 70% 未満	70% 以上 80% 未満	80% 以上 90% 未満	90% 以上 100% 未満	100% 以上	合計
施設数	1	3	4	11	25	23	4	71
割合	1.4	4.2	5.6	15.5	35.2	32.4	5.6	100.0

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査対象 77 施設のうち、複数炉構成の 71 施設について記載した。

3 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日 1 日当たりの施設の処理能力に対する処理実績は、 $(\text{年間処理量 (平成 25 年度)} / \text{稼働日数}) / ((1 \text{ 炉のみでの運転日数} \times 1 \text{ 炉分の処理能力} + 2 \text{ 炉での運転日数} \times 2 \text{ 炉分の処理能力} + 3 \text{ 炉での運転日数} \times 3 \text{ 炉分の処理能力}) / \text{稼働日数}) \times 100$ により算定した。

4 「割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表2-(2)-ア-⑥ 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日1日当たりの処理能力に
 対する処理実績が100%を超えている施設の状況(平成25年度)

区 分	旭川市近文 清掃工場	川越市資源 化センター 熱回収施設	香川県東部 清掃施設組 合香川東部 溶融クリー ンセンター	飯塚市クリ ーンセンタ ー清掃工場
施設全体の処理能力 (a)	280	265	195	180
(炉ごとの処理能力)	140	132.5	65	90
(炉数)	2	2	3	2
稼働日数 (b)	349	346	353	287
1 炉のみでの運転日数	143	166	(205)	287
2 炉での運転日数	206	180	(0)	0
3 炉での運転日数	-	-	(282)	-
炉ごとの処理能力と運転日数を踏 まえた稼働日1日当たりの施設の 処理能力 (c)	222.64	201.43	89.67	90.00
年間処理量(平成25年度) (d)	79,106	70,462	32,083	26,823
稼働日1日当たりの処理量 (e=d/b)	226.66	203.65	90.89	93.46
施設全体の処理能力に対する処理 実績(f=e/a*100)	81.0	76.8	46.6	51.9
炉ごとの処理能力と運転日数を踏 まえた稼働日1日当たりの施設の 処理能力に対する処理実績 (g=e/c*100)	101.8	101.1	101.4	103.8
差 (g-f)	20.8	24.3	54.8	51.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「炉ごとの処理能力と運転日数を踏まえた稼働日1日当たりの施設の処理能力」は、以下の計算式により算定した。

(1 炉のみでの運転日数×1 炉分の処理能力+2 炉での運転日数×2 炉分の処理能力+3 炉での運転日数×3 炉分の処理能力) / 稼働日数

3 香川東部溶融クリーンセンターの「稼働日数」については、「1 炉のみの稼働日数」、「2 炉での稼働日数」及び「3 炉での稼働日数」を把握できなかったことから、第1号炉から第3号炉それぞれの稼働日数及び全炉停止日数を把握しており、表中は()で記載した。

なお、同施設の「炉ごとの処理能力と運転日数を踏まえた稼働日1日当たりの施設の処理能力」については、以下の計算式により算出している。

(第1号炉の運転日数+第2号炉の運転日数+第3号炉の運転日数) × 炉ごとの処理能力 / 稼働日数

勸 告	説明図表番号
<p>イ 点検・検査の実施状況</p> <p>廃掃法施行規則において、市町村は、以下の点検・検査を行うこととされている。</p> <p><機能検査（第4条の5第1項第14号）></p> <p>市町村は、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査を行うこととされており、「廃棄物処理の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知。以下「昭和46年厚生省課長通知」という。）により、同検査の実施頻度は年1回以上とされている。</p> <p><精密機能検査（第5条）></p> <p>市町村は、施設の機能を保全するため、施設の機能状況、耐用の度合等について精密な検査（精密機能検査）を行わなければならないとされており、昭和46年厚生省課長通知により、同検査の実施頻度は3年に1回以上とされている。</p> <p>また、精密機能検査は、「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」（「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日付け環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙4））において、「定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準とを比較して、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する」として、検査の細目が定められている。</p> <p>今回、調査対象77施設について、点検・検査の実施状況を調査したところ、以下のとおり、点検・検査の頻度や必要性に疑義がある状況がみられた。</p> <p>(ア) 機能検査の実施状況</p> <p>ごみ焼却施設の定期的な休止等により、運転中では実施できない内部点検等を行う定期点検については、調査対象77施設全てにおいて実施されている。</p> <p>一方、当該定期点検が、機能検査に該当するかについては、確認できなかった。</p> <p>なお、環境省は、当該定期点検が、機能検査に該当する場合もあるとしている。</p>	<p>表 2-(2)-イ-①</p> <p>表 2-(2)-イ-②</p> <p>表 2-(2)-イ-①（再掲）</p> <p>表 2-(2)-イ-②（再掲）</p> <p>表 2-(2)-イ-③</p>

<p>(イ) 精密機能検査の実施状況</p>	
<p>調査対象 77 施設のうち、東日本大震災により過去の点検等の実施記録の確認が困難である 1 施設を除く 76 施設について、精密機能検査の実施状況をみると、実施しているものが 53 施設 (69.7%)、未実施のものが 23 施設 (30.3%) となっている。</p>	表 2-(2)-イ-④
<p>未実施の 23 施設について、その主な理由をみると、以下のとおりとなっている。</p>	表 2-(2)-イ-⑤
<p>i) 日常点検、定期点検の実施により維持管理上の支障はないとするもの</p> <p>ii) 検査を外部に委託する場合の検査費用の確保が困難とするものや検査費用が高額のためとするもの</p>	
<p>一方で、精密機能検査を実施している 53 施設について、実施頻度をみると、3 年に 1 回以上の頻度で実施しているものが 31 施設 (58.5%)、3 年に 1 回に満たない頻度で不定期に実施しているものが 22 施設 (41.5%) となっている。</p>	表 2-(2)-イ-④ (再掲)
<p>不定期実施の 22 施設について、その主な理由をみると、以下のとおりとなっている。</p>	表 2-(2)-イ-⑥
<p>i) 毎年度の点検により、施設の稼働に問題が生じていないことから、予算の状況を踏まえ、不定期の実施とするもの</p> <p>ii) 基幹的設備改良事業を前提とする長寿命化計画の策定や大規模改修の実施に係る基礎データの収集として精密機能検査を実施し、定期点検等により施設の維持管理に支障がないため、精密機能検査を定期的に実施していないとするもの</p>	
<p>また、精密機能検査を 3 年に 1 回以上実施している施設の中にも、精密機能検査における設備・機器等の検査は、施設が独自に実施している日常点検及び定期点検と同等の検査内容であり、その必要性に疑問があるとの市町村等の意見がみられた。</p>	
<p>環境省は、長寿命化手引きにおいて、「日常的・定期的に適切に維持管理しながら、施設の設備・機器に求められる性能水準が管理水準以下に低下する前に機能診断を実施し、機能診断結果に基づく機能保全対策、延命化対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図る」ため、廃掃法施行規則に基づく機能検査、精密機能検査のほかに、さらに、機能診断調査を実施することとしている。</p>	表 2-(2)-イ-⑦
<p>しかしながら、これらの点検・検査は、以下のとおり、その内容、頻度等に関し、整理・体系化されていない。</p>	
<p>① 精密機能検査については、「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」で検査の細目が示されている一方、機能検査については、実施すべき検</p>	

査の内容が示されていない。

- ② 昭和46年厚生省課長通知において、機能検査を1年に1回以上、精密機能検査を3年に1回以上実施することとした趣旨が不明確となっている。
- ③ 精密機能検査は、施設の機能を保全するため、施設の機能状況、耐用の度合等について行う精密な検査とされ、長寿命化手引き上、機能診断調査とは別に位置付けられているものの、機能診断調査との実施目的、実施内容の違いが不明確となっている。また、機能検査については、長寿命化手引き上、その位置付けが不明確となっている。

【所見】

したがって、環境省は、ストックマネジメントの手法を踏まえつつ、市町村等における適切な点検・検査の実施を促す観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 機能検査、精密機能検査及び機能診断調査について、それぞれの実施の趣旨を踏まえた上で、当該検査等を含め、施設の維持管理上必要な点検・検査の種類、内容及び頻度を体系的に整理・見直しを行い、都道府県を通じる等により、市町村等に示すこと。
- ② また、これに基づき、点検・検査を適切に実施するよう、都道府県を通じる等により、市町村等に対し助言すること。

表 2-(2)-イ-① 廃掃法施行規則における点検・検査に係る規定

<p>(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)</p> <p>第 4 条の 5 法第 8 条の 3 第 1 項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>
<p>(精密機能検査)</p> <p>第 5 条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的に、その機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。</p>

表 2-(2)-イ-② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」
(昭和 46 年 10 月 25 日付け環整第 45 号厚生省環境衛生局環境整備課長通知) (抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について

公布日：昭和 46 年 10 月 25 日

環整第 45 号

[改定]

昭和四九年三月二五日 環整第三七号

昭和五二年三月二六日 環計第三七号

昭和五五年一月一〇日 環整第一四九号・環産第四五号

昭和五六年六月二二日 環整第九四号

昭和五八年六月一四日 環整第八七号

昭和六〇年三月二六日 衛環第四一号

平成四年八月一三日 衛環第二三三号

平成一〇年五月七日 衛環第三七号

平成一二年一月二八日 生衛発第一九〇四号

平成一四年五月二一日 環産二九四号

(各都道府県・各政令市廃棄物関係担当部(局)長あて 厚生省環境衛生局環境整備課長通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の施行については、別途厚生事務次官通知(厚生省環第七百八十四号)及び環境衛生局長通知(環整第四十三号)により指示されたところであるが、なお、左記の事項に留意して運用されたく通知する。

(略)

第三 一般廃棄物処理施設の維持管理等に関すること。

一般廃棄物処理施設の維持管理等に関しては、次の点に留意するよう、関係者を指導されたいこと。

(略)

10 規則第四条の五第一項第十二号及び同条第二項第十二号の水質検査及びばい煙に関する検査は毎月一回以上、機能検査は毎年一回以上行なうこと。

また、焼却施設の引出灰の熱しやく減量については、毎月一回以上測定すること。

11 規則第五条の 精密機能検査は三年に一回以上行なうこと。

12 ごみ処理施設の処理能力は、施設の一時間当りの処理能力を基本とし、これに運転時間を乗じたもので表わすものであること。

施設の種類ごとの運転時間は、次のとおりとする。

① バッチ燃焼式焼却施設 八時間

② 連続燃焼式焼却施設 二四時間

③ 破碎施設 五時間

④ 圧縮施設 五時間

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-③ 「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」におけるごみ焼却施設に係る精密機能検査の検査項目等

項目		検査内容	
1	施設の概要	施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容	
2	運転管理実績	(1) 運転管理実績	月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量等の実績
		(2) 作業状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとの日常の作業状況 ・ 火室・煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容
		(3) ごみ質等検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ質：三成分、物理組成 ・ ダスト：重金属含有量、溶出量 ・ 残灰：熱しゃく減量及び重金属含有量、溶出量 ・ 排ガス：ばいじん、SOX、NOx、HCl、温度等 ・ 排水：pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度
		(4) 処理条件と処理効果	投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討
3	設備、装置等の状況	(1) 書類調査	基本図書及び運転記録の点検並びに過去の事故等の状況
		(2) 設備装置等の検査	<p>各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の4ランクに分けて判定し、その箇所を明示</p> <p>① 土木建築設備 亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等</p> <p>② 機械設備 腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況及び損耗等</p> <p>③ 電気設備 腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等</p> <p>④ 配管、弁設備 腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等</p> <p>⑤ 耐火構造設備 路面内のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等</p> <p>⑥ その他 全体的な推移高低関係、悪臭の発生等</p>
4	改善点の指摘	以上の調査及び検討の結果に基づき、施設の構造及び維持管理上の改善点を指摘	

(注) 「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」(「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日付け環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知別紙4))を基に当省が作成した。

表 2- (2) -イ-④ 精密機能検査の実施状況（稼働年数別）

(単位：施設、%)

区 分	実施			未実施	合計
		3年に1回以上実施	不定期に実施（3年に1回実施していない）		
5年未満 (平成23年度以降)	0	0	0	3	3
5年以上10年未満 (平成18年度以降 平成22年度まで)	2	2	0	1	3
10年以上15年未満 (平成13年度以降 平成17年度まで)	9	5	4	2	11
15年以上20年未満 (平成8年度以降 平成12年度まで)	13	7	6	6	19
20年以上25年未満 (平成3年度以降 平成7年度まで)	5	3	2	5	10
25年以上30年未満 (昭和61年度以降 平成2年度まで)	11	6	5	3	14
30年以上 (昭和60年度まで)	13	8	5	3	16
合計	53	31	22	23	76
割合	69.7	(58.5)	(41.5)	30.3	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象77施設のうち、精密機能検査の実施状況が不明の1施設を除く76施設について記載した。

3 「割合」中の（ ）は、「実施」に対する割合を示す。

4 「不定期に実施（3年に1回実施していない）」は、必要に応じ、不定期に精密機能検査を実施するとしているものの、直近の実施実績（平成21年度及び24年度）は3年に1回以上の頻度となっている1施設を含む。

表 2-(2)-イ-⑤ 精密機能検査を実施していない主な理由の例

○ 日常点検、定期点検の実施により維持管理上の支障はないため (10 施設)
○ 施設の施工業者による点検により施設の保全を行っているため (4 施設)
○ 検査を外部に委託する場合の検査費用 (約 200 万円) の確保が困難なため (1 施設)
○ 検査費用が高額のため (2 施設)
○ 精密機能検査に相当する検査を毎年度の定期点検で実施しているため (3 施設)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-イ-⑥ 精密機能検査を不定期実施としている (3 年に 1 回実施していない) 主な理由の例

○ 毎年度の点検により、施設の稼働に問題が生じていないことから、予算の状況を踏まえ、不定期の実施としている (1 施設)
○ 整備計画表により、必要な補修等を実施しているため (2 施設)
○ 検査費用が高額なため (2 施設)
○ 検査費用が高額であり、検査結果が日常点検等で既に承知しているものとなっているため (1 施設)
○ 大規模改修等の実施に係る基礎データの収集として精密機能検査を実施したものの、定期点検等により施設の維持管理に支障がないため、精密機能検査を定期的に行っていない (6 施設)
○ 毎年度の定期点検において、精密機能検査と同等の点検、検査を実施しているため (1 施設)
○ 平成 24 年度に基幹的設備改良事業を実施しており、今後、精密機能検査を行う必要性は乏しいと考えているため。また、同事業実施後 2 年間は、施行事業者の保証範囲であるため (1 施設)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-イ-⑦ 機能検査、精密機能検査及び機能診断調査の位置付け等

区 分	機能検査	精密機能検査	機能診断調査
根拠法令	廃掃法施行規則第4条の5 第1項第14号	廃掃法施行規則第5条	—
条文	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、これらの施設の機能を保全するため、定期的に、その機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。	—
通知等	昭和46年10月25日環整45号(第三の10)、環整94号(3の(3))、環整95号(別表)	昭和52年11月4日環整45号(第三の11)、環整95号(別表)	長寿命化手引き (平成22年3月)、(平成27年3月改訂)
目的及び 検査内容	施設の適正な維持管理にあたって、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握し、稼働の状況を常に適切に保持するために実施する(環整45号)。	ごみ処理施設およびし尿処理施設の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準および設計基準とを比較して、処理負荷および処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘する(環整95号別表4)。	劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定め、定期的に実施する(長寿命化手引き)。
検査頻度	1年に1回以上	3年に1回以上	—

(注) 環境省の資料を基に当省が作成した。

調査の結果	説明図表番号
<p>ウ 技術管理者の配置等</p> <p>廃掃法第 21 条第 1 項では、処理施設の設置者（市町村が設置する処理施設にあっては管理者）は、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないと規定されている。</p> <p>当該規定の趣旨としては、近時の廃棄物の処理施設は、高度に機械化されており、その操作について相当高度の知識及び技能が要求され、維持管理の適正を欠くときは、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生等の環境の保全上の支障を引き起こすおそれもあるため、処理施設の管理者が技術管理者を置くこととして、施設管理に係る責任の所在を明らかにしたものとされている。</p> <p>また、技術管理者の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進する観点から、廃棄物処理施設の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいとされている。</p> <p>今回、調査対象 77 施設のうち、技術管理者が配置されていない 3 施設を除く 74 施設における技術管理者の事務系職員・技術系職員（注 1）の別について調査したところ、15 施設（20.3%）で事務系職員が配置されていた。また、74 施設における技術管理者の講習（注 2）の受講状況を調査したところ、6 施設（8.1%）の技術管理者が未受講となっていた。</p> <p>市町村にとって、一部の大都市等を除き、廃棄物処理施設の建設工事は 20 年に 1 度程度の事業ということもあり、廃棄物処理、処分の知識・経験の蓄積や専門技術者の確保が非常に困難な状況となっているため、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する専門的能力が不足しているとの指摘がなされている。これに対して、環境省は、平成 19 年度以降の具体化を目指し、公正・中立な立場にある専門家や高い技術力を保有する大都市職員などからなる専門家集団の組織化による市町村支援体制を構築することとしていたが、検討の結果、専門家集団の組織化及び運営方法について、資金面、中立性、責任の所在等の課題が指摘され、組織化の実現には至らなかったとしている。</p> <p>（注）1 事務系職員とは、一般事務員等をいい、技術系職員とは、土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の職員をいう。</p> <p>2 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する、技術管理者の資格要件を補完し、望ましいとされる技術管理者を養成し、同センターがその能力を認定する講習（廃棄物処理施設技術管理者講習）をいう。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-①</p> <p>表 2-(2)-ウ-②</p> <p>表 2-(2)-ウ-③</p> <p>表 2-(2)-ウ-④</p>

表 2-(2)-ウ-① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（技術管理者）

第 21 条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2・3 （略）

表 2-(2)-ウ-② 廃棄物処理法の解説（平成 24 年度版）（抜粋）

趣 旨

法第二十一条は、技術管理者の設置に関する規定である。近時の廃棄物の処理施設は、高度に機械化されており、その操作について相当高度の知識及び技能が要求され、維持管理の適正を欠くときは、施設の効率的な稼働が妨げられるばかりでなく、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭の発生等の環境の保全上の支障を引き起こすおそれもある。また、廃棄物の最終処分場についても埋立地からの浸出液の水処理等について高度の技術を必要とするものがある。そのため、処理施設の設置者（市町村が設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）が技術管理者を置くこととして、施設管理に係る責任の所在を明らかにした。（以下、略）

表 2-(2)-ウ-③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 12 年 12 月 28 日付け衛環第 96 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）（抜粋）

第五 技術管理者等の資格要件の見直し（省令第八条の一七及び第一七条関係）

- 1 廃棄物処理施設の技術管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「技術管理者等」という。）について、環境大臣の認定する講習を修了した者であることとする資格要件を削除したものであること。
- 2 技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいものであること。

表 2-(2)-ウ-④ 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(平成 18 年 7 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)

第 1 章 はじめに

廃棄物の適正処理と再資源化を担う廃棄物処理施設は、国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図る上で不可欠な都市施設であり、その建設工事は社会基盤整備を図る重要な公共事業である。そのため、廃棄物処理施設建設工事の実施に際しては、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるように契約され、長期的かつ総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることが求められている。

しかしながら、廃棄物処理施設建設工事をめぐる状況として、以下のような構造、課題等が指摘されている。

- 廃棄物処理施設建設工事では、主要技術であるプラントが技術的に複雑・高度であること、性状が多様で変化しやすい廃棄物の処理を対象とするため経験工学的な技術の蓄積が重要であること、プラントメーカーに技術・ノウハウが集中していること等から、工事を請負うプラントメーカーが市場において強い影響力・支配力を有しているという特徴がある。
- 一方、発注者側である 市町村は、一部の大都市等を除き、20 年に 1 度程度の事業ということもあり、廃棄物処理、処分の知識・経験の蓄積や専門技術者の確保が非常に困難な状況となっているため、プラントメーカーと対等に技術や価格等について交渉する専門的能力が不足している。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

勸 告	説明図表番号
<p>エ 立入検査の実施</p> <p>廃掃法第 19 条第 1 項では、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、処理施設のある土地又は建物に立ち入り、同施設の構造、維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と規定されている。</p> <p>なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 27 条第 1 項の規定により、指定都市の長、中核市の長等（以下「都道府県等」という。）は、都道府県知事の立入検査権限に属する事務について行うこととされている。</p> <p>今回、調査対象 14 都道府県における処理施設に対する立入検査の実施状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(7) 都道府県における立入検査の実施状況</p> <p>調査対象 14 都道府県における処理施設に対する立入検査の実施状況等をみると、過去に不適正な処理が行われた事例がなかったこと等を理由に、2 県において、平成 23 年度から 25 年度までの 3 か年間立入検査の実績がなかった。</p> <p>このうち、1 県においては、i) 今回、調査対象とした同県内の 7 焼却施設のうち、2 施設において技術管理者が未配置であったこと、ii) 一部事務組合が設置する焼却施設の稼働時間の変更に伴う処理能力の変更に、廃掃法に基づく変更届が同県に未提出であったことについて把握していない状況がみられた。なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について」（平成 6 年 12 月 28 日付け衛環第 332 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）においては、都道府県知事は、廃掃法に基づき、立入検査及び報告徴収権限が付与されているところであり、必要に応じてこうした手段を通じる等により、技術管理者等の設置について遺漏のないよう把握に努めることとされている。</p> <p>一方、立入検査を実施している都道府県においては、i) 処理方法に関して届出と実態に相違があったことから、変更届を提出するよう指導したもの、ii) 1 日当たりの処理能力を上回っている日があったため、遵守するよう指導を行い、改善が図られたものがみられた。</p> <p>また、平成 25 年度における立入検査で、ごみ焼却施設の経年劣化による腐食等が確認されたため修繕するよう指導したものの、翌年度の立入検査において、当該腐食等について修繕されていなかったため、早急に修繕すること等について指導し、改善報告書を提出させている例がみら</p>	<p>表 2-(2)-エ-①</p> <p>表 2-(2)-エ-②</p> <p>表 2-(2)-エ-③</p> <p>表 2-(2)-エ-④</p> <p>表 2-(2)-エ-⑤</p> <p>表 2-(2)-エ-⑥</p>

れた。

(イ) 立入検査における精密機能検査の実施状況の確認

立入検査を実施している 12 都道府県の中には、立入検査の中で、廃掃法施行規則第 5 条の規定に基づき、ごみ焼却施設の機能保全を目的として実施することとされている精密機能検査の実施状況についても確認を行うこととしているものが 2 県でみられた。

(ウ) 環境省における立入検査の実施状況の把握等

技術管理者として事務系職員が配置されている、また、講習を受講していない技術管理者がいるなど、必ずしも全てのごみ焼却施設に知識・技能の豊富な者が置かれているわけではない状況下にあつて、都道府県が立入検査によって、市町村等の法令の遵守や施設の適切な維持管理を推進することは、今後、市町村等が施設の長寿命化を図っていく上で前提となる適切な維持管理を補完するものとなり得ると考えられる。

しかしながら、環境省は、以上のような都道府県による立入検査の実施状況について把握することとしておらず、また、同省は、これまで都道府県に対し、処理施設に対する立入検査実施上の留意事項等について助言を行った実績もない。

【所見】

したがって、環境省は、ごみ焼却施設の長寿命化に資する適切な維持管理を推進する観点から、都道府県等による処理施設に対する立入検査の実態を把握の上、都道府県等に対し、立入検査の必要性について周知するとともに、効果的かつ確実な実施を確保するために実施要領等を示す必要がある。

表 2- (2) - エ
- ⑦

表 2- (2) - エ - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) (抜粋)

(立入検査)

第 19 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2~4 (略)

表 2- (2) - エ - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) (抜粋)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第 27 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の長及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の長並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長 (以下この条において「指定都市の長等」という。) が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

- 一 法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可 (当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。) に関する事務
- 二 法第 14 条の 2 第 1 項及び第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可 (前号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 三 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による届出の受理 (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 四 法第 14 条の 3 (法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による命令 (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 五 法第 14 条の 3 の 2 (法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による許可の取消し (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務
- 六 法第 20 条の 2 第 1 項の規定による登録に関する事務
- 七 法第 23 条の 3 及び第 23 条の 4 の規定による意見の聴取 (第 1 号に規定する許可に係るものに限る。) に関する事務

2 (略)

表 2-(2)-エ-③ 平成 23~25 年度における立入検査の実績の有無

実績あり	12 都道府県（北海道、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）
実績なし	2 県（香川県、愛媛県）

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-④ 立入検査の実績がない都道府県における状況

平成 23 年度から 25 年度までの 3 か年間、立入検査の実績がない香川県は、次の状況を把握していなかった。

- ① 調査対象としたごみ焼却施設 7 施設のうち、2 施設で技術管理者が配置されていない
- ② 中讃広域行政事務組合は、設置するごみ焼却施設（仲善クリーンセンター）について、平成 12 年に 16 時間連続運転から 24 時間連続運転に稼働時間を変更し、この変更に伴い稼働規模（処理能力）も変更（60 t/日→90 t/日）しているが、廃掃法に基づく変更届を同県に提出していない

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-⑤ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について」（平成 6 年 12 月 28 日付け衛環第 332 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）（抜粋）

第 3 その他
 都道府県知事には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、立入検査及び報告徴収権限が付与されているところであり、必要に応じてこうした手段を通じる等により技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の設置について遺漏のないよう把握に努められたいこと。

表 2-(2)-エ-⑥ 立入検査における指摘による改善例（埼玉県（東部環境管理事務所））

- 平成 26 年度に立入検査を実施したごみ焼却施設（加須市大利根クリーンセンター）について、届出書に記載されていない機械が新設されていたため、変更届を提出するよう指導し、その後、変更届が提出された。
- 平成 24 年度に立入検査を実施したごみ焼却施設（久喜宮代衛生組合菖蒲清掃センター）について、1 日当たりのごみ処理量が処理能力を上回っている日があったため、遵守するよう指導し、翌年度の立入検査で遵守されていることを確認した。
- 平成 25 年度に立入検査を実施したごみ焼却施設（羽生市清掃センター）について、経年劣化による施設の腐食等が確認されたため修繕するよう指導したものの、翌 26 年度に立入検査を実施した際、修繕されていなかったため、前年度に指摘した事項に対して早急に修繕すること等について改善報告書を提出するよう指導した。その結果、同市から改善報告書が提出された。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-エ-⑦ 立入検査において精密機能検査の実施状況について確認している例

① 群馬県

ごみ処理施設（焼却施設）立入検査チェックリスト

	環境事務所 No 環境森林事務所 No
--	------------------------

【立入検査実施方法】

- 1 I～Ⅷの項目については、予め施設立会者に管理者の自己判断により、記入してもらうこと
- 2 立入検査員は、朱書きにて各項目の確認を行うこと。
- 3 施設の基本事項については、台帳の出力帳票を参照すること。
- 4 このチェックリストは現場で活用するためのものですので、報告に添付の必要はありません。

施設概要	
(略)	
評価（現場メモ）	
(略)	
I 構造基準の確認 (規則第4条第1項)	*
(略)	
II 維持管理基準 (規則第4条の5第1項)	*
(略)	
III 維持管理に関する情報の公表 (法第8条の3第2項, 法第9条の3第6項)	*
(略)	
IV 記録の閲覧 (法第8条の4, 法第9条の3第7項)	*
(略)	
V 精密機能検査 (規則第5条)	*
1	ごみ処理施設の管理者は、これらの機能を保全するため、3年に1回以上、その機能状況、耐用の度合等について「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」に基づき精密な検査を実施しているか
* ○：対応済み、△：対応予定、－：適用除外、×：未対応（コメント記入）	
※「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」は、廃棄物処理施設整備実務必携（（社）全国都市清掃会議発行）の環整第95号昭和52年11月4日付け厚生省通知「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に記載されています。	
VI 立入検査直近の分析検査の結果	
(略)	
◎溶融スラグを製造する灰溶融施設の場合は、次の欄に記入願います。	
VII 立入検査直近の溶融スラグ分析検査の結果	
(略)	

3 ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 計画の策定状況等</p> <p>(ダイオキシン類の排出削減対策としてのごみ処理広域化計画の策定等)</p> <p>平成初頭前後、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっていたことを踏まえ、平成 2 年 12 月に旧ガイドラインが策定されるとともに、これに基づき当時の厚生省は地方公共団体を指導した。その後、同省は、平成 8 年 6 月に「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」を設置してダイオキシン対策を一層推進するための検討を行うとともに、ダイオキシン削減対策技術に関する新たな知見を踏まえ、9 年 1 月にガイドラインを策定した。</p> <p>また、当時の厚生省は、都道府県に対し、「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年厚生省課長通知」という。）を発出し、ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画（計画期間：原則 10 年）を策定し、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力 300 t/日以上（最低でも 100 t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化することを求めている。</p> <p>その結果、47 都道府県全てにおいて、平成 9 年度又は 10 年度に広域化計画が策定されている。</p> <p>(廃掃法の改正による国における基本方針の策定、都道府県における廃棄物処理計画の策定)</p> <p>我が国においては、循環型社会（注）を実現するために、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題とされている一方、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分が増大するなど深刻な状況となっていた。このような状況を踏まえ、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、平成 12 年 6 月に廃掃法が改正され、国における基本方針の策定、都道府県における廃棄物処理計画の策定等の措置を講ずることとされた。</p> <p>廃掃法第 5 条の 2 では、環境大臣は、廃掃法基本方針を定めなければならない旨規定されている。</p> <p>また、廃掃法第 5 条の 5 では、都道府県は、廃掃法基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない旨規定さ</p>	<p>表 1-⑤-i、ii（再掲）</p> <p>表 1-⑥（再掲）</p> <p>表 3-(1)-①</p> <p>表 3-(1)-②</p>

<p>れている。廃棄物処理計画においては、同条第 2 項第 3 号の規定に基づき、「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」を定めるものとされ、そのための基準の一つとして、廃掃法施行規則第 1 条の 2 の 2 第 3 号イの規定に基づき、「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」を定めることとされている。</p>	表 3- (1) - ③
<p>(注) 循環型社会とは、循環型社会形成推進基本法第 2 条第 1 項において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と規定されている。</p>	表 3- (1) - ④
<p>今回、調査対象 14 都道府県における広域化計画の策定・運用状況、ごみ処理の広域化・ごみ焼却施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）の進捗状況等について調査した結果、以下のとおり、都道府県によって、広域化計画の策定・運用状況は区々となっており、同計画による広域化・集約化の推進効果をもみても、いまだ広域化・集約化を進める余地はあるものと考えられる一方、今後の進め方については不明瞭な状況がみられた。</p>	
<p>ア ガイドライン等における広域化・集約化の位置付け</p>	
<p>平成 9 年 1 月に策定されたガイドラインでは、ダイオキシン類の排出を削減するための対策を強力に推進することが一義的な目的とされ、そのために都道府県が広域化計画を策定することとされていた。その後、平成 13 年 5 月に策定され、17 年 5 月及び 22 年 12 月に改定された廃掃法基本方針（注）では、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、都道府県は、区域内の処理に関する廃棄物処理計画を策定するとともに、その中で一般廃棄物の広域的処理に関する事項についても盛り込むこととされている。このように、社会情勢の変化を受けて、広域化・集約化の目的や推進する枠組みには変化がみられる。ガイドラインにおいて策定することとされた都道府県の広域化計画の策定・運用状況については、平成 9 年度又は 10 年度に策定された広域化計画（以下「一次計画」という。）の計画期間終了後、二次計画を策定・運用中のものや一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中のもの等がある一方、二次計画等を策定・運用していないものがあるなど、都道府県によって区々の状況となっている。</p>	表 3- (1) - ⑤
<p>(注) 平成 28 年 1 月に改定されている。</p>	
<p>イ 広域化・集約化によるダイオキシン類の削減効果</p>	
<p>平成 10 年度と 25 年度における全国のごみ焼却施設数を比較すると、10 年度 1,769 施設から 25 年度 1,172 施設と約 3 割減少している。また、調査</p>	表 1- ⑦(再掲) 表 3- (1) - ⑥

<p>対象 14 都道府県においては、その全てでごみ焼却施設数は減少しており、14 都道府県の施設数の合計でみると、平成 10 年度 658 施設から 25 年度 439 施設と約 3 割減少している。</p>	
<p>平成 10 年度と 25 年度における全国の 1 ごみ焼却施設当たりの処理能力を比較すると、10 年度 109 t/日から 25 年度 156 t/日と増加し、施設は大規模化している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑦ 表 3- (1) - ⑧</p>
<p>同様に、全国のごみ焼却施設数を処理能力別に比較すると、100 t/日未満は減少、100 t/日以上 600 t/日未満は増加しており、全国のごみ焼却施設に占める全連続運転の割合を比較すると、10 年度 26.8%から 25 年度 55.6%と倍以上に上昇している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑨ 表 3- (1) - ⑩ 表 3- (1) - ⑪</p>
<p>また、平成 9 年厚生省課長通知においては、最低でも 100 t/日以上全連続式ごみ焼却施設の設置を求めているが、現在では、技術の進歩・進展により、小規模な施設でもダイオキシン類等が規制値を大きく下回るとされている例もみられる。</p>	<p>表 3- (1) - ⑫</p>
<p>平成 11 年度と 25 年度における全国の焼却炉（調査炉は、11 年度 2,287 炉、25 年度 2,053 炉）のうち、ダイオキシン類の排出基準値を上回った焼却炉は、11 年度 613 炉から 25 年度 2 炉と大幅に減少している。小規模の焼却炉（4t/h 未満）においても、排出基準値を上回った焼却炉は、平成 11 年度 443 炉から 25 年度 1 炉と大幅に減少している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑬</p>
<p>このように、平成 9 年厚生省課長通知による広域化・集約化については、ダイオキシン類の削減に一定の成果がみられる。なお、平成 14 年 12 月から排出ガス中のダイオキシン濃度に係る基準が厳しくなったことに伴い、同基準に適合しないごみ焼却施設については廃止されたことも、これらの状況に影響していると考えられる。</p>	
<p>ウ 広域化計画による広域化・集約化の推進効果</p>	
<p>調査対象 14 都道府県において一次計画期間中のごみ焼却施設の減少率（（計画期間の始期における施設数－計画期間の終期における施設数）/計画期間の始期における施設数×100）をみると、2.2%から 53.6%となっており、平均で 22.2%となっている。</p>	<p>表 3- (1) - ⑭</p>
<p>一次計画の計画期間終了後における対応状況をみると、i) 二次計画を策定・運用中のものが 3 県、ii) 一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も一次計画を運用中のものが 3 道府県、iii) 一次計画を引き続き指針として運用中のものが 2 県の計 8 道府県が平成 9 年厚生省課長通知に基づく広域化計画を運用している一方、廃掃法第 5 条の 5 の規定に基づく廃棄物処理計画を調査対象 14 都道府県全てが運用している。</p>	<p>表 3- (1) - ⑮ (再掲)</p>
<p>また、一次計画の終期における施設数と平成 25 年度の施設数とを比較すると、多くの都道府県で人口の減少やごみの総排出量の減少がみられる中、13 施設減少しているものが 1 県、2～4 施設減少しているものが 10 都</p>	<p>表 3- (1) - ⑯ (再掲)</p>

<p>道府県みられる一方、施設数に変動のないものが3県(注)みられた。このうち、一次計画において広域化・集約化の定量的な目標を設定している1県の目標達成率((現況値-実績値)/(現況値-目標値)×100)をみると、54.5%となっている。</p>	<p>表3-(1)-⑮</p>
<p>なお、上記1県を含む一次計画において広域化・集約化の定量的な目標を設定している4県の目標達成率をみると、一部計画期間中のものもあるが、18.8%から57.1%となっており、平均で41.8%となっている。</p>	<p>表3-(1)-⑮ (再掲)</p>
<p>以上のことを踏まえると、いまだ広域化・集約化を進める余地はあるものと考えられる。</p>	
<p>また、広域化・集約化の目標達成率が54.5%となっている1県では、県内7広域ブロック中2ブロックで広域化推進協議会が解散したり、100t/日未満の小規模施設の新設計画が進行中となっている例もあるなど、広域化・集約化が進捗していない状況がみられる。</p>	<p>表3-(1)-⑯</p>
<p>(注) 3県中1県においては、東日本大震災の影響もあって、現在、集約化施設2施設が建設中となっており、平成27年度又は28年度に稼働予定となっている。</p>	
<p>エ 広域化・集約化の課題等</p>	
<p>調査対象14都道府県の市町村等の中には、広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、計画が頓挫等している例(4事例)がみられ、いずれの事例も、ごみ焼却施設の建設候補地決定のための地元との調整が困難又は難航している状況となっている。なお、これら市町村等の中には、広域化・集約化の成功事例の情報提供を要望するものもみられた。</p>	<p>表3-(1)-⑰</p>
<p>他方、調査対象14都道府県の市町村等の中には、広域化・集約化に伴い、廃止となったごみ焼却施設について、解体費用の確保が困難なため、未解体のままとなっている例(5事例)がみられた。</p>	<p>表3-(1)-⑱</p>
<p>また、都道府県の中には、広域化・集約化することにより、ごみの収集・運搬費用等の維持管理費用が増大することや災害が発生した場合に対応できないなどのリスクが想定されるため、一律に広域化・集約化を進めるべきとは考えていないとする広域化・集約化の推進に慎重な意見もみられた。</p>	<p>表3-(1)-⑲</p>
<p>上記のような課題がみられる反面、小中学校の環境学習のための見学コース等を充実させることにより、新規に建設する施設を環境啓発の発信拠点とすることで、建設予定地の町の議会の了承を得ている例もみられた。</p>	<p>表3-(1)-⑳</p>
<p>オ 環境省における広域化・集約化の考え方等</p>	
<p>前述のごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が社会問題化したことについては、平成9年厚生省課長通知による広域化・集約化の取組のほか、技術の進歩・進展もあって改善が図られてきたとみられる。</p>	
<p>一方、環境省は広域化・集約化を進める意義について、i)小規模な施設が複数あるのは非効率であり、施設を集約した方が適切な施設規模を保持</p>	

でき、効率的な発電・熱回収が可能であること、ii) 災害対策の観点から、耐震補強や自立稼働を確保するための技術導入などを重点化でき、効率的であることを挙げている。

しかし、環境省は、災害時のごみの受入れの面では施設を集約するのではなく、分散させるといった考え方もあるとしており、広域化・集約化の考え方について、必ずしも明確に整理できていない状況がみられた。

カ 広域化・集約化によるコスト削減

調査対象 14 都道府県のうち、4 県で広域化・集約化によるコストを試算しており、試算の結果、3 県で広域化・集約化によってコストが削減されるとされ、1 県では、県全体でみたとき、広域化・集約化による施設の新設により建設費は増えるが、改造等の経費は広域化を推進することにより削減が見込まれるとしている。

その一方、施設を集約することで建設費及び維持管理費が削減できるものの、危機管理上の理由から集約しないこととした例もみられた。

キ 廃棄物処理施設の整備に係る最近の動向

前述「1 ごみ処理の現状・動向及び国の取組の動向」のとおり、国及び地方公共団体の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくために、国は、ストックマネジメントの手法を導入し、施設の長寿命化・延命化を推進することとしている。

【所見】

したがって、環境省は、処理施設の効果的かつ効率的な整備を図る観点から、広域化・集約化について、これまでの進捗状況を明らかにするとともに、人口の減少等に伴い、ごみ排出量の減少が見込まれる中であって、コストの削減にも資する広域化・集約化を推進していくための課題、あい路、問題解決の困難性等について整理した上で、今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等について、改めて地方公共団体に示す必要がある。

その際、処理施設の長寿命化・延命化や災害対策の推進にも配慮すること。

表 3- (1) - ㉔

- i、ii、iii

表 3- (1) - ㉔

- iv

表 3- (1) - ㉔

表 1- ⑩、⑪ (再掲)

表 3- (1) -① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(平成 12 年 9 月 28 日付け生衛発第 1469 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)(抜粋)

第 1 改正の趣旨

我が国においては、いわゆる循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題とされている一方、廃棄物を取り巻く状況としては、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分が増大するなど深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、都道府県における廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進することとしたものである。

第 2 改正の内容

1. 国の基本方針に関する事項

循環型社会を実現する上で廃棄物の減量化は喫緊の課題とされており、国としても減量化の目標量を決定し、その達成に向けて一体となった施策の推進を行うこととしているところであるが、このような廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理する施設を整備するなどの重要な政策課題について、国がどのような方針で施策を行うかを明確にし、その責務を十分に果たすことが必要とされていることから、環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないとし、廃棄物の処理に関する国の基本方針を定めるものとしたこと。

2. 都道府県廃棄物処理計画に関する事項

これまで、都道府県は、区域内の産業廃棄物の処理に関する計画を定めているところであるが、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、国が定める一般廃棄物及び産業廃棄物を通じた廃棄物全般に関する施策の基本的な方針に即して都道府県が計画を策定し、実施することが必要とされることから、都道府県は、国の基本方針に即し、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないものとしたこと。

また、国及び都道府県は、この計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとし、計画の達成を通じて、廃棄物の減量及び適正処理を推進するものとしたこと。

3～13 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（基本方針）

第 5 条の 2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
 - 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
 - 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県廃棄物処理計画）

第 5 条の 5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（注） 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
（抜粋）

<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第 1 条の 2 の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 2 項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状</p> <p>ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第 12 条第 5 項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置</p> <p>ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項</p> <p>三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ <u>一般廃棄物の広域的な処理に関する事項</u></p> <p>ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策</p> <p>ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項</p> <p>五 非常災害時における法第 5 条の 5 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。</p> <p>イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項</p> <p>ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項</p> <p>ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項</p>

（注） 下線は当省が付した。

表 3- (1) - ④ 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）（抜粋）

<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。</p> <p>2～8 （略）</p>
--

表 3- (1) - ⑤ ごみ処理の広域化・ごみ焼却施設の集約化に関するガイドライン・基本方針

No.	事項	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
①	根拠規程	平成 9 年 1 月 28 日付け衛環第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知	平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号 ※廃掃法第 5 条の 2 の規定に基づくもの
②	策定時期 (改定時期)	平成 9 年 1 月	平成 13 年 5 月 (平成 17 年 5 月、22 年 12 月)
③	背景・目的等	ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するための対策を強力に推進することを一義的な目的として策定	廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定
④	推進のための 枠組み	各都道府県によるごみ処理の広域化計画(原則 10 年間(平成 10~19 年度))の策定 ※「ごみ処理の広域化計画について」(平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)	各都道府県による廃棄物処理計画の策定 ※廃掃法第 5 条の 5 の規定に基づくもの
⑤	廃棄物処理 における広 域化・集約化 についての 方針・方向性	都道府県は、市町村と調整のうえ、ダイオキシン削減対策のためのごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定。同計画には、次の内容を含める。 ア 計画の目的 ・都道府県内のごみ焼却施設の全連続化により、ダイオキシン類の排出を削減 イ 計画の対象地域 ・都道府県内の全市町村を対象 ウ 広域化の方策及びスケジュール ・ごみ焼却施設の広域化の観点からの市町村のブロック化 ・各ブロックにおける広域的な施設整備の手順及びスケジュール エ 広域化によるダイオキシン類の削減効果 ・各ブロック及び全県における現状排出量及び将来排出量 オ その他配慮すべき事項	都道府県は、基本方針に即して、区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を策定。同計画には、次の事項を定める。 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項 ※上記三の事項については、廃掃法施行規則において、次のとおり規定。 (都道府県廃棄物処理計画) 第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一、二 (略) 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。 イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項 ロ (略) 四 (略)
⑥	都道府県・市 町村におけ る取組状況	○調査対象 14 都道府県における広域化計画の策定・運用状況をみると、i) 二次計画を策定・運用中のものが 3 県、ii) 一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中のものが 3 道府県、iii) 計画期間が終了した一次計画を引き続き指針として運用中のものが 2 県。 ○二次計画等を策定・運用していない 6 都県では、その理由について、一次計画の目標・目的を達成したためとしている。	○調査対象 14 都道府県全てにおいて、廃棄物処理計画を策定している。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑥ 調査対象 14 都道府県におけるごみ焼却施設数の推移

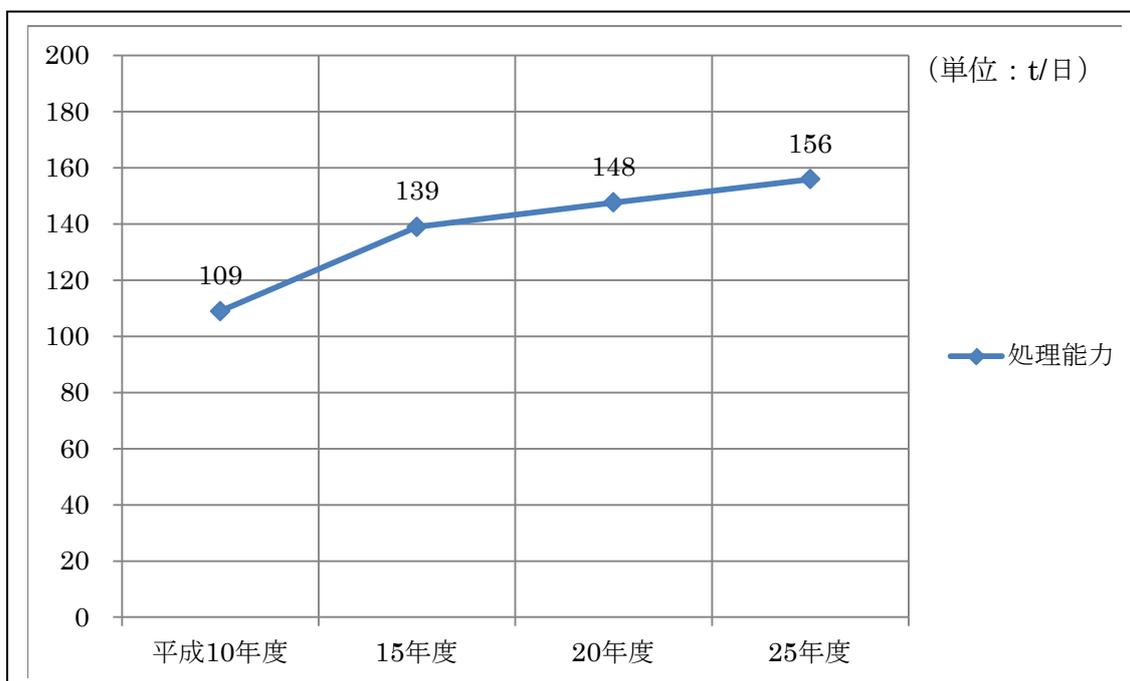
(単位：施設)

区分	平成10年度	15年度	20年度	25年度
北海道	151	68	70	66
(指数)	100	45.0	46.4	43.7
宮城県	31	21	19	19
(指数)	100	67.7	61.3	61.3
山形県	11	10	9	9
(指数)	100	90.9	81.8	81.8
群馬県	29	28	26	24
(指数)	100	96.6	89.7	82.8
埼玉県	67	57	54	54
(指数)	100	85.1	80.6	80.6
東京都	56	54	53	52
(指数)	100	96.4	94.6	92.9
神奈川県	43	43	37	35
(指数)	100	100.0	86.0	81.4
福井県	16	12	11	11
(指数)	100	75.0	68.8	68.8
愛知県	45	47	45	42
(指数)	100	104.4	100.0	93.3
大阪府	52	50	47	45
(指数)	100	96.2	90.4	86.5
広島県	52	36	36	24
(指数)	100	69.2	69.2	46.2
香川県	14	11	9	7
(指数)	100	78.6	64.3	50.0
愛媛県	40	28	27	25
(指数)	100	70.0	67.5	62.5
福岡県	51	40	29	26
(指数)	100	78.4	56.9	51.0
合計	658	505	472	439
(指数)	100	76.7	71.7	66.7

(注) 1 環境省の実態調査を基に当省が作成した。

2 指数は平成10年度を100としたときのものを示す。

表 3- (1) - ⑦ 全国における 1 ごみ焼却施設当たりの処理能力の推移



(注) 「日本の廃棄物処理」(環境省) を基に当省が算出した。

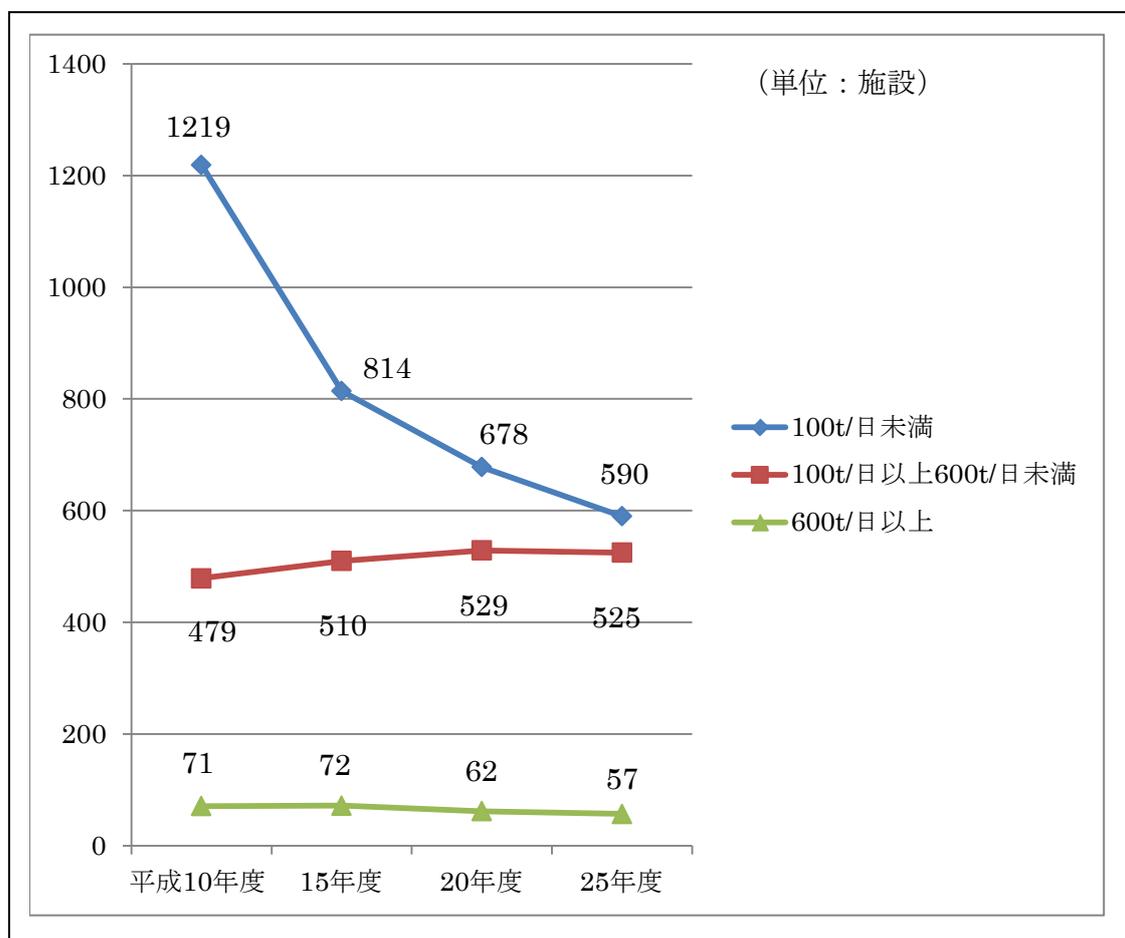
表3- (1) -⑧ 調査対象14都道府県における1ごみ焼却施設当たりの処理能力の推移

(単位：t/日)

区分	平成10年度	15年度	20年度	25年度
北海道	47.5	96.6	97.1	96.5
(指数)	100	203.4	204.4	203.2
宮城県	118.2	165.1	180.9	180.9
(指数)	100	139.7	153.0	153.0
山形県	136.4	158.7	155.1	154.6
(指数)	100	116.3	113.7	113.3
群馬県	110.3	118.3	129.4	137.9
(指数)	100	107.3	117.3	125.0
埼玉県	146.9	167.9	181.6	187.9
(指数)	100	114.3	123.6	127.9
東京都	354.0	346.6	328.4	330.6
(指数)	100	97.9	92.8	93.4
神奈川県	377.7	377.8	357.1	376.3
(指数)	100	100.0	94.5	99.6
福井県	74.5	95.4	95.4	106.6
(指数)	100	128.1	128.1	143.1
愛知県	213.7	222.2	249.0	255.9
(指数)	100	104.0	116.5	119.7
大阪府	308.5	341.8	339.9	325.8
(指数)	100	110.8	110.2	105.6
広島県	67.3	105.6	105.9	134.5
(指数)	100	156.9	157.4	199.9
香川県	86.5	140.9	162.8	187.1
(指数)	100	162.9	188.2	216.3
愛媛県	52.2	68.2	71.6	83.1
(指数)	100	130.7	137.2	159.2
福岡県	144.3	207.7	247.7	273.8
(指数)	100	143.9	171.7	189.7

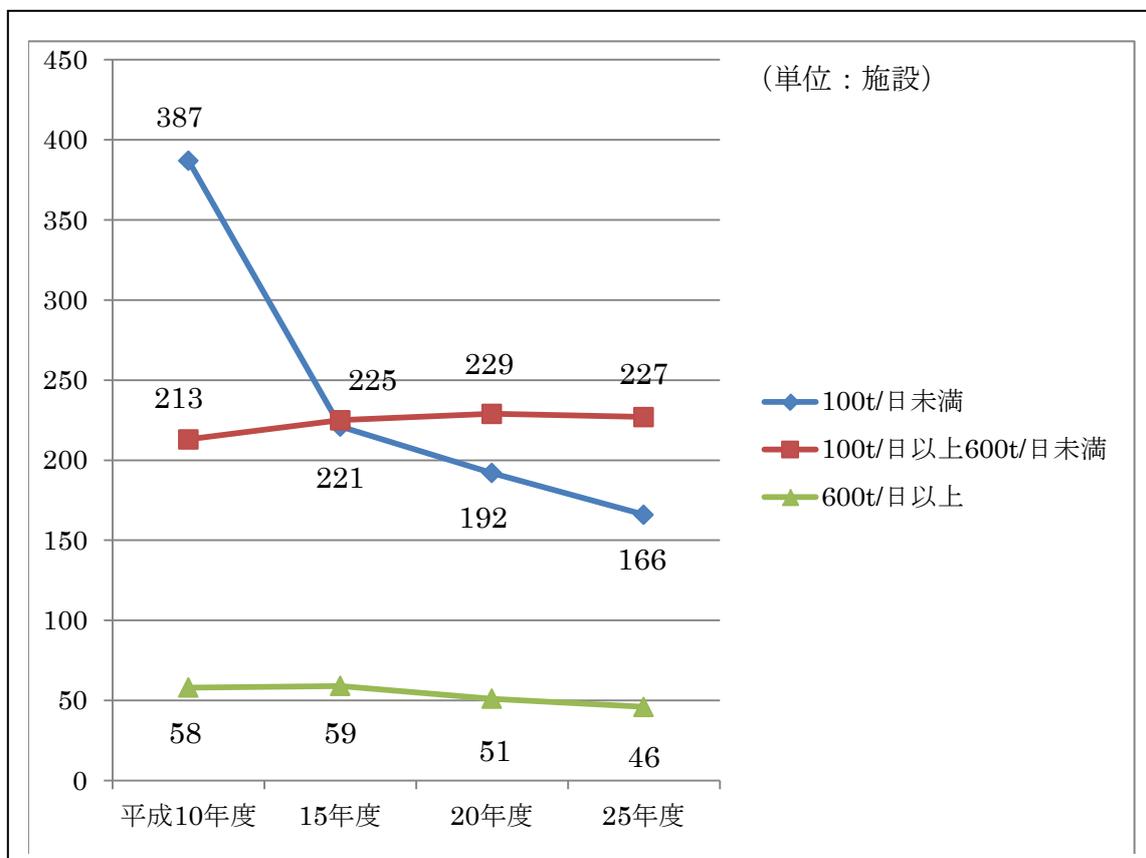
- (注) 1 環境省の実態調査を基に当省が算出した。
 2 指数は平成10年度を100としたときのものを示す。

表 3- (1) - ⑨ 全国における処理能力別のごみ焼却施設数の推移



(注) 「日本の廃棄物処理」(環境省)を基に当省が作成した。

表 3- (1) - ⑩ 調査対象 14 都道府県における処理能力別のごみ焼却施設数の推移



(注) 環境省の実態調査を基に当省が作成した。

表 3- (1) - ⑪ 全国における全連続運転のごみ焼却施設数の推移

(単位：施設、%)

区 分	平成 10 年度	15 年度	20 年度	25 年度
焼却施設数 a	1, 769	1, 396	1, 269	1, 172
うち全連続運転 b	474	588	642	652
割合 (b/a)	26. 8	42. 1	50. 6	55. 6

(注) 「日本の廃棄物処理」(環境省)を基に当省が作成した。

表 3- (1) - ⑫ ダイオキシン類等が規制値を大きく下回るとされる小規模施設の例

- ・施設名：クリーンパーク長与
- ・施設の種類：ごみ焼却施設(エネルギー回収推進施設)
- ・設置主体：長与・時津環境施設組合(長崎県)(構成市町村：長与町、時津町(2町))
- ・処理能力：54t/日(27t/24h×2炉)
- ・竣工年月：平成27年3月
- ・特徴
一般のストーカ炉に比べて少ない空気で完全燃焼できる。環境性能にも優れ、ダイオキシン類や塩化水素、ばいじんなどの排ガス成分はいずれも規制値を大きく下回る。

(注) 「長与町・時津町地域循環型社会形成推進地域計画(第2次)」、環境新聞等の公表資料を基に当省が作成した。

表 3-1(1)-⑬ 市町村の設置する一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度の推移

焼却処理能力	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	平成11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		18年度	
		調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数	調査炉数	基準値を上 回った炉数
既設	4 t/h以上	612	0	611	0	598	0	565	1	552	1	539	0	548	0
	4 t/h未満	1,600	443	1,637	1	1,632	4	1,243	1	1,220	3	1,163	1	1,248	5
	2 t/h以上~4 t/h未満	858	255	852	0	855	0	778	0	762	1	732	1	779	2
新設	2 t/h未満	742	188	755	1	727	4	465	1	458	2	431	0	469	3
	4 t/h以上	7	0	15	0	38	0	80	0	90	0	101	0	121	0
	4 t/h未満	68	0	88	0	113	0	199	0	220	0	227	1	276	1
合計	2 t/h以上~4 t/h未満	28	0	29	0	42	0	110	0	114	0	121	0	143	0
	2 t/h未満	40	0	59	0	71	0	89	0	106	0	106	1	133	1
	合計	2,287	613	2,351	1	2,371	4	2,087	3	2,082	4	2,030	2	2,193	6

焼却処理能力	排出基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
		調査炉数	基準値を上 回った炉数												
既設	4 t/h以上	534	0	532	1	525	0	496	1	489	0	474	2	455	1
	4 t/h未満	1,223	2	1,195	3	1,159	0	1,132	2	1,112	0	1,080	0	1,047	1
	2 t/h以上~4 t/h未満	765	2	745	3	730	0	719	1	715	0	691	0	678	0
新設	2 t/h未満	458	0	450	0	429	0	413	1	397	0	389	0	369	0
	4 t/h以上	134	0	141	0	148	0	164	0	169	0	204	0	213	0
	4 t/h未満	290	0	296	0	306	2	308	0	314	0	331	1	338	0
合計	2 t/h以上~4 t/h未満	147	0	152	0	160	1	156	0	161	0	176	0	176	0
	2 t/h未満	143	0	144	0	146	1	152	0	153	0	155	1	162	0
	合計	2,181	2	2,164	4	2,138	2	2,100	3	2,084	0	2,089	3	2,053	2

(注) 1 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

2 排出基準値の単位である「ng-TEQ/m³N」の「ng (ナノグラム)」とは、10億分の1グラムを、「TEQ」とは、毒性等価換算濃度 (色々なダイオキシン類を最も毒性の強いダイオキシン類に換算して表した濃度) の略を、「m³N (ノルマル立法メートル)」とは、摂氏0℃、1気圧の標準状態における気体の容積をそれぞれ表す。

3 各年度の期間は、以下の期間をいう。なお、平成17年12月1日から18年3月31日までの期間のダイオキシン類濃度等は公表されていない。

- ・平成11年度：11年12月1日から12年11月30日までの1年間
- ・12年度：12年12月1日から13年11月30日までの1年間
- ・13年度：13年12月1日から14年11月30日までの1年間
- ・14年度：14年12月1日から15年11月30日までの1年間
- ・15年度：15年12月1日から16年11月30日までの1年間
- ・16年度：16年12月1日から17年11月30日までの1年間
- ・18年度：18年4月1日から19年3月31日までの1年間
- ・19年度：19年4月1日から20年3月31日までの1年間
- ・20年度：20年4月1日から21年3月31日までの1年間
- ・21年度：21年4月1日から22年3月31日までの1年間
- ・22年度：22年4月1日から23年3月31日までの1年間
- ・23年度：23年4月1日から24年3月31日までの1年間
- ・24年度：24年4月1日から25年3月31日までの1年間
- ・25年度：25年4月1日から26年3月31日までの1年間

表3- (1) - ⑭ 調査対象14都道府県における一次計画期間中のごみ焼却施設の減少率等

① 二次計画を策定・運用中(3)	群馬県	一次計画の始期・終期			埼玉 県	一次計画の始期・終期			愛知 県	一次計画の始期・終期					
		11年度	20年度	25年度		10年度	19年度	25年度		10年度	19年度	25年度			
	焼却施設数の推移(施設、%)	28	26	24	焼却施設数の推移(施設、%)	67	54	54	焼却施設数の推移(施設、%)	45	44	42			
		-	-2	-4		-	-13	-13		-	-1	-3			
		-	7.1	14.3		-	19.4	19.4		-	2.2	6.7			
	人口の推移(千人)	2,025	2,012	1,984	人口の推移(千人)	6,938	7,090	7,222	人口の推移(千人)	7,043	7,360	7,443			
		100	99	98		100	102	104		100	105	106			
	ごみ総排出量の推移(t)	806,774	829,085	775,107	ごみ総排出量の推移(t)	2,557,483	2,647,837	2,414,255	ごみ総排出量の推移(t)	2,700,249	2,893,540	2,572,076			
		100	103	96		100	104	94		100	107	95			
② 一次計画の計画期間中(3)	北海道	焼却施設数の推移(施設、%)	151	70	66	大阪府	焼却施設数の推移(施設、%)	53	47	45	香川 県	焼却施設数の推移(施設、%)	14	10	7
			-	-81	-85			-	-6	-8			-	-4	-7
			-	53.6	56.3			-	11.3	15.1			-	28.6	50.0
	人口の推移(千人)	5,683	5,570	5,431	人口の推移(千人)	8,805	8,806	8,849	人口の推移(千人)	1,023	1,006	985			
		100	98	96		100	100	100		100	98	96			
	ごみ総排出量の推移(t)	2,822,870	2,328,312	2,019,207	ごみ総排出量の推移(t)	4,351,790	3,804,933	3,299,582	ごみ総排出量の推移(t)	388,790	368,815	330,083			
		100	82	72		100	87	76		100	95	85			
③ 一次計画を指針化(2)	宮城県	焼却施設数の推移(施設、%)	29	19	19	愛媛 県	焼却施設数の推移(施設、%)	40	27	25	14都道府県における一次計画の始期と終期を比較した施設の減少率の平均	22.2 %			
			-	-10	-10			-	-13	-15					
			-	34.5	34.5			-	32.5	37.5					
	人口の推移(千人)	2,365	2,340	2,328	人口の推移(千人)	1,493	1,452	1,405							
		100	99	98		100	97	94							
	ごみ総排出量の推移(t)	1,008,096	874,046	865,164	ごみ総排出量の推移(t)	650,751	528,107	478,203							
		100	87	86		100	81	73							
④ 二次計画を未策定(6)	山形県	焼却施設数の推移(施設、%)	11	9	9	東京 都	焼却施設数の推移(施設、%)	56	54	52	神奈 川 県	焼却施設数の推移(施設、%)	43	38	35
			-	-2	-2			-	-2	-4			-	-5	-8
			-	18.2	18.2			-	3.6	7.1			-	11.6	18.6
	人口の推移(千人)	1,244	1,198	1,141	人口の推移(千人)	12,064	12,758	13,300	人口の推移(千人)	8,490	8,880	9,079			
		100	96	92		100	106	110		100	105	107			
	ごみ総排出量の推移(t)	405,961	415,269	387,237	ごみ総排出量の推移(t)	5,212,892	5,131,706	4,572,285	ごみ総排出量の推移(t)	3,624,306	3,337,417	3,008,291			
		100	102	95		100	98	88		100	92	83			
	福井県	焼却施設数の推移(施設、%)	16	13	11	広島 県	焼却施設数の推移(施設、%)	52	37	24	福岡 県	焼却施設数の推移(施設、%)	51	30	26
			-	-3	-5			-	-15	-28			-	-21	-25
			-	18.8	31.3			-	28.8	53.8			-	41.2	49.0
	人口の推移(千人)	829	816	795	人口の推移(千人)	2,879	2,873	2,840	人口の推移(千人)	5,016	5,056	5,090			
		100	98	96		100	100	99		100	101	101			
	ごみ総排出量の推移(t)	298,043	308,524	285,639	ごみ総排出量の推移(t)	1,143,765	1,027,827	946,830	ごみ総排出量の推移(t)	2,133,010	2,139,926	1,853,311			
		100	104	96		100	90	83		100	100	87			

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「焼却施設数の推移」及び「ごみ総排出量の推移」は、環境省の実態調査を基に、「人口の推移」は、「日本の統計」を基に記載した。
 3 「焼却施設数の推移」の「19年度」又は「20年度」及び「25年度」の中段には、「10年度」又は「11年度」の施設数と比べ減少した施設数を記載するとともに、下段には減少率(減少した施設数/「10年度」又は「11年度」の施設数)を記載した。
 4 「人口の推移」及び「ごみ総排出量の推移」の下段には、「12年」又は「12年度」を100とした場合の指数を記載した。
 5 「②一次計画の計画期間中」の3道府県における「一次計画の終期」については、他の都県との比較のため、計画期間の10年目の年度とした。

表 3- (1) -⑮ 一次計画においてごみ焼却施設の広域化・
集約化に係る定量的な目標を設定している都
道府県の目標達成率

(単位：施設、%)

都道府県名	現況値	目標値	実績値	目標達成率
宮城県	31	9	19	54.5
群馬県	29	13	26	18.8
香川県	14	7	10	57.1
愛媛県	38	8	27	36.7
平均				41.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「現況」は計画策定時点の施設数を記載し、「実績」は計画終期時点の施設数を記載した。なお、「実績」には、環境省の実態調査を用いた。

3 香川県の一次計画は、計画終期が平成 30 年度のため、「実績」には平成 19 年度の施設数（休止施設を含む。）を記載した。

4 群馬県の一次計画では、広域化の目標年次が計画期間終了後となっているため、「実績」には平成 20 年度の施設数を記載した。

5 「目標達成率」は、 $(\text{現況値} - \text{実績値}) / (\text{現況値} - \text{目標値}) \times 100$ で算出した。

表 3- (1) -⑯ 広域化・集約化が進捗していない状況

「宮城県ごみ処理広域化計画」における 7 広域ブロックのうち 5 広域ブロックにおいて広域化が完了しているものの、その他の 2 広域ブロックでは、それぞれの広域化推進協議会が解散し、各協議会の構成員が単独で焼却能力 50t/日又は 70t/日の小規模施設の新設計画が進行中となっている。

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑰ 市町村等において広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、
計画が頓挫等している例

【例 1】

市町村が共同でゴミ処理施設を建設するため一部事務組合を設立したものの、施設の建設用地が決定できず、各々の市町村が 100t/日未満の施設を別々に建設することになった例（福岡県田川地区）

過疎地の田川地区では、1市3町で焼却施設新設を計画し、平成12年4月に、関係市町の間で、共同で新ゴミ処理施設を建設する旨の合意をした。平成13年4月に一部事務組合を設立し、17年度の完成を目指すこととなっていた。

しかし、計画策定から12年間、候補地を4か所変更しながらも、建設用地の決定ができず、平成24年7月、共同設置を断念した。この結果、人口9万8,754人の地域において、平成30年度から31年度の間、処理能力100t/日未満の可燃ゴミ処理施設を3施設、別々に新設の見込みとなった。

田川市は、平成24年10月当時、可燃ゴミ処理施設の単独設置により概算で約12億円の施設建設費の負担増と試算している。

また、田川市及び川崎町は、環境省及び福岡県に望む支援として、「広域化の成功事例があれば、やり方について情報提供等してほしい」と要望している。

（注） 上記は、平成27年3月末現在の状況である。

【例 2】

建設候補地が確保できず、1施設への集約を2施設への集約に方針変更して候補地を決定したため、予定どおり施設の建設が進まなかった例（山形県山形広域環境事務組合）

山形ブロック（山形市ほか1市2町）では、平成9年度末の広域化計画策定段階で、山形ブロックの現有3ゴミ焼却施設（180t/日施設2基（山形市）、50t/日施設1基（上山市））を400～500t/日の1施設に集約し、その運営を一部事務組合である山形広域環境事務組合（以下「山形広域組合」という。）に委託する方針であった。

しかし、山形広域組合は、約6haの建設用地を確保するため、3地区について12年余りをかけ地域住民と交渉したものの、賛同が得られず断念している。

そこで山形広域組合は、平成22年に地域住民の同意を得やすいよう施設の規模を縮小して敷地面積を減らし、管内に2つの焼却施設を建設する方針に変更し、建設計画決定から約14年を経て、24年12月に地域住民の同意の上、施設の建設が現実化している。

【例 3】

広域化・集約化が進んでいないこともあり、焼却施設の老朽化が進んだことによって、施設の維持管理に関する規制値を超過している例（東京都立川市）

立川市清掃工場の 1 号炉については、ダイオキシン削減の観点から規制されている「集じん器に流入する燃焼ガス温度」に関して、平成 26 年 4 月及び同年 12 月に基準値（おおむね 200℃以下）を 1 割以上上回っている時間帯が計 4 回発生している状況がみられた。

この背景には、同市は、同清掃工場の周辺の複数の自治会との間で移転について協定を締結していることから、移転に向けて検討を重ねてきたが、建設候補地が決まらず、広域化・集約化も進捗しないこともあって、機器の適切な基幹的設備改良事業等が行えず、同清掃工場の老朽化が進んでしまった事情がある。

なお、同市は、平成 25 年 2 月に、同市内にある公的利用の土地（約 1.3ha）を清掃工場移転の候補地として発表し、当該候補地への移転に向けた関係自治会との話し合い等を継続して行っている。

【例 4】

建設候補地の合意が得られないため、集約化が進まず、施設が老朽化していく中で、市町で構成する一部事務組合が単独で更新することとしている例（愛知県小牧岩倉衛生組合）

尾張北部ブロック（構成市町は 4 市 2 町）は、愛知県の第 1 次広域化計画を受けて、ブロック内の 3 つのごみ焼却施設（昭和 57～59 年度に稼働開始）の 1 施設への集約化に向けて協議し、平成 15 年 2 月に集約化後の施設の建設候補地を選定したものの、地元住民の反対等により、撤回することとなった。

その後、集約化が進まず施設が老朽化していく中で、平成 17 年頃に構成市町のうちの 2 市（小牧市及び岩倉市）が小牧岩倉衛生組合環境センターを単独で更新する意向に転じている。

（注） 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑱ 広域化・集約化に伴う廃止焼却施設の未解体の例

<p>広域化・集約化に伴い、廃止となったごみ焼却施設について、解体費用を確保できないため、平成 27 年 1 月 1 日時点において未解体のままとなっている。</p>	<p>北海道白糠町、北海道弟子屈町、北海道北後志衛生施設組合、宮城県仙南地域広域行政事務組合 (2 施設)</p>
---	---

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑲ 広域化・集約化の推進に慎重な意見を有する都道府県

<p>広島県は、二次計画を策定していない理由の一つとして、試算したものはないが、ごみ処理に係る維持管理費の 5 割程度は、ごみの収集・運搬に係る費用といわれており、広域化することによりこれらの維持管理費が増大することや、施設集約に係るリスク (災害等が発生した場合等に対応できないこと) 等が想定されることから、一律に広域化・集約化を進めるべきとは考えていないとしている。</p>
--

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ⑳ 広域化の進展理由

<p>知多南部広域環境組合は、広域化の進展理由の一つとして、建設予定地の武豊町の議会の賛同を得ることが必要であったところ、小中学校の環境学習のための見学コース等を充実させることにより、新規に建設するごみ焼却施設を環境啓発の発信拠点とすることで同町議会の理解が得られたとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (1) - ㉑ - i 広域化・集約化によるコスト試算（群馬県）

●焼却施設＋灰溶融施設

（百万円/年）

	既存圏域			広域代替案		
	収集経費	処理経費	合計	収集経費	処理経費	合計
利根沼田ブロック	616	1,853	2,469	704	1,366	2,070
吾妻ブロック	594	1,631	2,225	823	1,118	1,941
渋川ブロック	703	1,128	1,831	703	1,128	1,831
高崎ブロック	2,330	3,196	5,526	2,461	2,765	5,226
藤岡富岡ブロック	1,165	3,410	4,575	1,494	1,800	3,294
前橋ブロック	1,977	3,482	5,459	2,043	3,043	5,086
伊勢崎佐波ブロック	1,209	2,981	4,190	1,340	1,961	3,301
桐生ブロック	1,231	1,715	2,946	1,231	1,715	2,946
東毛ブロック	2,176	4,009	6,185	2,439	2,713	5,152
計	12,001	23,405	35,406	13,238	17,609	30,847

- (注) 1 群馬県ごみ処理施設適正化計画による。
 2 既存圏域とは、広域ブロック内における現状の一部事務組合又は市町村をいう。広域代替案とは、広域ブロックにおいて中間処理施設を広域化した場合をいう。
 3 渋川ブロック及び桐生ブロックは、広域代替案の経費を試算していないため、既存圏域の経費と同一としている。
 4 吾妻ブロックの広域代替案の経費は、中継施設ありの場合としている。

表 3- (1) - ㉑ - ii 広域化・集約化によるコスト試算（埼玉県）

	①収集運搬費 (注 2)	②建設費 (注 3)	③運転管理費	④最終処分費 (注 4)	合計
既存処理体制	85 億円	89 億円	137 億円	16 億円	327 億円
広域処理体制	93 億円	73 億円	120 億円	11 億円	298 億円
(対既存比)	(1.1)	(0.82)	(0.88)	(0.68)	(0.91)
主な増減要因	収集区域の拡大による増加	スケールメリットによる削減	施設の集約化により、ランニングコストの削減	溶融施設導入やゼロエミ事業推進により最終処分量削減	

- (注) 1 埼玉県ごみ処理広域化計画による。
 2 収集運搬費の増加については、施設配置計画が確定していないことから、単独処理から広域的な組合処理への事例や厚生省調査等を参考に、本モデルケースでは 10%増加に設定した。
 3 建設費については、補助金を考慮せず 20 年で償還するものとし、イニシャルコストを 20 (20 年) で除した。
 4 最終処分費については、最終処分場の整備費用等を考慮していない。

表 3- (1) - ㉑ - iii 広域化・集約化によるコスト試算（愛媛県）

（単位：億円）

	収集・運搬 経費	焼却等処理 経費	破碎・選別処理 経費	埋立処理経費	合計
既存体制	810	2,500	450	390	4,150
広域処理 (対既存比)	1,020 (1.26)	1,750 (0.70)	450 (1.00)	290 (0.74)	3,510 (0.85)

（注） 愛媛県ごみ処理広域化計画による。

表 3- (1) - ㉑ - iv 広域化・集約化によるコスト試算（宮城県）

（単位：千円）

ブロック	現体制継続の場合の施設整備 (改造) 経費	広域化 (14 年対応時) における施設整備 (新 設・改造) 経費	備考
県全体	29 施設使用 (26 施設改造) 30,511,280	20 施設使用 (16 施設改 造 2 施設新設) 36,035,710	
仙南	4 施設使用 (3 施設改造) 3,488,080	2 施設使用 (1 施設改造) 1,581,510	
名取・亘理	3 施設使用 (3 施設改造) 6,142,000	2 施設使用 (1 施設新設 1 施設改造又は 2 施設改 造) 7,268,000	14 年対応における 経費は 1 施設新設 1 施設改造の場合
仙台・富谷	4 施設使用 (3 施設改造) 5,854,000	4 施設使用 (3 施設改造) 5,854,000	
宮城・黒川	3 施設使用 (2 施設改造) 3,800,000	3 施設使用 (2 施設改造) 3,800,000	
大崎・栗原	5 施設使用 (5 施設改造) 3,727,200	4 施設使用 (4 施設改造) 3,451,200	
石巻	7 施設使用 (7 施設改造) 5,000,000	3 施設使用 (1 施設新設 2 施設改造) 12,000,000	
気仙沼・登米	3 施設使用 (3 施設改造) 2,500,000	2 施設使用 (2 施設改造) 1,890,000	

（注） 宮城県ごみ処理広域化計画による。

表 3- (1) - ㉒ 施設を集約することでコスト削減できるものの、危機管理上の理由から集約しないこととした例

尾道市廃棄物処理施設建設検討委員会では、各種コストの試算結果及び施設を集約した場合のメリット・デメリットを総合的に勘案した結果、施設を集約しない場合は、集約した場合に比べて建設費及び維持管理費は要するものの、施設を集約した場合、危機管理上の問題（輸送ルート上に因島大橋があり 2 日間以上の交通不能になった場合、迂回ルートがないので輸送できない。3 日分以上のごみ保管場がない。ごみ収集はできないので住民に負担をかける。）があるため、現状の 2 施設体制のまま処理を行うことを決定している。

（注） 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進</p> <p>市町村は、処理施設を更新又は基幹的設備改良事業を実施しようとする場合、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、地域計画を作成し、環境省の承認を受けた上で交付金の交付を受けることとされている。</p> <p>地域計画の作成や処理施設の更新等に当たっては、次のとおり、交付金の広域化・集約化に関する要件が設けられている。</p> <p>① 交付金の交付対象地域は、人口 5 万人以上又は面積 400 ㎥以上の計画対象地域を構成する市町村とする。ただし、離島地域、過疎地域等は、これらの要件に該当しない場合も対象となる。</p> <p>地域計画を作成しようとする市町村がこの人口規模、面積に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化を図ることとされている（「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「地域計画作成マニュアル」という。))。</p> <p>② 平成 21 年度から交付金の交付対象事業として「高効率ごみ発電施設」の整備に係る事業が創設され、交付率 2 分の 1 の要件の一つとして、「原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力 300t/日以上施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）」が設けられており、広域化への誘導を図ることとされている。</p> <p>今回、調査対象 14 都道府県等における広域化・集約化に係る施策の実施状況等について調査した結果、現行の広域化・集約化に係る施策の誘導効果は限定的な状況がみられた。</p> <p>ア 現行の広域化・集約化に係る施策の実施状況等</p> <p>いわゆる「平成の大合併」により、市町村数が、約 3,200 から 1,747 に減少（平成 27 年 1 月 1 日現在）しているが、人口のない 6 市町村を除いた 1,741 市町村から、交付金の交付対象要件（地域計画の対象地域の要件）である人口 5 万人以上又は面積 400 ㎥以上を有する市町村、適用外とされる沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域の市町村を除くと、348 市町村（20.0%）しか残らない。さらにそこから一部事務組合等（人口要件又は面積要件を満たしているもの）に加入する市町村を除くと 70 市町村（4.0%）しか残らず、ほとんどの市町村が単独で地域計画を作成し、交付金の交付が受けられる状況となっている。</p>	<p>表 1－⑨－ii （再掲）</p> <p>表 3－(2)－①</p> <p>表 3－(2)－②</p> <p>表 3－(2)－③</p>

また、14 都道府県の中には、県の二次計画上、2 市で構成される広域ブロックにおいて、各市が設置するごみ焼却施設については、1 施設に集約する目標が設定されているが、集約化の時期や方針を定めないまま、各市で基幹的設備改良事業を実施し、延命化を図っている例がみられた。これら 2 市の人口はそれぞれ 5 万人以上であり、広域化・集約化を図らずとも単独で地域計画を作成し、交付金の交付が受けられる状況となっている。

表 3- (2) - ④

このように、現行の交付金の交付対象要件は、ほとんどの市町村が単独で地域計画を作成できる状況となっており、市町村を広域化へ誘導する効果が乏しい状況となっている。

また、平成 25、26 年度に実施された高効率ごみ発電施設の整備に係る 42 事業の広域化・集約化の取組状況をみると、広域化・集約化の取組（一部事務組合の設立や加入、他市町村のごみの受入れ等）が行われているのは 11 事業（26.2%）にとどまっている一方、広域化・集約化の取組が行われていない 31 事業のうち、300 t/日未満の施設を整備するものが 22 事業と約 7 割を占めていることから、当該交付要件の広域化への誘導効果は限定的と考えられる。

さらに、前述の単独で地域計画を作成できない 70 市町村（4.0%）におけるごみの処理状況をみると、i）市町村設置施設による単独処理が 37 市町村（52.9%）、ii）加入する一部事務組合（人口要件又は面積要件を満たしていないもの）設置施設による処理が 9 市町村（12.9%）、iii）他の市町村、民間事業者等への委託処理が 24 市町村（34.3%）となっている。これら市町村の中には、隣接市と共同でごみ焼却施設の整備を進めるなど、広域化・集約化に取り組んでいるものがみられる一方、他の地域からのごみの持込みに受入側の行政や住民からの抵抗が強いこと等から広域化・集約化に二の足を踏み、今後のごみの適正な処理に懸念のあるものもみられる。このため、こうした市町村が広域化・集約化を進めやすくする方策が必要であると考えられる。

表 3- (2) - ⑤

一方、前述項目 3(1)エのとおり、広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、計画が頓挫等している例（4 事例）がみられ、いずれの事例も、ごみ焼却施設の建設候補地決定のための地元との調整が困難又は難航している状況となっている。

表 3- (1) - ⑰
（再掲）

しかし、二次計画を策定・運用中の 3 県、一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中の 3 道府県及び計画期間が終了した一次計画を引き続き指針として運用中の 2 県の計 8 道府県における市町村に対する支援の実施状況をみると、そのほとんどが会議への参加、制度説明や情報提供にとどまっており、こうした背景には、廃掃法上、一般廃棄物の処理業務は市町村の自治事務、責務で行うものであり、都道府県は、市町村に対して必要に応じて技術的援助を与えるとされていることがあると考

表 3- (2) - ⑥

えられる。

イ 都道府県の意見等

調査対象 14 都道府県の中には、同一ブロック内の他の一部事務組合と共同処理ができなかった一部事務組合は、豪雪地帯の特例を適用しなくとも、面積要件でゴミ焼却施設の新設を単独で申請することができる条件下にあるとしている都道府県がみられた。

また、交付金制度等において、新たな広域連携、一部事務組合などの組織化やその運営に要する経費への助成、処理施設の立地自治体への優遇措置など、広域化を加速化できるよう制度の充実を国に要望している都道府県もみられた。

【所見】

したがって、環境省は、処理施設の効果的かつ効率的な整備及び広域化・集約化の促進を図る観点から、地方公共団体に示す今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等を踏まえ、地域の実情も勘案しつつ、交付金を含む広域化・集約化に係る施策について、所要の見直しを行う必要がある。

表 3- (2) - ⑦

表 3- (2) -① 「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)

<p>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</p> <p>(1) 対象地域 対象となる地域(対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口) 対象地域図(資料として添付)</p> <p>(2) 計画期間 計画の設定期間(年次)…5年を標準とし、必要に応じ設定</p> <p>(3) 基本的な方向 計画の目的、計画により地域が目指す姿について</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>◎ 対象地域設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な循環の利用や処分を確保するためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理を行うことが有効であり、そのため、循環型社会形成推進交付金制度においては、その交付対象地域に人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上という規模の下限を設けている。 なお、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とされている。 計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに<u>一般廃棄物処理の広域化を図ることとする</u>。計画対象地域の設定に当たっては、既に都道府県において策定されている広域化計画のブロック割り等を考慮する。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) -② 「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜粋)

<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">循環型社会形成推進交付金交付取扱要領</p> <p>14. 交付対象事業の範囲</p> <p>交付対象事業は、次に掲げる事業であって、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が 10,000 千円以上となるものであること(ただし、浄化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業についてはこの限りではない。)</p> <p>(1) 新設(更新を含む。以下同じ。)に係る事業</p> <p>新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表 1 の第 1 項から第 7 項まで、第 12 項、第 16 項及び第 17 項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。</p> <p>なお、以上のほか、<u>各事業についての要件</u>は次のとおりである。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ. <u>高効率ごみ発電施設</u>については、発電効率 23%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、<u>原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力 300 t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。</u>及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。</p> <p>コ～シ (略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) - ③ 単独で交付金の交付対象とならない市町村数

都道府県名	市町村数 a	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の市町村数 b	沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域にある市町村数 c	左記要件以外の市町村数 d = a - (b + c)	左記 d のうち、広域連合又は一部事務組合を構成し、人口5万人以上又は面積400km ² 以上となる市町村数若しくは構成する市町村が離島地域等のため適用外となる市町村数 e	単独で交付金の交付対象とならない市町村数 f = d - e
北海道	179	16	162	1	1	0
青森県	40	6	32	2	2	0
岩手県	33	7	26	0	0	0
宮城県	35	11	8	16	16	0
秋田県	25	6	19	0	0	0
山形県	35	5	29	1	1	0
福島県	59	11	29	19	19	0
茨城県	44	22	3	19	15	4
栃木県	25	11	3	11	10	1
群馬県	35	12	15	8	6	2
埼玉県	63	40	1	22	19	3
千葉県	54	29	10	15	14	1
東京都	62	49	10	3	2	1
神奈川県	33	17	2	14	2	12
新潟県	30	12	17	1	1	0
富山県	15	5	8	2	2	0
石川県	19	6	13	0	0	0
福井県	17	5	12	0	0	0
山梨県	27	6	10	11	8	3
長野県	77	13	39	25	24	1
岐阜県	42	13	11	18	17	1
静岡県	35	16	9	10	6	4
愛知県	54	35	5	14	13	1
三重県	29	10	13	6	3	3
滋賀県	19	12	7	0	0	0
京都府	26	13	8	5	5	0
大阪府	43	33	1	9	3	6
兵庫県	41	17	10	14	12	2
奈良県	39	8	15	16	5	11
和歌山県	30	6	24	0	0	0
鳥取県	19	2	17	0	0	0
島根県	19	5	14	0	0	0
岡山県	27	6	16	5	4	1
広島県	23	9	10	4	4	0
山口県	19	10	8	1	1	0
徳島県	24	3	11	10	5	5
香川県	17	6	8	3	3	0
愛媛県	20	6	11	3	3	0
高知県	34	3	27	4	4	0
福岡県	60	20	17	23	21	2
佐賀県	20	5	6	9	8	1
長崎県	21	4	12	5	2	3
熊本県	45	9	24	12	12	0
大分県	18	6	11	1	1	0
宮崎県	26	7	13	6	4	2
鹿児島県	43	7	36	0	0	0
沖縄県	41	0	41	0	0	0
	1,741	560	833	348 (20.0%)	278	70 (4.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、次の公表資料に基づき作成した。

①平成27年1月1日住民基本台帳人口 ②平成26年全国都道府県市区町村別面積調 ③離島振興対策実施地域一覧(平成27年4月1日現在) ④豪雪地帯道府県別市町村数(平成27年4月1日現在) ⑤振興山村一覧表(平成27年4月1日現在) ⑥半島振興対策実施地域対象市町村一覧(平成25年4月1日現在) ⑦過疎地域市町村等一覧(平成26年4月1日) ⑧広域連合一覧(平成26年7月1日現在)

3 本表においては、1,747市町村から人口のない北海道の次の6村を除いた。

①色丹郡色丹村 ②国後郡泊村 ③国後郡留夜別村 ④択捉郡留別村 ⑤紗那郡紗那村 ⑥薬取郡薬取村

4 () 内は、市町村数に占める割合を示す。

表 3- (2) -④ 施設を集約化する目標が設定されているにもかかわらず、集約化の時期・方針を定めず、各市が単独で基幹的設備改良事業を実施している例

第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（計画期間：平成 20 年度～29 年度）の尾張西部ブロック（構成市：稲沢市、一宮市の 2 市）については、各市が設置する 2 施設を 1 施設に集約化する目標が設定されている。しかし、当該ブロックにおいては、集約化の時期や方針を定めないまま、稲沢市が平成 25 年度から 27 年度にかけて、一宮市が 26 年度から 29 年度にかけて、それぞれ基幹的設備改良事業を実施し、施設の延命化を図っている。

また、これら 2 施設の稼働年度は、稲沢市が平成 11 年度、一宮市が 10 年度と近接している。

なお、2 市の人口は、稲沢市が 137,950 人（平成 22 年 4 月 1 日現在）、一宮市が 386,447 人（25 年 4 月 1 日現在）となっており、各市は交付金の交付対象地域の要件である人口 5 万人以上を満たしている。

（注） 当省の調査結果による。

表 3- (2) -⑤ 単独で交付金を受けられない市町村におけるごみの処理状況

（単位：市町村、％）

単独で交付金を受けられない市町村数	70 (100)
① 市町村の単独処理	37 (52.9)
② 一部事務組合による処理（他の市町村との共同処理を含む。）	9 (12.9)
③ 他の市町村、民間事業者等への事務委託	24 (34.3)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 割合は小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 3-2)-⑥ 二次計画等を策定・運用中の都道府県における市町村への支援の実施状況

都道府県名	市町村への支援の実施状況
北海道	○ ブロックごとの連絡会議等への参加・助言 ○ 要請がある場合における市町村間の調整
宮城県	○ 広域化推進協議会の設立等への支援 ○ 広域化推進協議会の設立後のオブザーバーとしての参加
群馬県	○ 広域化を検討するブロック協議会が設立されていない場合における協議会の設立支援 ○ 広域化を検討するブロック協議会が設立されている場合における協議会への出席、広域化に係る情報提供等
埼玉県	○ 一部事務組合への県職員の派遣 ○ 広域清掃協議会の建設検討委員会に委員として参画 ○ 市町村に対して、広域処理について個別に助言
愛知県	○ ブロック会議にオブザーバーとして参加 ○ 相談があった場合等における助言
大阪府	○ 広域化を検討している自治体に対する相談対応、情報提供等 ○ 広域化支援策の国への要望
香川県	○ 施設整備等に当たっての循環型社会形成推進交付金制度に係る照会への対応、制度説明等
愛媛県	○ 市町等から施設の新設について相談がある場合における技術的な助言

(注) 当省の調査結果による。

表 3-2)-⑦ 都道府県の意見等

<p>(山形県)</p> <p>同一ブロック内の他の一部事務組合と共同処理ができなかった一部事務組合は、豪雪地帯の特例を適用しなくとも、面積要件でごみ焼却施設の新設を単独で申請することができる条件下にある。</p> <p>(大阪府)</p> <p>ごみ処理の広域化は、環境対策の高度化のほか、行政コストの削減や発電効率の向上等のメリットがある一方、処理施設の周辺住民の理解や、関係自治体間の合意形成が難しいケースもあるなどの課題がある。しかし、現行の広域化の支援策としては十分でなく、さらに、平成 26 年 5 月に改正された地方自治法により新たな広域連携制度（連携協約制度、事務の代替執行制度）が創設されたことから、交付金制度等において、新たな広域連携、一部事務組合などの組織化やその運営に要する経費への助成や、処理施設の立地自治体への優遇措置など、広域化を加速化できるよう制度の充実を図ってほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

4 交付金制度における地域計画の作成及び事後評価の実施

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 地域計画の承認のための審査の状況</p> <p>交付金の交付要綱では、交付期間は、地域計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度からおおむね 5 年以内とされており、リサイクル推進施設や熱回収施設等の整備事業を始め、廃棄物処理施設整備に係る計画支援事業等が交付対象事業とされている。</p> <p>また、交付対象事業を実施しようとする市町村は、循環型社会形成推進のための現状と目標や施策の内容等を記載した地域計画を作成し、環境大臣に提出しなければならないとされており、交付対象は人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体（ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域等を含む場所については人口又は面積にかかわらず対象とする。）とされている。なお、地域計画作成マニュアルでは、地域計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化を図ることとし、計画対象地域の設定に当たっては、都道府県において策定されている広域化計画のブロック割り等を考慮することとされている。</p> <p>一方、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「交付取扱要領」という。）では、市町村等は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出し、提出された地域計画について、環境省は記載事項の内容や記載漏れがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとされている。</p> <p>平成 17 年度に交付金制度が創設されて以降、26 年度までの 10 年間において、全国で作成された地域計画は 651 計画あり、調査対象 14 都道府県では、17 年度以降に 70 市町村等で 242 計画が作成されている。</p> <p>環境省は、市町村等から提出された地域計画を審査するため、チェックリストを作成し、これに基づいて審査を行っている。</p> <p>今回、調査対象 14 都道府県内の 43 市町村等（本項目においては、地域計画作成主体である東京都を含む。）が作成した 56 計画の環境省における承認に係る審査の実施状況について調査したところ、①地域計画と一般廃棄物処理基本計画（注）の総排出量の目標値の整合性が取れていない事例、②単独では交付金の交付対象とはならない市町村等が、単独で交付要件を満たす市町村等と共同で地域計画を作成しているものの、ごみの一体的処理に係る具体的な施策が盛り込まれていない事例がみられた。</p> <p>（注） 一般廃棄物処理基本計画は、廃掃法第 6 条第 1 項の規定に基づき市町村が作成す</p>	<p>表 1－⑨－ii （再掲）</p> <p>表 3－(2)－① （再掲）</p> <p>表 4－(1)－①</p> <p>表 1－（参考） －イ（再掲）</p> <p>表 4－(1)－②</p> <p>表 4－(1)－③</p> <p>表 4－(1)－④</p> <p>表 4－(1)－⑤</p>

るもので、市町村の一般廃棄物処理の基本方針を示すもの。

上記①の事例がみられた主な理由・原因は、市町村における地域計画の目標値の算定の誤りや地域計画と一般廃棄物処理基本計画の策定担当部署の違いといった事情はあるものの、そもそも交付要綱や交付取扱要領において、市町村等が一般廃棄物等の処理の目標値の設定をする際の設定の仕方が示されておらず、また、環境省において地域計画の審査を行う際に用いられるチェックリストにおいて、一般廃棄物処理基本計画及び地域計画において設定した目標値が異なる場合の具体的な審査方法や判断基準が示されていないため、審査の内容が環境省の各担当者によって異なる傾向となっており、さらに、同省では市町村等が策定した一般廃棄物処理基本計画の提出を求めているため、地域計画と一般廃棄物処理基本計画の目標値の整合性を確認することができていないことによるものと考えられる。

また、上記②の事例についても、チェックリストにおいて、「構成市町村の面積、人口の合計が面積要件（400 km²以上）又は人口要件（5 万人以上）を満たしているか又は、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域のいずれか 1 項目以上に該当しているか」という確認項目があるものの、ごみ処理の広域化の検討状況や進捗状況についての具体的な審査方法や判断基準が示されていないため、①の例と同様、審査の内容が環境省の各担当者によって異なる傾向となっていることによると考えられる。

なお、チェックリストは平成 17 年度に交付金が創設された際に作成されて以降改定されておらず、22 年度に改定された廃掃法基本方針の目標値の変更がチェックリストに反映されていない。

【所見】

したがって、環境省は、交付金事業の適切かつ効果的な実施を確保する観点から、地域計画における具体的な目標値の立て方等の基準・目安を市町村等に示すとともに、統一的な視点で組織的に審査ができるようチェックリストを見直す必要がある。

表 4- (1) - ⑥

表 4- (1) -① 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃
 対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜粋)

<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画は所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載も れがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p>

表 4- (1) -② 地域計画の審査を行うためのチェックリスト

<p>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</p> <p>(1) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成市町村ごとに面積、人口が記載されているか。 ○ 構成市町村の面積、人口の合計が面積要件(400 km²)又は人口要件(5 万人以上)を満たしているか又は、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域のいずれか 1 項目以上に該当しているか。 ○ 計画地域の施設の位置等、計画に必要な情報を示した地図が資料で添付されているか。 <p>(2) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間は 5 年から 7 年までの範囲となっているか。 <p>(3) 基本的な方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の目的及び本計画により地域が目指す姿が記載されているか。 <p>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</p> <p>(1) 一般廃棄物等の処理の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の処理状況フロー図が記載されているか。 ○ 処理状況フロー図の各数値が様式 1 に記載されている直近年の実績と一致しているか。 ○ 記述内容が処理状況フロー図に対応しているか。 <p>(3) 一般廃棄物等の処理の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の数値が処理状況フロー図と一致しているか。 ○ 目標年度が計画終了の翌年度(例えば 5 年計画の場合は 6 年目)となっているか。 ○ 構成市町村ごとの積み上げにより目標値を設定している場合は、市町村ごとの現状と目標がわかるようになっているか。 ○ 排出量について、家庭系では 1 人当たりの、事業系では 1 事業者当たりの、それぞれ原単位が記載されているか。 ○ 排出量とともに、目標値の現状に対する割合が記載されているか。 ○ 再生利用量、減量化量及び最終処分量とともに、排出量に対する割合が記載さ

れているか。

- 目標値の設定に矛盾や問題がないか。
- 表中の指標の定義が記されているか。
- 目標達成時のフロー図が記載されているか。また、図中の各数値が前述の目標値と対応しているか。
- 一般廃棄物処理計画で設定している目標値と整合性がとれているか。(廃棄物処理法では一般廃棄物処理計画を定めなければならないこととされていることから、定めていない場合、定めるよう指導)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

- 有料化について検討されているか。
- 環境教育・普及啓発についての施策が記載されているか。
- 施策の記述に、商標名が記載されている場合はそれらの単語を削除してもらう。

(2) 処理体制

- 家庭ごみの処理体制の現状と今後について、分別区分、処理方法、処理量、処理施設等の現状を踏まえた上で、今後の体制に関し記載されているか。
- 目標年次までの分別区分の統一状況について記載されているか。
- 事業系ごみの処理体制の現状と今後について、分別区分、処理方法、処理量、処理施設等の現状を踏まえた上で、今後の体制に関し記載されているか。
- 今後の処理体制の要点について、分別区分、収集運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応等に関して、(2)で書かれた事項が簡潔にまとめられて記載されているか。

(3) 処理施設等の整備

- 交付金により整備する施設について記載されているか。
- 整備理由について、既存施設の老朽化、広域処理による施設の集約化及び効率化、3Rの推進、環境保全、コスト削減などの観点から簡潔に記載されているか。
- 現有施設の概要が資料として添付されているか。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

- 交付金により実施する計画支援事業が記載されているか。

(5) その他の施策

- 不法投棄対策に関する施策について記載されているか。
- 災害時の廃棄物処理に関する事項について記載されているか。

4 計画のフォローアップと事後評価

- 地域計画作成マニュアルに示す記載例に沿った文言になっているか。

表 4- (1) -③ 調査対象 14 都道府県内の 43 市町村等が作成した地域計画

No.	都道府県	地域名	計画期間	目標年度	事後評価の実施状況
1	北海道	旭川地域	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
2	北海道	北見地域	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み
3	北海道	江別地域	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み
4	北海道	登別市地域	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
5	宮城県	仙台市	平成 23. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
6	宮城県	黒川地域	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
7	宮城県	亘理名取共立衛生処理組合	平成 21. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
8	宮城県	仙南地域広域行政事務組合地域	平成 21. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
9	山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
10	山形県	最上広域市町村圏事務組合地域①	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
11	山形県	最上広域市町村圏事務組合地域②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
12	山形県	置賜広域行政事務組合①	平成 19. 4. 1～24. 3. 31	平成 24	実施済み
13	山形県	置賜広域行政事務組合②	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
14	群馬県	伊勢崎ブロック地域	平成 20. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
15	群馬県	吾妻東部地域	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
16	埼玉県	川越市	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
17	埼玉県	川口市	平成 20. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
18	埼玉県	久喜宮代衛生組合	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
19	東京都	八王子市①	平成 19. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	未実施(※1)
20	東京都	八王子市②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
21	東京都	東村山市	平成 22. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
22	東京都	三鷹・調布地域①	平成 18. 10. 1～25. 3. 31	平成 25	未実施(※2)
23	東京都	三鷹・調布地域②	平成 26. 4. 1～31. 3. 31	平成 31	未実施

24	東京都	東京二十三区地域（東京二十三区清掃一部事務組合）①	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
25	東京都	東京二十三区地域（東京二十三区清掃一部事務組合）②	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
26	東京都	東京二十三区地域（東京都）①	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	未実施(※3)
27	東京都	東京二十三区地域（東京都）②	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
28	神奈川県	横浜市①	平成 17. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
29	神奈川県	横浜市②	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
30	神奈川県	厚木愛甲地域	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
31	福井県	福井市	平成 22. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
32	福井県	若狭町	平成 20. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
33	福井県	美浜・三方地域	平成 19. 4. 1～24. 3. 31	平成 24	実施済み
34	愛知県	岡崎地域	平成 19. 4. 1～24. 3. 31	平成 24	実施済み
35	愛知県	安城市	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
36	愛知県	稲沢市	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
37	愛知県	知多南部地域①	平成 18. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
38	愛知県	知多南部地域②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
39	大阪府	堺市①	平成 18. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
40	大阪府	堺市②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
41	大阪府	泉南市阪南市地域	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
42	広島県	三原地域①	平成 20. 4. 1～26. 3. 31	平成 26	未実施
43	広島県	三原地域②	平成 26. 4. 1～31. 3. 31	平成 31	未実施
44	広島県	福山地域	平成 20. 4. 1～26. 3. 31	平成 26	未実施
45	広島県	三次市	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
46	広島県	大竹地域	平成 20. 12. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
47	広島県	広島安芸地域	平成 25. 4. 1～32. 3. 31	平成 32	未実施
48	香川県	高松市①	平成 20. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
49	香川県	高松市②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
50	香川県	香川県東部地域①	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
51	香川県	香川県東部地域②	平成 23. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
52	愛媛県	松山市①	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み

53	愛媛県	松山市②	平成 22. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
54	福岡県	糸島市	平成 24. 4. 1～31. 3. 31	平成 31	未実施
55	福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み
56	福岡県	田川地域	平成 21. 4. 1～26. 3. 31	平成 26	未実施

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 ※1 の八王子市については、調査時点（平成 27 年 2 月）において、事後評価書を東京都に提出はしていたが、東京都から環境省へは未提出であったことから、未実施として整理した（東京都から環境省へは同年 3 月に提出済み）。
- 3 ※2 の三鷹・調布地域については、調査時点（平成 27 年 2 月）において、当該地域の地域計画を作成したふじみ衛生組合から東京都に対して事後評価書が提出されていなかったため、未実施として整理した（東京都に対し同年 3 月に提出済み）。
- 4 ※3 の東京都については、予定していた最終処分場の整備計画を一部先送りにしたため、第 2 期計画の事後評価の際に第 1 期計画分を含めて事後評価を実施することとしているため、未実施として整理した。

表 4- (1) -④ 地域計画と一般廃棄物処理基本計画の目標値の整合性が取れていない事例

稲沢市は、廃掃法第 6 条第 1 項の規定に基づいた一般廃棄物処理基本計画として、平成 17 年度に 18 年度から 27 年度までを計画期間とした「ごみ処理基本計画」を策定し、同計画実施後 5 年を経過した平成 23 年度に、同市のごみ処理の現状を踏まえた同計画の見直しを行っている。

一方、稲沢市は、交付金を活用してごみ処理施設（稲沢市環境センター）の老朽化及び処理能力の低下のための基幹的整備並びに施設の長寿命化を図るべく、ごみ処理基本計画の見直しと同時期に、平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とした地域計画を作成している。

稲沢市のごみ処理基本計画及び地域計画における各種排出量の目標値を比較すると以下のとおりとなっている。

○ 2 つの計画に係る目標値の設定状況

区分	ごみ処理基本計画	地域計画
目標年度	平成 27 年度	平成 28 年度
家庭系ごみ排出量	23,013 t 1 人 1 日当たり 468 g	31,156 t 1 人当たり年間 233 kg
事業系ごみ排出量	7,540 t 1 人 1 日当たり 153 g	7,463 t 1 事業所当たり年間 1,456 kg
資源化量	8,571 t 1 人 1 日当たり 174 g	8,604 t —

(注) 地域計画の「家庭系ごみ排出量」は「1人当たり年間 233 kg」とされており、「1人1日当たり」とされていない。1人1日当たり換算すると「638 g」となり、ごみ処理基本計画の「468 g」とかい離している。

上表のとおり、目標年度が1年相違することを考慮しても、家庭系ごみ排出量に大きな差異があり、また1人当たりの目標値の定義も相違している。

稲沢市は、この理由について、地域計画の「家庭系ごみ排出量」は、本来資源化量を差し引いて計算しなければならないが、誤ってこれを算入してしまったためとしている。

なお、地域計画の家庭系ごみ排出量 31,156 t から資源化量 8,604 t を差し引くと 22,552 t となり、ごみ処理基本計画における家庭系ごみ排出量 23,013 t と近似する。

同時に、稲沢市は、ごみ処理基本計画は資源対策課が、地域計画は環境施設課が、それぞれ作成したとしており、作成担当課が相違したことも目標数値が不統一となった原因と考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (1) -⑤ 共同で地域計画を作成しているものの、ごみの一体的処理に係る具体的な施策が盛り込まれていない事例

「循環型社会形成推進交付金制度 Q & A」(平成 22 年 12 月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)によると、「A市単独の処理施設にかかる基幹的設備改良事業を行いたい、A市単独では交付金の人口・面積要件を満たさない」場合、「基幹的設備改良事業においても、交付金の人口・面積要件を満たす必要があるため、御質問の場合に交付対象となるためには、人口・面積要件を満たす地域計画を作成する必要がある。なお、その際、地域計画が地域の 3R 推進のための総合的な計画であることに鑑み、A市の基幹的設備改良事業のみではなく、周辺市町村と共に他の 3R 推進のための具体的な施策が地域計画に盛り込まれるべきことは当然である」とされている。

表 1 循環型社会形成推進交付金制度 Q & A (抜粋)

No.	質問	回答
57	<u>A市単独の処理施設にかかる基幹的設備改良事業を行いたい、A市単独では交付金の人口・面積要件を満たさない。</u> この場合、周辺市町村と共に地域計画を作成し、人口・面積要件を満たす必要があるか。	<p>基幹的設備改良事業においても、交付金の人口・面積要件を満たす必要があるため、御質問の場合に <u>交付対象となるためには、人口・面積要件を満たす地域計画を作成する必要がある。</u></p> <p>なお、その際、地域計画が、地域の 3R 推進のための総合的な計画であることに鑑み、A市の基幹的設備改良事業のみではなく、<u>周</u></p>

		<u>辺市町村と共に他の 3R 推進のための具体的な施策が地域計画に盛り込まれるべきことは当然</u> である。
--	--	--

(注) 下線は当省が付した。

玉村町では、単独では交付金の交付対象となるための人口・面積要件を満たすことができないため、近隣の伊勢崎市と連名で平成 20 年 1 月に 20 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までを計画期間とした「伊勢崎ブロック地域循環型社会形成推進地域計画」を作成し、玉村町クリーンセンター（ごみ焼却施設）の基幹的設備改良事業を平成 23 年度及び 24 年度に実施しており、今後の処理体制について当該地域計画には「伊勢崎市および玉村町の焼却処理施設の更新時にあわせて、伊勢崎ブロック地域の一体的処理について検討する。なお、既存施設の有効利用の点から、伊勢崎市及び玉村町の焼却処理施設の延命化を図りつつ、一体処理による広域化を目指す」と記載されている。

表 2 伊勢崎ブロック地域循環型社会形成推進地域計画（平成 20 年 1 月作成、23 年 1 月（一部変更）伊勢崎市・玉村町）（抜粋）

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項
	(3) 基本的な方向
	構成市においては、平成 17～19 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、限りある資源を有効に活用し、循環型社会の形成を図るため、更なるごみの減量化・資源化に向けて、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、 <u>お互いに協力しながら取り組んでいく</u> こととしている。このようなことから、本計画においてもこの基本的な考え方を踏まえたものとする。
3	施策の内容
	(2) 処理体制
	オ 今後の処理体制の要点
	3) 今後の処理体制
	◇ <u>伊勢崎市および玉村町の焼却処理施設の更新時にあわせて、伊勢崎ブロック地域の一体的処理について検討する。</u>
	<u>なお、既存施設の有効利用の点から、伊勢崎市及び玉村町の焼却処理施設の延命化を図りつつ、一体処理による広域化を目指す。</u>

一方、伊勢崎市についても、当該地域計画において伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（ごみ焼却施設）の基幹的設備改良事業を平成 25 年度に実施している。このことについて玉村町は、両市町の施設の稼働時期が 10 年違うため（玉村町クリーンセンターは平成 2 年、

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21は12年)、当面はそれぞれで単独処理を継続する必要があったためとしている。

このため、当該地域計画には伊勢崎ブロック地域の一体的処理の検討に係る具体的なスケジュール等は記載されておらず、共同で実施する3R推進のための具体的な施策が盛り込まれていない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。

表4- (1) -⑥ チェックリストの未改正箇所

区分	チェックリスト	基本方針 (平成22年12月変更)
排出量	<u>平成22年度における排出量を平成9年度比で約5%削減</u>	<u>平成27年度における排出量を平成19年度比で約5% (平成9年度比で約9%) 削減</u>
再生利用量	<u>平成22年度における再生利用率を24%とする</u>	<u>平成27年度における再生利用率を約25%とする</u>
最終処分量	<u>平成22年度における最終処分量を平成9年度のおおむね半分にする</u>	<u>平成27年度における最終処分量を平成19年度比で約22% (平成9年度比で約59%) 削減</u>

(注) チェックリスト及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)を基に当省が作成した。

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 事後評価の実施及びその結果の公表</p> <p>交付要綱では、交付金の交付を受けた市町村等は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならないとされている。</p> <p>また、交付取扱要領において、地域計画の計画期間が終了した場合、市町村等は目標達成状況報告書（以下「事後評価書」という。）を作成し、都道府県知事に提出することとされ、都道府県知事は事後評価書に所見を付して目標年度（計画最終年度の翌年度）の翌年度の7月末までに環境大臣（窓口は地方環境事務所）に提出することとされている。</p> <p>さらに、市町村等は、上記の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成の上都道府県知事に提出し、都道府県知事は改善計画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出することとされている。</p> <p>一方、事後評価を行った市町村等は、事後評価書及び改善計画書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表することとされている。</p> <p>なお、地域計画作成マニュアルにおいて、地域計画作成の際、循環型社会の実現を目指し、目標年次における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量その他地域で必要とする目標量を定めることとされている。</p>	<p>表 1－⑨－ii （再掲）</p> <p>表 4－(2)－① 表 4－(2)－② － i、ii、iii</p>
<p>ア 事後評価書の作成・提出状況</p> <p>環境省によると、平成 24 年度までに計画期間を終了し、事後評価書の提出時期が到来した地域計画は全国で 259 計画あるが、実際に事後評価書が提出されたのは 227 計画であり、32 計画が未提出の状況となっている。</p> <p>調査対象 14 都道府県内で、事後評価書の提出時期が到来した地域計画は 83 計画あるが、事後評価書が提出されたのは 64 計画であり、残りの 19 計画のうち、都道府県において事後評価書の提出状況が確認できない 4 計画を除いた 15 計画が担当者の提出時期の誤解や失念等により未提出の状況となっている。</p> <p>事後評価書が提出された 64 計画のうち、調査対象とした市町村等に係る 20 計画の事後評価書の作成・提出状況について調査したところ、①事後評価書において評価することとされている 5 つの指標（排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量及び最終処分量）のうち、減量化量について言及されていない例、②事業期間が長期間にわたることにより、地域計画を第一期、第二期と分けて作成している場合に、第一期の計画期間が終了した際に事後評価を実施している市町村等と実施していない市町村等がみ</p>	<p>表 4－(2)－ア －①</p> <p>表 4－(1)－③ （再掲） 表 4－(2)－ア －②</p>

られる例、③目標値の設定の仕方・考え方が不明である例、④事後評価書を環境大臣に報告する期限である目標年度の翌年度の7月末によく都道府県知事に提出している例がみられた。

一方、事後評価書の様式をみると、5つの指標ごとに現状、目標及び実績を比較・評価するための「実績B／目標A」欄が設けられており、一律に実数での比較を行う様式となっている。

しかし、再生利用量、熱回収量、減量化量及び最終処分量の各指標については、排出量に占める各指標の割合による評価も重要であると考えられるものの、事後評価書の様式自体が上記のとおり一律に実数での比較を行う様式となっており、割合による評価を想定した設計となっておらず、各指標の目標の達成・未達成の状況を適切に表していないものとなっている。

このような状況となっている理由・原因は、以下のとおりと考えられる。

i) 事後評価書が未提出となっている地域計画があることについては、環境省は各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を整理していることから、その情報を基に、事後評価書の提出時期が到来した地域計画や事後評価書が未提出となっている地域計画を作成した市町村等に対して地方環境事務所及び都道府県を通じて督促等を行い、事後評価書の提出を促すことが考えられるが、同省は、事後評価書が未提出となっている地域計画を作成した市町村等に対して、地方環境事務所等を通じて督促を実施しているものの、事後評価の実施時期が到来した地域計画を作成した市町村等には督促等を実施していない。

また、環境省は、事後評価書を未提出の市町村等に対し督促を実施していても、同省と地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を共有していないため、計画期間が変更されている事実を地方環境事務所が把握しておらず、提出時期が到来していない計画について事後評価書の提出を求めている一方、提出時期が到来している計画について事後評価書を求めている状況がみられた。

ii) 上記①の例については、減量化量は中間処理量から処理残さ量を差し引いたものを表す指標である。

一方、地域計画は、廃掃法基本方針に沿って作成することとされているが、同方針においては、排出量や最終処分量等の削減目標量が設定されているが、処理する廃棄物の性質や施設の処理能力、整備状

表 4- (2) - ②
- i (再掲)

表 4- (2) - ア
- ③

<p>況によって市町村等ごとに千差万別であるとの理由から、減量化量に関する目標は設定されていない。このことを踏まえると、そもそも地域計画において減量化量に係る目標を設定する意義は乏しいものと考えられる。</p> <p>iii) 上記②、③及び④のそれぞれの例については、交付取扱要領において、一つの事業が複数の地域計画をまたいで行われる場合における事後評価の実施に係るルールや、目標値の設定の仕方・考え方、市町村等が都道府県に対して事後評価書等を提出する時期が具体的に記載されていないことによるものと考えられる。</p> <p>iv) 事後評価書の様式が、各指標の目標の達成・未達成の状況を適切に表すものとなっていないことについては、当該様式が各指標の関連性を考慮した様式とはなっておらず、事後評価の結果の公表が不特定多数の国民に対して説明責任を果たすための手段であると考えれば、分かりやすさという点での配慮が不十分であるためと考えられる。</p>	<p>表 4- (2) - ② - ii、iii (再掲)</p>
<p>イ 改善計画書の作成状況</p> <p>調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の事後評価結果に基づいた改善計画書の作成状況について調査したところ、改善計画書は 9 計画において作成されている。</p> <p>一方、当該 9 計画の事後評価書の評価の状況を併せてみると、各指標において、①同じ評価結果でありながら、改善計画書を作成している地域計画と作成していない地域計画があるもの（排出量、再生利用量）、②排出量における割合で評価すべき指標について、実数の比較のみで評価を行っている地域計画があるもの（再生利用量）、③指標の捉え方が市町村等によって異なっており、実績値が目標値を超過している計画及び実績値が目標値に達していない計画のいずれにおいても、共に目標未達成であると評価して改善計画書を作成している地域計画があるもの（減量化量）があり、改善計画書の作成が区々となっている状況がみられた。</p> <p>このような状況がみられた理由について、環境省では事後評価の結果、目標を達成していない指標が一つでもある場合は改善計画書を作成する必要があると説明しているものの、交付取扱要領における改善計画書を作成するための基準である「目標が達成されていないことが明らかとなった場合」とはどのようなことが交付取扱要領には具体的に示されていないためと考えられる。</p>	<p>表 4- (2) - イ - ①</p> <p>表 4- (2) - イ - ②～④</p> <p>表 4- (2) - ① (再掲)</p>
<p>ウ 事後評価書等の公表状況</p> <p>平成 22 年度以降に事後評価を行った全 227 地域計画の事後評価書及び事後評価書に基づいて作成された 113 計画の改善計画書の公表状況を調査</p>	<p>表 4- (2) - ウ - ①</p>

したところ、公表された事後評価書は 122 計画、改善計画書は 54 計画となっており、約半数にとどまっている。

また、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の事後評価書及び 9 計画の改善計画書の公表状況について調査したところ、5 市町村等に係る 5 計画の事後評価書及び 2 市町村等に係る 2 計画の改善計画書が未公表となっており、その理由について、4 市町村等では、事後評価書等を市町村等において公表するという事を承知していなかったためとしている。

一方、環境省では、市町村等が事後評価書等を公表する際には都道府県知事の所見が付された事後評価書等を公表すべきとしているが、上記の未公表のものうち、2 市町村等に係る 2 計画の事後評価書及び 1 市町村等に係る 1 計画の改善計画書について、都道府県に提出した事後評価等に係る知事の所見が、都道府県から当該市町村等に対して通知されていない。このことについて都道府県では、市町村等は、都道府県への報告に当たり、目標達成状況をよく評価し、改善策を提示していることから、事後評価書等に記載する都道府県の所見は、市町村等が行った評価結果を追認する内容となる場合が多いため、改めて所見内容を市町村等に通知する必要はないと考えていたとしている。

このような状況がみられた理由は、交付要綱及び交付取扱要領において、市町村等が事後評価書や改善計画書を作成した後、都道府県知事の所見を付した事後評価書等を公表するなど、事後評価書等を都道府県知事に提出し、公表するまでの具体的な手続や時期が明確に規定されていないことが考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、交付要綱等に基づく適切な事後評価の実施及び公表の確保の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を共有した上で、事後評価の実施時期が到来した地域計画について、市町村等に対し督促等を実施すること。
- ② 地域計画作成時に設定する評価の指標及び事後評価書の様式について見直しを行うこと。
- ③ 地域計画期間終了時における事後評価実施のルール、地域計画の各指標の目標値の設定の仕方・考え方、事後評価書・改善計画書の都道府県への提出から公表までの具体的な手続・時期及び改善計画書を作成するための具体的な基準・目安について交付要綱等に明示し、地方公共団体に対し周知を行うこと。

表 4-(2)-ウ
-②

表 4-(2)-ウ
-③

表 4－(2)－① 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(平成 17 年 4 月 11 日付け環境
対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜
粋)

11. 事後評価

- (1) 「循環型社会形成推進交付要綱」(平成 17 年 4 月 11 日付環境対発第 050411001 号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。) 第 9 第 1 項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。
- ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。
 - イ. 事後評価の報告は、様式第 8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。
 - ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該報告書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に報告するものとする。
 - エ. ウ. に定める報告の期限は、目標年度の翌年度の 7 月末までとする。
- (2) (1)の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。
- ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成するものとする。
 - イ. 市町村は、ア. に定める計画書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該計画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出するものとする。
 - ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。
- (3) 事後評価を行った市町村は、その結果をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

表 4- (2) - ② - i 地域計画の事後評価の様式 (事後評価書)

指標		現状	目標 (A)	実績 (B)	実績 (B/A)
排出量	事業系 総排出量	t	t	t	%
	1 事業所当たりの排出量	t	t	t	%
	家庭系 総排出量	t	t	t	%
	1 人 1 日当たりの排出量	kg/人	kg/人	kg/人	%
	合計 事業系家庭系総排出量合計	t	t	t	%
再生利用量	直接資源化量	t	t	t	%
	総資源化量	t	t	t	%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh	%
減量化量	中間処理による減量化量	t	t	t	%
最終処分量	埋立処分量	t	t	t	%

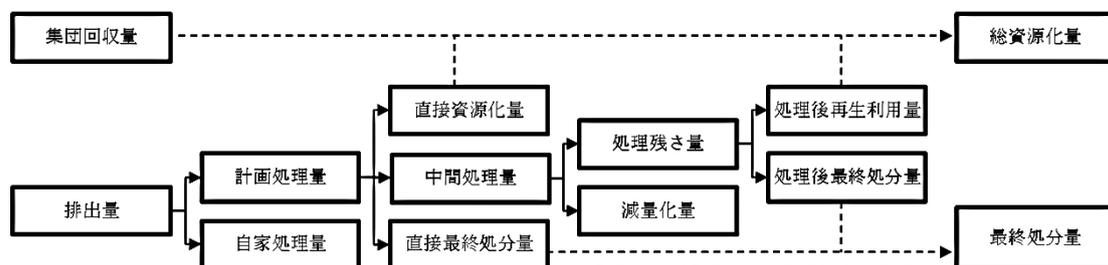
(注) 交付取扱要領様式第 8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」を基に当省が作成した。

表 4- (2) - ② - ii 地域計画作成の際に目標値を設定する指標

i)	排出量 (単位: t) 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。)
ii)	再生利用量 (単位: t) 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和
iii)	熱回収量 (単位: MWh) 熱回収施設において発電された年間の発電電力量
iv)	減量化量 (単位: t) 中間処理量と処理後の残さ量の差
v)	最終処分量 (単位: t) 埋立処分された量

(注) 地域計画作成マニュアルを基に当省が作成した。

表 4- (2) - ② - iii 一般廃棄物の処理状況フロー



(注) 地域計画作成マニュアルを基に当省が作成した。

表 4- (2) - ア - ① 事後評価書等の提出時期が到来した地域計画数

(単位：計画)

事後評価書提出年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
① 事後評価書等の提出時期が到来した地域計画数	64	61	76	58	259
うち調査対象 14 都道府県分	26	19	22	16	83
② ①のうち、事後評価書等の提出があった地域計画数	49	50	72	56	227
うち調査対象 14 都道府県分	17	15	19	13	64
③ ②のうち、改善計画書の提出があった地域計画数	20	14	33	46	113
うち調査対象 14 都道府県分	11	5	9	10	35

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 14 都道府県のうち、愛媛県において事後評価書及び改善計画書の提出状況が確認できない 4 計画を除く。

表 4- (2) -ア-② 調査対象とした市町村等の事後評価書の作成・提出状況に係る事例

市町村等	内容		
東根市外二市一町共立衛生処理組合、最上広域市町村圏事務組合、置賜広域行政事務組合、吾妻東部衛生施設組合、川越市、岡崎市、大竹市、香川県東部清掃施設組合	調査対象とした市町村等が作成している 20 計画のうち、事後評価書において目標の達成・未達成にかかわらず減量化量の評価について言及されていないものが 8 計画あり、そのうち 5 計画は、言及していない理由について、減量化量は排出量の動向により左右される指標であるため、排出量の評価をすれば足りると考えているためとしている。		
	○ 事後評価書において減量化量についての言及がない計画及びその理由		
	都道府県	地域名	理由
	山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	減量化量は、排出量と表裏一体の関係にあると捉えていること等から、排出量の評価の記載に包含されていると考えているため。
	山形県	最上広域市町村圏事務組合地域	減量化量は、排出量と表裏一体の関係にあると捉えていること等から、排出量の評価の記載に包含されていると考えているため。
	山形県	置賜広域行政事務組合	減量化量は、排出量と表裏一体の関係にあると捉えていること等から、排出量の評価の記載に包含されていると考えているため。
	群馬県	吾妻東部地域	目標を達成しており、また、焼却施設を替えたわけではなく、単純に焼却量を表すだけであったことから、記載することを重要視していなかったため。
	埼玉県	川越市	減量化量は、中間処理量と残さ量の差であるため、排出量と資源化量による影響が大きい数値であると認識している。よって、減量化量の数字としてだけの評価する必要はないと判断したため。
愛知県	岡崎地域	目標を達成しており、特にコメン	

			トを必要としなかったため。
	広島県	大竹地域	今後も排出量の減量と再生利用を進めるという趣旨で、事業、施策の全てを含め、全体としておおむね目標達成と評価しており、全ての項目には触れていないため。
	香川県	香川県東部地域	ごみの総排出量に起因する項目のため、具体的な記載はないが、「1. ごみ減量化等目標の達成状況に関する評価」の中で総括していると考えているため。
東京二十三区清掃一部事務組合、東京都	<p>東京二十三区清掃一部事務組合は、第一期地域計画及び第二期地域計画にかけて清掃工場の建替工事等を実施しており、第一期地域計画終了後にはその時点における事後評価を実施している。</p> <p>環境省では、地域計画の計画期間が終了した際には原則事後評価を実施すべきであるとしているが、東京都では、東京二十三区清掃一部事務組合と同様、第一期地域計画及び第二期地域計画にかけて最終処分場の整備を実施しており、東京二十三区のごみ量の減量化による埋立処分量の削減が進んだ影響を受け、施設整備計画を一部先送りしたため、第一期計画終了時には目標達成状況の結果を得るには至らないと判断し、第二期計画の事後評価において、第一期計画期間を踏まえた事後評価を行うこととしている。</p>		
北見市、江別市	<p>北見市及び江別市では、それぞれ平成17年4月1日から22年3月31日までを計画期間とした地域計画を作成しており、23年度に事後評価を実施済みであるが、事後評価を実施する上で目標の達成状況の基準となる目標値の設定の仕方・考え方が不明となっている。</p> <p>このことについて両市では、関係資料を保存しておらず、その理由は不明であるが、地域計画の目標値は説明できなければならない事項であるとしている。</p>		
八王子市	<p>八王子市は、平成19年4月1日から25年3月31日までを計画期間とした地域計画を作成しており、環境大臣への事後評価書の報告期限は目標年度である平成25年度の翌年度の26年7月末となるが、同市が都知事へ事後評価書を提出した時期は、都知事が事後評価書へ所見を付した上で環境大臣に報告すべき時期である26年7月末となっている。</p> <p>同市による平成26年7月末付けの事後評価書の提出を受けた東京都で</p>		

	は、同市に対し事後評価書の内容に係る事実関係の確認を行い、都知事の所見について環境省（関東地方環境事務所）と必要な調整を行った上で、27年3月に同省（同事務所）に事後評価書を提出している。
--	--

（注） 当省の調査結果による。

表 4- (2) -ア-③ 環境省と地方環境事務所で情報が共有されておらず、地方環境事務所が、地域計画の計画期間の変更を把握できていない事例

<p>関東地方環境事務所は、平成26年度に事後評価書の提出時期が到来したものの未提出となっている東京都内の市町村等の地域計画について、26年11月に東京都を通じて電子メールで督促を行っている。当該督促の対象となっている地域計画をみると、当初提出された後に計画期間が変更されているものがあるが、環境省と地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報が共有されていないため、計画期間が変更されている事実を関東地方環境事務所が把握しておらず、まだ提出時期が到来していない計画について事後評価書の提出を求めている一方、提出時期が到来している計画について提出を求めている状況となっている。</p>			
<p>○ 関東地方環境事務所による東京都を通じた督促状況等</p>			
地域計画	計画期間 (計画期間変更前)	平成26年度に目標達成状況報告書を提出すべき計画	関東地方環境事務所から督促のあった計画
八王子市地域	平成19.4.1～平成25.3.31 (平成19.4.1～平成24.3.31)	○	×
三鷹・調布地域	平成18.10.1～平成25.3.31	○	○
利島村地域	平成20.4.1～平成26.3.31 (平成20.4.1～平成25.3.31)	×	○

（注） 当省の調査結果による。

表 4- (2) -イ-① 調査対象 20 地域計画における改善計画書の作成状況

都道府県	地域名
北海道	北見地域、江別地域
埼玉県	川越市
福井県	若狭町
愛知県	岡崎地域、知多南部地域
大阪府	堺市
香川県	高松市、香川県東部地域

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 20 地域計画は、表 4- (1) -③の「事後評価の実施状況」欄において、「実施済み」とした地域計画を示す。

表 4- (2) -イ-② 同じ評価結果でありながら、改善計画書を作成している地域計画と作成していない地域計画がみられる事例

1 排出量

排出量については、事業系総排出量及び家庭系総排出量に区分されるが、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の排出量の評価状況について調査したところ、事業系総排出量、家庭系総排出量及び事業系家庭系総排出量合計について目標を達成していない項目があるものは 4 計画あり、そのうち改善計画書が作成されているのは 3 計画となっている。

改善計画書を作成している 3 計画のうち、堺市については、事業系家庭系総排出量合計では目標を達成しているが、家庭系総排出量が未達成であるとして改善計画書が作成されている一方、知多南部地域では、事業系総排出量が未達成となっているが、事業系家庭系総排出量合計は達成していることから改善計画書が作成されていない。

○ 知多南部地域、若狭町、堺市及び香川県東部地域の排出量の評価状況

都道府県	地域	事業系 総排出量	家庭系 総排出量	事業系家庭系 総排出量合計
愛知県	知多南部地域	×	○	○
福井県	若狭町	○	×	×
大阪府	堺市	○	×	○
香川県	香川県東部地域	×	×	×

(注) 「○」は目標達成、「×」は目標未達成、網掛けは改善計画書を作成しているものを示す。

2 再生利用量

再生利用量については、直接資源化量及び総資源化量に区分されるが、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の再生利用量の 2 つの区分の評価状況について調査したところ、目標を達成していない区分があるものは 15 計画あるが、そのうち改善計画書が作成されているのは 6 計画となっている。

改善計画書を作成している 6 計画は、直接資源化量及び総資源化量の 2 つの指標を共に達成しておらず、そのうち 5 計画については両方の指標について改善計画書を作成している一方、表 4-(2)-②-iii のとおり、直接資源化量は総資源化量の中に含まれる指標であるため、直接資源化量単独では項目立てせず、総資源化量に包括した形で改善計画書を作成しているものも 1 計画（堺市）みられた。

○ 北見地域、江別地域、川越市、堺市、高松市、香川県東部地域における再生利用量の評価状況

都道府県	地域	再生利用量			
		直接資源化量		総資源化量	
		実数	割合	実数	割合
北海道	北見地域	×	×	×	×
北海道	江別地域	×	×	×	×
埼玉県	川越市	×	×	×	×
大阪府	堺市	×	×	×	×
香川県	高松市	×	×	×	×
香川県	香川東部地域	×	×	×	×

(注) 1 「×」は目標未達成、網掛けは改善計画書を作成しているものを示す。

2 愛知県の岡崎地域は、地域計画作成当時、「資源化を目的とした選別、圧縮及び梱包を行う施設」を経たものが直接資源化量に含まれると誤って認識して目標を設定していることから、対象から除外している。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (2) -イ-③ 排出量における割合で評価すべき指標について、実数の比較のみで評価を行っている地域計画がある事例

再生利用量については、単純な実数の増減だけではなく、排出量における割合の増減も評価を行う上で重要な指標であるが、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の再生利用量の 2 つの区分（直接資源化量及び総資源化量）の評価状況について調査したところ、目標を達成している計画には、割合では達成していないが実数では達成していると評価している計画（若狭町）もあれば、逆に実数では達成していないが割合では達成していると評価している計画（松山市）もみられる。

○ 若狭町及び松山市における再生利用量の評価状況

都道府県	地域	再生利用量			
		直接資源化量		総資源化量	
		実数	割合	実数	割合
福井県	若狭町	○	×	○	×
愛媛県	松山市	×	○	×	○

(注) 「○」は目標を達成、「×」は目標未達成であることを示す。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (2) -イ-④ 指標の捉え方が市町村等によって異なっており、実績値が目標値を超過している計画及び実績値が目標値に達していない計画のいずれにおいても、共に目標未達成であると評価して改善計画書を作成している地域計画がある事例

調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の減量化量の評価状況について調査したところ、目標を達成していないとして改善計画書が作成されているのは 3 計画となっている。

減量化量について、環境省では、中間処理量と処理後の残さ量の差であるため、目標値よりも実績値が上回れば目標達成となると説明しており、3 計画のうち 1 計画（知多南部地域）はこの考え方のおり、実績値が目標値を下回ったため目標未達成と評価し、改善計画書が作成されている。

一方、3 計画のうち 2 計画（高松市及び香川県東部地域）は、環境省の考え方によれば目標値よりも実績値が上回っているため目標を達成しているものの、実際には未達成として評価され、改善計画書が作成されている。

未達成と評価した理由について、高松市は、減量化量は低く抑えることが望ましいが、①ごみの総排出量、中間処理量自体が減少していない、②中間処理後に再生利用されるべき資源ごみ（圧縮梱包されるペットボトル等）可燃ごみとして焼却されてしまったことにより、減量化量の数値を押し上げているなどのためとしている。

また、香川県東部地域の地域計画を作成した香川県東部清掃施設組合は、「通常、中間処理による減量化量及び処理後の再生利用量を増加させることにより、最終処分量を削減することが望ましいと思われるが、当該施設の場合、中間処理後に発生する処理残さのうち、最終処分しているものではなく、全量をスラグとして再生利用できている。そのため、ごみの総排出量及び中間処理量を削減することに伴い減量化量も減少させることが望ましいと考えている。したがって、ごみの総排出量及び中間処理量とも減少しているものの、目標値には達していなかったため、減量化量も未達成とした」としている。

このように、市町村等によって減量化量に対する評価の考え方が区々となっている状況がみられた。

○ 知多南部地域、高松市、香川県東部地域の減量化量に係る評価状況

(単位：t)

都道府県	地域	実数		
		目標 (A)	実績 (B)	B/A
愛知県	知多南部地域	86,923 (80.3%)	70,896 (71.0%)	81.6% (88.5%)
香川県	高松市	103,890 (63.6%)	104,774 (69.6%)	100.9% (109.6%)
香川県	香川県東部地域	22,052 (81.9%)	26,256 (83.2%)	119.1% (101.5%)

(注) 1 各地域の事後評価書に基づき、当省が作成した。

2 目標欄及び実績欄の各欄の () は、排出量に対する割合を示す。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (2) -ウ-① 事後評価書等の公表状況

(単位：計画)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計
事後評価書等の提出があった地域計画数	49	50	72	56	227
うち改善計画書作成数	20	14	33	46	113
事後評価書等の公表がなされた地域計画数	27	33	31	31	122
うち改善計画書作成数	9	6	12	27	54

(注) 環境省の資料を基に当省が作成した。

表 4- (2) -ウ-② 調査対象 20 市町村等における事後評価書等の公表状況

都道府県	地域	事	改	都道府県	地域	事	改
北海道	北見地域	×	×	福井県	若狭町	×	×
北海道	江別地域	○	○	福井県	美浜・三方地域	×	—
山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	×	—	愛知県	岡崎地域	○	○
山形県	最上広域市町村圏事務組合地域	○	—	愛知県	知多南部地域	○	○
山形県	置賜広域行政事務組合	○	—	大阪府	堺市	○	○
群馬県	吾妻東部地域	○	—	広島県	大竹地域	○	—
埼玉県	川越市	○	○	香川県	高松市	○	○
東京都	東京二十三区地域 (東京二十三区清掃一部事務組合)	○	—	香川県	香川県東部地域	○	○
神奈川県	横浜市	○	—	愛媛県	松山市	不明	—
神奈川県	厚木愛甲地域	○	—	福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	×	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「事」は事後評価書、「改」は改善計画書を示す。

3 「○」は公表済み、「×」は未公表、「—」は事後評価書の評価が目標を達成しているため、改善計画書が未作成であることを示す。

4 松山市は、ホームページの改訂により、公表状況が確認できないため不明としている。

表 4－(2)－ウ－③ 調査対象 20 地域計画のうち、事後評価書等が公表されていないものの理由

都道府県	地域	未公表理由
北海道	北見地域	公表しなければならないことを認識していなかったため。
山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	組合が公表しなければならないことや適切な公表方法について知らなかったため。
福井県	若狭町	公表すべきことを承知していなかったため。
福井県	美浜・三方地域	公表すべきことを承知していなかったため。
福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	事後評価実施時において、ホームページや独自の広報誌がなく、公表する手段がなかったため。

(注) 当省の調査結果による。

5 廃止されたごみ焼却施設の未解体への対処

調査の結果	説明図表番号
<p>(環境省による廃止されたごみ焼却施設の解体に関する財政支援措置)</p> <p>環境省は、平成 14 年のダイオキシン類排出規制の強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の解体について、市町村等からの財政支援の要望も踏まえ、16 年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部又は一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め国庫補助を行ってきている。また、平成 17 年度からは、交付金においても同様の措置を講じている。</p>	表 5-①
<p>(総務省による財政支援措置)</p> <p>総務省は、廃焼却炉の解体撤去工事を新施設の建設事業と一体として実施する場合に、該当の事業債の対象とし、また、跡地利用計画がなく更地にする場合等、市町村が単独事業により解体撤去工事を実施する場合には、解体に要する経費の 30%を特別交付税として措置(注)することとしている。</p> <p>(注) 特別交付税に関する省令(昭和 51 年自治省令第 35 号)の改正により、当該措置は平成 26 年度で廃止された。</p>	表 5-①(再掲)
<p>(環境省による解体促進に向けた取組)</p> <p>環境省は、廃止されたごみ焼却施設の解体促進に向けて、平成 18 年 1 月に、各都道府県に対し、上記の国の措置について、管下の市町村に周知するよう要請している。</p> <p>また、総務省では、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の改正により、地方公共団体が、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために策定する「公共施設等総合管理計画」(注)に基づいて行われる解体撤去について、平成 26 年度からその費用を地方債の対象とする特例措置を創設しており、環境省は、同年度及び 27 年度に開催された、都道府県、政令指定都市及び中核市の廃棄物処理担当課長が参集する「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」において、当該特例措置を活用し廃焼却炉の円滑な解体が促進されるよう市町村への周知等を要請している。</p> <p>(注) インフラ長寿命化基本計画に基づき、地方公共団体が策定する行動計画のこと。</p>	表 5-①(再掲)
<p>今回、調査対象 14 都道府県における廃止されたごみ焼却施設の解体等の実態を調査した結果、以下の状況がみられた。</p>	
<p>ア 未解体となっているごみ焼却施設の状況</p> <p>調査対象 14 都道府県において、既に廃止されたごみ焼却施設のうち、平成 27 年 1 月 1 日時点で未解体となっている施設が計 142 施設みられ、その理由は、予算の確保が困難等地方公共団体における財政事情によるもののほか、跡地利用が未定であることによるものとされている。</p>	表 5-③
<p>また、コンクリート系の建築物の耐用年数が 50 年とされていることから、未解体の 142 施設のうち、使用開始年度が不明の 1 施設を除いた 141</p>	表 1-⑧(再掲) 表 5-③(再掲)

<p>施設について、使用開始からの経過年数を見ると、50年以上経過しているものが3施設みられた。</p>	
<p>イ 解体処理が進まない背景</p> <p>廃止されたごみ焼却施設の解体処理が進まない背景には、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要すること(注)が一つある。このため、市町村等は、解体撤去のみについても交付金の交付対象とするよう要望している。これに対して、環境省では、既に、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用を交付対象としているが、解体事業のみを行う場合は、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから、交付金の対象とすることはできないとしている。</p> <p>(注) 総務省による「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」(平成25年12月)では、廃棄物処理施設の平均解体撤去費用が2億3,600万円とされている。</p>	<p>表5-④</p>
<p>ウ 東日本大震災の発生による未解体施設の被災</p> <p>調査対象70市町村等の中には、新たな清掃工場が市内に整備されたことに伴い廃炉となったものの、数億円に上る解体費用が確保できず未解体となっていたところ、東日本大震災が発生し、当該施設が被災した例がみられた。我が国では、将来、首都直下地震や南海トラフ巨大地震を始めとする大規模地震の発生が予見されているところであり、こうした大規模地震の発生に備えた未解体施設への適切な対処が重要と考えられる。</p>	<p>表5-⑤</p>
<p>エ 地方債の特例措置に係る市町村の動向</p> <p>総務省は、前述のとおり、地方財政法の改正により、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる解体撤去の費用を平成26年度から地方債の対象とする特例措置を講じているが、同省の調査結果によれば、全国の市町村の多くが、28年度中に公共施設等総合管理計画を策定する予定としており、同計画の中で未解体施設の解体撤去に向けた取組方針が盛り込まれることが期待されているところである。</p>	<p>表5-⑥</p>
<p>オ 廃止されたごみ焼却施設の解体撤去事例・活用事例</p> <p>このような中、調査対象70市町村等においては、以下の例がみられ、こうした未解体施設に対する措置は、住民の安全・安心や公共用地の有効利用に資する、未解体施設への対処方策の一つとなり得ると考えられる。</p> <p>i) 廃止届が提出された一部事務組合が設置する旧清掃工場の撤去には多額の費用を要することから早急な撤去はできなかつたものの、平成25、26年度に約5億円の費用をかけて、まずは建物地上部分の解体撤去を行っている例</p> <p>ii) 廃止されたごみ焼却施設について、市内の別の資源化施設に一元化・集約化するまでの間の措置として、当該焼却施設の一部(ごみピット等)を改造し、資源化施設として活用している例</p>	<p>表5-⑦</p>

表 5-① 「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」(平成 18 年 1 月 13 日付け環廃対発第 060113001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)(抜粋)

廃焼却炉の円滑な解体の促進について

一般廃棄物行政の推進については、日頃から多大なご尽力を賜り、感謝いたします。

さて、平成十四年のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の円滑な解体については、廃焼却炉を解体しようとする市町村等からの財政支援の要望も踏まえ、環境省では平成十六年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め国庫補助を行い、廃焼却炉の円滑な解体の促進に努めてきたところです。また、平成十七年度からは、循環型社会形成推進交付金においても同様の措置としたところです。(別紙 1 参照)

総務省においても、廃焼却炉の解体を新施設の建設事業と一体として実施する場合には、各事業債の対象とするといった地方財政措置が講じられており、さらに、跡地利用計画がなく更地にする場合など、市町村が単独事業として実施する廃焼却施設の解体費についても、特別交付税によりその一部を措置することとされております。(別紙 1 参照)

先般、貴庁のご協力により把握した廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、別紙 2 のとおり平成十七年十二月一日現在で全国に六百十二箇所、うち解体予定施設数は二百三十三箇所にとどまっている状況となっております。

つきましては、調査結果を踏まえ、循環型社会形成推進交付金や特別交付税等の廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、貴管下市町村に対し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によって廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います。

(別紙 1)

○循環型社会形成推進交付金による廃焼却炉解体に対する支援制度 (環境省)

【交付要件】

廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業であること。

なお、3ng/g 以上のダイオキシン類に汚染されている場合には、解体後 5 年以内 (解体の翌年度から起算) に廃棄物処理施設整備に着手すればよいこととしている。

【交付率】

1/3 (ただし、高効率原燃料回収施設を整備する場合は 1/2)

【その他】

解体撤去費が施設整備費を上回る場合においても、交付対象となる。

○地方財政措置による廃焼却炉解体に対する支援制度 (総務省)

【地方債】

解体撤去工事に要する経費については、既存建物を撤去しなければ新增築できない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、新施設の建設事業と一体の事業として、該当の事業債の対象とする。(廃棄物処理施設の建替、公園整備等)

(跡地に一般廃棄物処理施設を整備する際の例)

(略)

【特別交付税】

各事業債（上記の地方債）の対象とならない場合や、跡地利用計画がなく更地にする場合など、一般財源負担（地方単独事業）により解体撤去工事を実施する場合には、解体に要する経費の30%を特別交付税として措置する。【平成13年度から措置】

(注) 下線は当省が付した。

表5-② 「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料」（平成27年6月25日（木）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）（抜粋）

3. 循環型社会形成推進交付金制度等

(5) 廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合には、廃焼却炉の解体に要する費用（廃棄物運搬・処分費を含む）についても交付対象としている。

また、地方財政法の改正により、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところであり、廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

表5-③ 調査対象14都道府県における廃止されたものの未解体となっているごみ焼却施設の概況

未解体施設総数		142 施設
使用開始からの経過年数	30年未満の施設	61 施設
	40年未満の施設	45 施設
	50年未満の施設	32 施設
	50年以上の施設	3 施設
	経過年数が不明の施設	1 施設

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 上記は、平成27年1月1日時点の状況を取りまとめたものである。
3 上記142施設には、廃掃法の適用外のものが含まれる。
4 同一焼却施設で炉の廃止時期が異なるものは、それぞれ計上している。

表 5-④ 要望書（公益社団法人全国都市清掃会議）（抜粋）

要望書
<p>II 要望事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望</p> <p>4. 廃止した焼却施設等の解体工事に係る財政支援について</p> <p>循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されており、解体跡地以外に新施設を建設する場合や、新施設建設後に解体工事を行う場合等は交付対象となっていない。</p> <p>また、廃棄物処理施設の解体は、安全・安心な住民生活の確保や公共用地の有効利用の面から喫緊の課題となっているが、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要するため、解体処理が進まない現状にある。</p> <p>については、施設解体を促進するため、交付対象範囲を拡充するとともに新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、新たな財政措置を講じること</p>

(注) 1 公益社団法人全国都市清掃会議の公表資料による。

2 公益社団法人全国都市清掃会議は、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的とした、市区町村や組合・連合の正会員等で構成される団体である。

3 上記は、平成 26 年度要望事項に係るものである。

表 5-⑤ 解体費用が確保できず未解体となっていたところ、東日本大震災の発生により、ごみ焼却施設が被災した例

<p>住宅地や J R 仙石線に隣接していた宮城県仙台市の小鶴工場は、新たに松森工場が整備されたことに伴い、平成 17 年に廃炉となったものの、跡地利用が決まらず、数億円に上る解体費用が確保できずに未解体となっていたところ、23 年 3 月、東日本大震災が発生し被災した。</p> <p>なお、当該施設については、倒壊のおそれがあったことから、同市は、震災復興事業として補助金を受けて、平成 25 年 3 月に当該施設を解体した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 5-⑥ 公共施設等総合管理計画の策定状況

都道府県名	市区町村数	策定済	未策定	平成 28 年度までに策定予定	
全 国	1,741	64	1,677	1,650	
調 査 対 象 都 道 府 県	北海道	179	3	176	176
	宮城県	35	1	34	29
	山形県	35	1	34	34
	群馬県	35	2	33	33
	埼玉県	63	8	55	55
	東京都	62	0	62	61
	神奈川県	33	7	26	26
	福井県	17	0	17	17
	愛知県	54	0	54	53
	大阪府	43	3	40	40
	広島県	23	1	22	22
	香川県	17	2	15	14
	愛媛県	20	3	17	17
	福岡県	60	4	56	56

(注) 1 総務省（自治財政局）の公表資料を基に当省が作成した。
2 上記は、平成 27 年 4 月 1 日現在のものである。

表 5-⑦ 廃止された未解体施設の撤去・活用例

- ① 岸和田市貝塚市清掃施設組合は、平成 19 年 3 月末に操業を停止した旧清掃工場（新工場とは別敷地：150t/日×4 施設）について、20 年 4 月に廃止届を提出している。同組合では、旧清掃工場の撤去は、ストックヤード等の施設の設置を伴うものでないため、交付金の対象事業とはならず、組合の単独費用で実施することとなるため、多額の費用を要することから早急な撤去はできなかったものの、平成 25、26 年度に 4 億 8,930 万円の費用をかけて建物地上部分の解体撤去（26 年度未完了）を実施している。ただし、地中・地下施設の撤去工事については、更に数億円の費用を要することから現時点で未実施であり、今後、新工場の土地取得費に係る最初の償還期限を終えて経費上の余裕が生じる平成 29 年度以降を目途に実施する予定としている。
- ② 愛媛県八幡浜市は、平成 14 年 11 月に廃止したごみ焼却施設（北環境センター）について、同市内の別の資源化等を行う施設に一元化・集約化するまでの間の措置として、当該焼却施設の一部（ごみピット等）を改造し、資源化等を行う施設（ペットボトル及びプラスチック製容器包装の圧縮処理を行う場所）として活用している。

(注) 当省の調査結果による。

